

1 議 事 日 程 (3 日 目)

[平成17年太宰府市議会第4回 (12月) 定例会]

平成17年12月14日

午 前 10 時 開 議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議 席 番 号)	質 問 項 目
1	安 部 陽 (15)	<p>1. 新年度予算の重点施策について</p> <p>(1) 市長の重点施策について伺う。</p> <p>(2) 財政悪化を阻止するため、医療費削減のための予防政策を強化すべきと思われるが、その対策と見解について伺う。</p> <p>(3) 九州国立博物館開館に伴い、高齢者が参画できる商品は考えられないか。</p> <p>2. 交通渋滞対策について</p> <p>(1) 梅大路交差点と踏切との信号機の連動性について伺う。</p> <p>(2) 駐車場対策について伺う。</p>
2	中 林 宗 樹 (5)	<p>1. 交通渋滞解消対策について</p> <p>九州国立博物館は10月16日開館以来、入場者は延べ62万人を超える盛況であるが、周辺の道路は終日交通渋滞に陥り、市民生活、観光客への影響は極めて大きい。この交通渋滞解消対策はどのように考えているのか伺う。</p> <p>2. 財政健全化への取り組みについて</p> <p>市では、今度「行政経営改革方針」が策定され、その主要推進項目の1項目に「財政の健全化を目指した市政運営を進めます」とされているが、どのように取り組み、進めるのか伺う。</p>
3	清 水 章 一 (13)	<p>1. 観光行政について</p> <p>九州国立博物館を核としたまちづくりについて</p> <p>(1) 特別展を終えての総括について伺う。</p> <p>メリット、デメリットは</p> <p>(2) 今後の課題と対策について伺う。</p> <p>交通渋滞、経済効果等</p>
		<p>1. まちづくりについて</p> <p>(1) 交通渋滞について</p> <p>(2) アイデア募集について</p> <p>2. 環境美化対策について</p>

4	福 廣 和 美 (17)	<p>(1) 学校における環境教育について</p> <p>(2) 落書き対策について</p> <p>(3) 違法看板撤去について</p> <p>(4) 年末年始の歩行たばこ禁止について</p> <p>3. 交通教育について 自転車等対策について</p> <p>4. 信号機設置について 水城ヶ丘入口の信号機設置について</p>
5	後 藤 邦 晴 (3)	<p>1. 本市におけるスポーツの振興について</p> <p>(1) 各種団体と行政の協働について スポーツ振興事業を進めていく中で人とのコミュニケーションが大切だが最近では不足していると思われる。市の考えを伺う。</p> <p>(2) 総合型地域スポーツクラブの育成について 本市の総合型地域スポーツクラブ「太宰府よか倶楽部」と市が進めるスポーツ振興との整合性と、クラブマネージャーとの事業調整はどのように行われているのかを伺う。</p> <p>2. 只越池の環境保全について 道路の拡幅工事計画に関連した環境保全について 北谷地内の只越池の環境回復について、どのように進めていくのか。また、動物などの自然観察の場所としても保全の必要があると思うが、考えを伺う。</p>
6	門 田 直 樹 (6)	<p>1. 国分台地区の雨水対策について 国分台入口の部分は狭隘^{きょうあい}で車の離合も困難な上に豪雨時には上からの雨水が溢流^{いっりゅう}となり、先年の水害の時も堆積した土砂で復旧工事の車両も入れない状態であった。ここを整備しなくては大口径の導管の埋設もできないのではないかと。</p> <p>2. 男女共同参画条例について 市の条例案は審議会答申のオンブズパーソンを推進委員と呼び変えてはいるが中身は同じである。強権を持つ第三者機関であることに変わりはなく、新たな人権侵害が懸念される。 総則、基本的施策など条例案の全体にわたり市の考えを伺う。</p>
7	不 老 光 幸 (7)	<p>1. 九州国立博物館開館に伴う周辺の車の混雑に対する今後の駐車場対策について</p> <p>(1) 九州国立博物館開館後の車の混雑状況をどう判断されているのか伺う。</p> <p>(2) 正月からの混雑が予想されるが、当面はどう対策をされるのか、また将来に向けて根本的な対策はどうされるのか伺う。</p>

2 出席議員は次のとおりである（20名）

1番	片井智鶴枝	議員	2番	力丸義行	議員
3番	後藤邦晴	議員	4番	橋本健	議員
5番	中林宗樹	議員	6番	門田直樹	議員
7番	不老光幸	議員	8番	渡邊美穂	議員
9番	大田勝義	議員	10番	安部啓治	議員
11番	山路一恵	議員	12番	小柳道枝	議員
13番	清水章一	議員	14番	佐伯修	議員
15番	安部陽	議員	16番	田川武茂	議員
17番	福廣和美	議員	18番	岡部茂夫	議員
19番	武藤哲志	議員	20番	村山弘行	議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（35名）

市長	佐藤善郎	助役	井上保廣
収入役	松島幹彦	教育長	關敏治
総務部長	平島鉄信	総務部政策統括 担当部長	石橋正直
地域振興部長	松田幸夫	地域振興部地域コミュ ニティ推進担当部長	三笠哲生
市民生活部長	関岡勉	健康福祉部長	古川泰博
健康福祉部子育て 支援担当部長	村尾昭子	建設部長	富田讓
上下水道部長	永田克人	教育部長	松永栄人
監査委員事務局長	木村洋	総務課長	松島健二
行政経営課長	宮原仁	財政課長	井上義昭
地域振興課長	大藪勝一	まちづくり企画課長	木村和美
産業・交通課長	山田純裕	観光課長	木村甚治
市民課長	藤幸二郎	環境課長	武藤三郎
人権・同和政策課長	津田秀司	福祉課長	新納照文
国保年金課長	木村裕子	保健センター所長	木村努
まちづくり技術 開発課長	大江田洋	上下水道課長	宮原勝美
施設課長	轟満	教務課長	井上和雄
学校教育課長	花田正信	社会教育課長	松田満男
建設課管理係長	金藤忠晴		

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	白石純一
議事課長	田中利雄

書 記 伊 藤 剛
書 記 花 田 敏 浩
書 記 滿 崎 哲 也

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

本定例会での一般質問通告書は14人から提出されております。

そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定しておりますことから、本日と明日それぞれ7人の割り振りでいきますので、よろしく願い申し上げます。

~~~~~

日程第1 一般質問

議長（村山弘行議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

15番安部陽議員の一般質問を許可します。

〔15番 安部陽議員 登壇〕

15番（安部 陽議員） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長の許可を得ましたので、通告に従い質問をいたします。

新年度予算の重点施策について。

太宰府市の財政状況を決算で見ると経常収支比率が平成15年93.8%、平成16年度が98.7%と上昇し、本市の財政構造の硬直化が一層進んでおることを物語っております。このことは、平成15年7月19日の豪雨災害の影響も大きな要因かとも思われます。このような状況のもとに、一方では去る10月15日に百年から待望しておりました九州国立博物館がオープンいたしました。この博物館は、経済社会の発展と私たちの市民生活環境に大きな変化と影響をもたらしました。市長は3期目の最後の締めくくりの予算の年でもあります。しかしながら、予算編成に当たっては本市の財政構造は大変厳しいものとなっており、今後の歳入面においても少子・高齢社会の進行により、ますます期待ができません。しかしながら、市民の要望にはこたえなければなりません。人件費等の最低必要経費は限られております。この限られた予算の中で何を優先して実施していかれるのかは、市長の手腕にかかっているものと考えております。したがって、5年先、10年先を見通した上で、何を市民のために実行されていかれるのか、平成18年度の市長の重点施策について伺います。

入りが少なければ出を抑制しなければなりません。現在、国においては高齢者の医療費の個人負担増を2割にするのか3割にするのかなど取りざたされ、ようやく医療制度改革が決着し、70歳から74歳までが2割負担、所得によっては3割負担となったようであります。また、

食育のあり方もいろいろと検討されております。この2点を見ただけでもいかに食が病気や健康に必要であるのか、また高齢者の寝たきりや認知症に関係するのかがよくわかります。以上の観点から、高齢者の医療費等の財政負担が国、地方を問わず負担増となつてのしかかつておるのがよくわかります。したがって、本市の財政の健全化を図る上でも、食の指導と医療費の削減は重要なことであると思料しております。

参考までに、国民健康保険及び老人保健における入院医療の状況を調べていただきました。それによりますと、国民健康保険のレセプトでは、平成14年が3,094件、平成15年が3,599件、平成16年が3,962件と、毎年約400件くらいの入院増となっております。また、老人保健では平成15年が7,011件、平成16年が7,388件とやはり400件近くの増となっております。このデータから見ても、それぞれ毎年約400人くらいの方が入院増となっております。この入院患者を一人でも減らすことにより財政面でもプラスに寄与するものです。1人の人が入院すると年間約300万円の損失です。財政悪化を阻止するのは、医療費の削減です。一般会計のみにとらわれていては、医療費がいかに膨大な支出額かわからないわけであります。

特別会計として、国民健康保険が平成15年度46億8,400万円、平成16年度が50億1,400万円、老人保健特別会計では平成15年度が55億6,400万円、平成16年度が58億5,500万円、介護保険特別会計では平成15年度が29億3,200万円、平成16年度が30億6,300万円となり、医療費関係の総額は平成15年度が131億8,300万円、平成16年度が139億3,200万円にも達し、一般会計と比較しても劣らない額となっております。この数字を見ていただくだけでも、いかに医療費関係に予算が使われているかがよくわかると思います。このような観点から、市の政策として予防政策に精力的に転換すべき意識の改革のときではないでしょうか。

現在の健康保健に携わられておられる職員の皆さんは、健康づくり事業や保健事業に非常に頑張っておられます。しかしながら、件数では毎年国保と老人保健と合わせて1万1,000件くらいとなっております。このことは専門の職員数が足りないのではないのでしょうか。厳しい財政確保には、他市に先駆けて食育による生活習慣病等の予防と健康づくりに力点し、寝たきりや痴呆症にならない予防施策を強化すべきと思います。そのためにも食と健康づくりの専門職員を増員しても行うべきと思いますが、その見解を伺います。

また、今回オープンした九州国立博物館の盛況ぶりは、本市の商工業の活性化に大きく寄与しているものと確信しております。この博物館にあやかっているいろいろな商品の開発に産・学・官・民が一体となり開発すべきと思いますが、現在博物館に関する土産品を筆頭に、太宰府の土産品としてどのような検討がなされているのか伺います。

一つの例題として、福岡市で平成7年、学生のユニバーシアード世界大会が開催されたときに、高齢者の方がお守りのような組みひも人形などをつくり、諸外国から参加された学生にプレゼントされました。この人形は大変好評で、6,000個ほどつくってありましたが、すべて学生さんの手に渡りました。また、このときにはボランティアで高齢者の方は生き生きと輝いてありました。このような機会を持つことにより、寝たきりや認知症が防げる一方法ではないか

と思料いたします。したがいまして、多くの高齢者に生きがいを持っていただくことにより健康を維持することにつながるわけであり、現在の福祉政策を見直すときに、このような高齢者参加が、寝たきりや痴呆症を防ぐものと推察いたしますが、いかがなものか提案しておきます。このような観点から、博物館関係に高齢者の方が参画できるような、例えばクラフト人形や組みひも人形等の商品が考えられないか、その見解を伺います。

したがいまして、新年度予算には高齢者対策としての予算を増やし、生きがい、健康、寝たきり、認知症対策に取り組み、また市民に対しては食育による生活習慣病の予防の強化を図るべきと思いますが、その見解を伺います。

次に、交通渋滞対策について伺います。

昨年の12月議会で、梅大路交差点と西鉄の踏切の遮断機との連動性について一般質問をいたしたところですが、今回国立博物館が開館いたしまして、正月三が日と同じような渋滞が見受けられましたが、私が見る限りでは改良されておりませんでした。道路の見直し、信号機のあり方など関係機関での協議はどのような経過を経ているのか伺います。

次に、渋滞の一番の原因は、受け入れの駐車場の不足と各駐車場での呼び込みによるストップのあり方ではないかと思われます。したがいまして、今後の対策として、一つは天満宮駐車場の景観を損なわない立体駐車場の整備と市営駐車場としての確保にあると思われますが、渋滞解消策として総合的交通対策としての対策は今後どのように検討され、施行されていかれるのか伺います。

再質問につきましては自席にて行います。

議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） 市長に答弁をとということでございますが、私の方からまずご回答させていただきます。

新年度予算編成に当たりましては、本市の将来像、「歴史とみどり豊かな文化のまち」の早期達成に向けまして、主要課題であります「まるごと博物館」推進プロジェクト、「地域コミュニティ」推進プロジェクト、「福祉でまちづくり」推進プロジェクトに重点的に取り組み、総合的なまちづくりを継続して推進しつつ、厳しい財政状況のもと限られた財源の配分を選択集中し、市の将来像実現に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。

重点施策といたしましては、地域コミュニティ協議会の設立に向けた取り組み、中学校におけるランチサービス、いわゆる選択制弁当給食の実施、都府楼保育所の民営化に伴います子育て支援センターの体制整備をはじめとする子育て支援の充実、通古賀地区都市再生整備事業の推進、高雄中央通り線の整備継続、景観まちづくり条例制定への取り組み、歴史文化遺産を活用した観光プロモーション及び太宰府館の活用による地域の活性化と観光客の誘致を柱としてとらえることといたしております。

また、現在、三位一体の改革におきまして、地方歳出の見直し、地方交付税の抑制等が進められており、税源移譲につきまして議論がなされる中、大幅な歳入増は見込めない状況であ

り、市政運営の根幹であります財政の健全性の確保につきましても、内部管理経費の削減など、歳出削減を進めながら重点的に取り組みを進めたいと考えております。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 続きまして、2点目の医療費削減のための予防政策の強化についてご回答申し上げます。

現在、保健センターにおきましては、市民の健康づくり促進として基本健診を行い、健診の結果をもとにいたしまして保健師、それから栄養士によります健やか相談を定期的に行い、健康づくりの促進を図っているところでございます。

生活習慣病予防や寝たきり予防、認知症予防につきましては、生活習慣病予防学習会、それから地域コミュニティ高齢者運動教室や食支援要請講座を実施し、その中で生活習慣病予防学習会として行っております糖尿病予防学習会については栄養コース、それから運動コースに分かれて学習をしていただく復習編も実施いたしております。そういうことで、予防対策には努めているところでございます。また、社会教育事業といたしまして、シニアスポーツ教室を開催し、中央公民館ではまほろば市民大学を開催するなど、生きがいのある生活の実現、健康管理やスポーツ実践を通じた体力づくりと心身両面からの健康づくりの促進につながっているものと考えております。

このように専門職員の専門性を業務の中に生かしながら、また地域を巻き込んだ健康づくりを目指し、地域の人材の発掘や養成を図るための事業を展開しながら、生活習慣病予防や高齢者の寝たきり予防、認知症予防事業の充実に努めているところでございます。また、生活習慣病の予防の強化としての食育につきましては、栄養士が主体となりまして、地域の食生活改善委員会の活動の活性化を進めながら、食を通じた健康づくりの推進を図っているところでございます。

今後におきましても、専門職員の専門性を生かしながら、事業の充実、強化に取り組んでまいりたいと考えております。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） それでは、3点目についてご回答申し上げます。

現在、本市の土産品といたしましては、ご承知のとおり梅ヶ枝餅あるいは木うそなどが有名でございますけれども、新たな特産品開発には地元の関係団体などと連携を図りながら、現在積極的に取り組んでおりまして、既に商品化したものもございまして、

まず一つには、献上願塩がございまして、これは天草から大宰府政庁への貢ぎ物を再現させまして、本市と観光協会が主体となりまして取り組んだものでございます。本年2月から参道を中心に既に販売されておりますけれども、特に今年の大相撲九州場所では相撲力士が土俵でまく塩として採用をされております。このように、この塩そのものも徐々に知名度も上がってきております。

それから2つ目には、市内の梅を利用いたしました梅酒「東風の梅」、それからその梅の実を活用したマドレーヌもこの九州国立博物館の開館に合わせまして、既に10月に商品化をいた

しております。また、現在でも、市内にあります福岡県立福岡農業高校や関係団体等とも協議を重ねながら、新たな商品開発に取り組んでおるところでございます。

ご提案の高齢者が参画できるような特産品の開発につきましても、生きがい対策の一つとしてその必要性は十分理解できますので、今後に向けてもそうした機会の場を設定するなどの検討をしてみたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 今それぞれの部長さんから回答を得たんですが、まず石橋部長が言われました件でございますけれども、私はこれだけ、これは全体的な行事というか事業を言われたと思うんです。昨年と変わったのは中学生の給食、それから支援センターの設立、そういうことが来年度の新しい事業だとは思っております。こういうことも一つはあるんですけれども、もう一つ大きい目で見ると、やはり財源の歳入面ですね、支出面は今ずっと言われましたけれども、歳入面についてはどのようにお考えでございますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 来年度の歳入面につきましては、もうご承知のように、三位一体改革で国全体の税金が少なくなっておりますので、それに伴いまして地方交付税が減額されると、そしてまた権限移譲を国から受けます事業についてもその100%の税源移譲という形も考えていないようでございます。そういうことから、現在は歳出を絞りまして、さらに歳入についても以前から申しておりますように、税収でまた滞納になっている分、あるいは使用料で滞納になっている分の徴収のアップ、そういうことも考えながら、あるいは来年度は使用料、手数料について過去3年以上改定してないものについては見直しを行うという形で歳入の増収を図り、あるいは歳出は可能な限り削減していくと、そして新しい事業についても対応していかなければならない、そういう考え方でございます。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 私は歳入面については、今税収の増加を図るだとか、そういうことを言われますけれども、せっかく九州国立博物館ができたのでございますから、今までは600万人と言われておりましたけれども、たった1か月半ぐらいやったですかね、開館しまして、それで60万人ぐらい見えたというようなこともありますし、この博物館を生かした歳入面あるいは観光面に力こぶを入れるべきではないだろうかと思っておるわけです。私は平成9年に既に健全財政化について質問したわけですが、そのときには福岡市のベッドタウンであるのか、あるいは観光都市で進んでいくのかというような質問をしたわけですが、そのときには天満宮だけでの一面性であったと思うんですね。しかしながら、今回はこのように博物館ができたことによって、皆さんが歴史に対する勉強といいますか、そういうのが増えてきたと思うんです。やはり面というものを考えますということもそのときには言っていたわけですが、その面に対する、何ですか、散策路だとかはつくってありますけれども、客の流れがないわけ

ですね。客の流れがあればそこが滞在時間が長くなって、またそこで食事をしたりすると。そういうやっぱり観光面に対する都市政策をされたらかなり財源にも違いが出てくるんじゃないかなと思うんですが、その点の考え方について。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 今年の九州国立博物館の開館によりまして、特別展には予想を超える来館者がありました。お客様が増えて、それから昨日歴史と文化の環境税の運営協議会があったんですが、そこで駐車場経営者の意見がございまして、従来ですと天満宮の参拝だけで1、2時間だったのが今は平均5時間か6時間かかるんだと。大体駐車場の回転率が7割ぐらいは1回転で終わると。約6時間前後くらい。あと3割についてはやはり従来どおり1、2時間で終わっているようでございます。私たちが今まで狙っておりましたお客様を増やして滞在時間を長くするという点については天満宮周辺だけは狙いどおりだったのではないかと。その後のお話の中で自分が受け持っているお土産屋さんについてはお客様の出入りが10倍になったと。私も2倍、3倍というお話はうわさで聞いていましたけども、申告でどんなふうねと聞いたら、10倍になったというふうなお話を聞いています。もう一つはそういうふうな国立博物館が百年の念願でできて、税収にはね返るのではないかと期待も一方では大きく持っておりまして、それをさらに安部議員さんは天満宮周辺だけでなく大宰府政庁跡、あるいは水城跡の方にもというふうなお話でございまして。それをやはり誘導していく。あるいは、そこに税をなんとか取れるようなシステムですね。お土産屋さん、お茶屋さん、あるいはお食事ができる場所、そういうものを設置して、税が回収できるようなそういうシステムづくりができればいいなと思っています。まずもって来年度はそういうふうな国立博物館ができたことによる税収増が少し見込めるのではないかなというふうな考え方を持っています。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 一応この問題につきましては、私は5年先、10先を見越したやはり政策に取り組んでいって、太宰府はベッドタウンではなくって、観光都市としてやっぱり今後は政策転換をすべき時期に来ておると思います。

最後にちょっと、最後というのはこの問題について市長の考え方をお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 太宰府市のまちづくりの進めでございますが、ご承知のように、私市長に就任いたし第四次総合計画をつくりまして、平成13年度から平成22年度、その総合計画に従いながら継続的にまちづくりをやっております。ただ、その中で大きな転換になりました太宰府市のまちづくりの大きな核となる九州国立博物館が10月15日にオープンしたということでございます。これは太宰府の今後のまちのあり方に大きな転機になる施設だと思っております。したがって、この点に関しましては今まで九州国立博物館の誘致、設置促進ということで大きなウエートを置いていたわけですが、開館後はこの国立博物館を中心とする歴史、あるいは史跡等の周辺へのいざないといいますが、そういう周辺の観光開発、周辺整備はもちろ

んでございますが、現在まで使われ、また存続しております施設をいかに活用していくかが大きなウエートだろうと思います。そのことにつきまして、ただいまご指摘のような特産品の開発を含めた太宰府全体、いわゆるまるごと博物館構想による市民の皆さん方、そしてまたおいでになりますお客様一体となった地域づくり、地域の充実に努めなくちゃならないと思っております。

財源問題の問いには、ご承知のように三位一体改革、非常に厳しい財政事情でございます。地方分権の時代、しかしながら大きな財源の増加も見込まれない。いかにして新しい個性のある魅力のあるまちづくり、市民の皆さんと一緒に今後の太宰府のあり方を改めて考え、努力してまいりたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 一応市長の答弁聞きましたので、次に福祉の、結局医療費削減、これは担当課の方ではなかなか言いにくいことだろうと思いますので、かわって助役の方をお願いしたいと思うんですが。やはり健康というのはお金よりも一番の宝ではないかと思っております。したがって、希望が持てる、そういうような高齢者あるいは市民をつくるためには、やはり食に対する専門職員あるいは軽運動だとか、そういう軽いスポーツ、そういうものを推進することによって私は医療費が削減できると思っております。そういう問題に私取り組んで、もう部長さんが3人目ぐらいになりますかね、ずっとこれに取り組んできておるわけですが、なかなかこれが前に進みません。原因はやはり、私は昨日太宰府の市政だよりを見ておりましたら、消防団に女性が14人ぐらい配属されておるようですね。この方たちが火災予防をPRしながら、そしてまたひとり暮らしの家庭を回ってあると、そういう記事をちょっと読んだわけですが、こういう活動部隊をですね、やはりこの福祉部の方に配属すべきと思うんです。やはりこれは事務改善あるいは事務の見直しによってそういう職員の配置転換というんですか、そういうこともできるんじゃないかと思うんですが、そういう職員の増員がこの福祉部の方にできないものか、そういう見解について、これは何人が増やすことによって何千万円とお金は出てくると思うんですよね。寝たきりの方が1人出れば300万円、年間、これは例えば1人の臨職分ぐらいするわけですね、それが10人、20人と増えればそれだけゆとりが出てくると思うんです。先ほど申しましたように、一般会計は205億円ぐらい、だけど医療関係について、医療というか、健康福祉関係については150億円程度、そういうふうになんかの数字があつておるわけですね。そういうふうで、一般会計と特別会計をばらばらにしているから、そう大したことはないと思っておりますけれども、やはりそれだけの予算が要つてるわけですから、これをどうやって狭めるかというのは、専門の職員を、今一生懸命やってあることはわかるんですけれども、それ以上に充実させるためにはそういう増員が必要と思いますが、その点の考えを助役の方に。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） ただいま安部議員の方からご指摘がございましたけれども、私も市民が健康

で生き生きとして暮らす、特に健康である高齢者が増えるというふうなこと等につきましては、これはそれぞれの皆様方の幸せであるとともに、財政的な観点からも重要なことであるというように思っております。市民の健康づくりのためには、現課を中心として今も懸命に努力をいたしております。私どもは地域コミュニティづくり等々目指して、小学校区単位あるいは各行政区の連携といたしまして、その中ではいろいろな健康づくり等々行われております。そういった地域と行政と一体となってやはり進めるべき問題ではないかなというふうに思っております。

個々に見てみますと、歩こう会であるとか、80歳の方々が毎年表彰もされております。その肉体を見てみますと、60歳代、50歳代の肉体と変わらないというふうに、表彰に参加をしておりますというふうな状況でございます。私もその中から学ばさせていただいておるといふふうな状況でございます。医療費の削減に向けて市民の皆さん方がやはり一人ひとりが健康になるように私どもも努力しますが、一体となって地域ともどもこの問題に取り組みたい。最終的には、議員がご指摘のように、そのことによって医療費の削減につながるというふうなことになるわけですから、これは重要施策テーマとして私どもは継続してこれに取り組むべき政策だというふうに思っております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 私は今助役さんの方からも聞きましたけれども、やはりこれはそういう実働部隊といたしますかね、そういうものをつくることによってかなり変わってくると、地域の方に溶け込んでいくと思しますので、ぜひともこれに向けて頑張っていただきたいと思ます。

この1問目については、やはり健全財政というものは、そういう介護保険だとか国保、そういう寝たきりを減らすということと、今後は観光都市というような目的を持ったですね、都市づくりが必要ではないかと思っております。これに向けて今後頑張っていただきたいと思っております。これで1問目を終わります。

2問目の方の回答をお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） それでは、ご回答申し上げます。

ご質問の梅大路交差点にあります信号機と踏切の連動性、そのことにつきましては付近の渋滞緩和策の一つといたしまして、かねてよりこの道路が県道筑紫野・古賀線ということから、県において検討がなされております。昨年から今年にかけて、特に国博開館ということもございまして、福岡県と福岡県警で協議が重ねられておりますが、トータルで技術的に非常に難しいということから、90mの右折レーンの設置を行い、その渋滞状況を見ながら梅大路交差点とその先にあります太宰府駅前の交差点、こういうものの信号機の連動性、こういうものについても検討していくということでございます。本市といたしましても、国立博物館への交通

渋滞の解決策の一つとして、福岡県、また県警に早急な対応を求めていくという考えでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 次に、駐車場対策についてご回答申し上げます。

国立博物館の開館に伴う交通渋滞の大きな要因といたしましては、当初見込みの開館半年で17万人という予想を大きく上回りまして、特に特別展開催中の43日間だけで延べ約62万人の入館者がありました。こうした短期間に集中いたしましたことや、周辺の駐車場台数の不足に加えまして、滞在時間も長くなり、あるいはそれに関連して駐車場の回転率も低下をいたしまして、駐車場を探す車が左右往来したことなどによりましてこうした結果を招きました。今回のこうした集中的な交通渋滞につきましては、付近住民の皆様のご日常生活あるいは観光客の皆さん方にも支障を来したということは十分認識はいたしております。

ご提案をいただいております天満宮駐車場の立体化、あるいは市営の駐車場整備につきましては、以前から幾度となく協議や検討を重ねておりますけれども、整備費用や年間を通した利用度あるいは採算面などから実現には至っておりません。

ご質問の今後の総合的な交通対策につきましては、去る平成10年3月に既に策定をいたしております国立博物館を生かしたまちづくり基本計画原案をもとに、今回の状況の分析をするとともに、国立博物館や福岡県、さらには筑紫野警察署など関係機関も含めまして、既に対策会議を立ち上げておりまして、今回のこうした状況も含めて新たな視点に立った協議や検討を重ねております。こういうことで、先ほどいただきましたご提案の内容も含めた中で今後の様々な対応策を検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） まず、建設部長にお伺いしますが、今まで、これは、いいですか、市でしょう、県、県警、それから西鉄、この4者会議は何回ぐらい開かれましたか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 私どもが、直接は県那珂土木事務所の方にこのことで、やっぱりこういう状態があるというようなことで、その進捗状況を伺いましたところ、筑紫野警察署、それから県警の本庁ですかね、それと県、それと那珂土木事務所ということで、その4者会議が数回重ねられております。市の方といたしましても、直接はその場に入っておりません。その状況等の報告といいますが、これは国博のときだけじゃなくて通常からやっぱり郵便局、そこら辺まで込んでおることもあるということで、そういうのを写真等をつけまして、通常からこういう状態がありますよということを報告いたしております。そういう交通に精通されている方、そういう方たちで今の状況等を踏まえながら判断した結果、そういう状況にあるということでございます。それに西鉄が入っておるかどうかは、ちょっと確認はいたしておりません。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） もう少しですね、市民の立場に立って物事を進めてもらいたいと思いますね。結局太宰府市が入らないでそういう会議が行われております。その実態がよくわからないからこんなに遅れるわけですよ。私は部長自身がやっぱり県警でも公安委員会でも県でも西鉄でも乗り込んで行ってやっぱり説得すべきだと思います。そして、太宰府が主体となっておりますね、会議を持つべきと思いますがね。これは今から先要望しておきます。

それから、信号機のあり方ですが、連動性をしなさいと、それから、あれは矢印の信号機はつけられないんですかね、時間帯によって。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 今、信号のあり方、内容についてのご質問でございます。やっぱり私も当然右折レーンの矢印を長くするとか、それから時差式でできないかとか、そういう内容は随分と県的那珂土木事務所との会議の中では申し上げておりますが、信号の内容を変えるということは渋滞対策ではなくて、その一方安全性というのが非常に警察の方はやっぱり危惧されております。事故、そういうものがあってはならない。そういうところからも信号のあり方を考えられておまして、私どもが最終的に聞きますのは、今の現状のまま以西鉄との連動、信号機を連動することはやっぱり根本的な解決にはならないと。きちとした交差点改良、そういうものをしてはじめて西鉄との連動が考えられて安全性、そういうものにできるんじゃないかというようなことで、そういう回答でございました。詳しく聞きますと、それこそひざを合わせて、こういう場合どうなるかとか、そういうケース・バイ・ケースの内容が出てまいりますので、ここでどうこうということはできませんけども、そういう抜本的な対策でないとならば信号の連動は非常に難しいという回答で。これがこのままずっと進む、このままでもう変わらないというわけじゃございません。警察の方も、県の方も今の状況等を見て、先ほど言いましたようにまた次なる対応、そういうものを考えていくということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） ちょっともう少し会議に入っていて、目の前でやっぱり本音を吐いてもらいたいと思いますね。今の回答を聞いておますと、全然進んでないと思えます。したがって、踏切改良、今ちょっといみじくも言われましたけど、踏切改良、交差点改良するとすれば、やはりあの周辺はずっと拡幅計画等もあるんじゃないかと思いますが、その点。

それとですね、もう時間ないですから言いますけど、正月三が日は五条で全部左折になってますね。梅大路交差点の方へ行けないわけですよ、三が日は。だけど、今度は博物館との関連はどのように協議なされておるのか、ちょっとその点もあわせて。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） まず、拡幅計画はご承知のとおり筑紫野・太宰府線の方からの、例の九州歴史資料館ですかね、あそこを過ぎたところから梅大路交差点まで両歩道をつけるという計画がございまして、住民説明会、そういうものを実施してきておるところでございます。

今言いました正月の一方通行の方については、渋滞対策については地域振興部の方で全体的な計画の流れ、そういうものを天満宮と県とそういうところも含めて対策をかなり会議を詰められて正月に臨むということでございますので、通常例年そういう形になるかというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） ご質問の正月三が日、特に渋滞はするわけですけども、この対策につきましては先ほど申し上げましたように、国立博物館はもとより筑紫野警察署あるいは国土交通省も一緒になって対策会議を行っております。まずは、集中します都市高速道路からですね、市内に入るときにきちっとした案内看板を増やすと。基本的には、今回大きく検討していますが、いわゆる分散型駐車場ということで、パーク・アンド・ライド方式をまずやろうという方向になっております。これはご承知のとおり、周辺に駐車場の台数を増やしたからすぐ渋滞が緩和するというふうにはならないという判断をいたしております。仮に大きな駐車場を中心部の方につくってもですね、やはり車の出入りそのもの、車の量の問題もありますので、どうしても市内渋滞というふうになりますので、できる限り市内に入る前にそうした駐車場を整備して、そして誘導をかけようという対策を練っております。

天満宮さんにつきましても、もう既にお正月三が日用としてですね、一方通行であるとか、進入禁止の表示、これ警察の指導にもよりますけども、そういう対策は例年以上に慎重に検討をさせていただいております。市も一緒に入りまして、できるだけそういうふう市内に集中せずに分散型の駐車場に誘導というふうな検討をいたしております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 今ちょっと案内板のことを言われましたが、主要幹線道路、都市高速あるいは九州縦貫道からのあの辺にいつごろまでに、いつごろまでにですよ、期限切ってからやはりこういう表示板はつけるべき、電光板ですね、それを今までまだできてないんですね。それは今後どの程度まで進めていかれるのか。私はやはりわざわざ太宰府に入る前に早く、それが満車、空車でもわかっておれば、別の方向にドライバーは行かれると思うんですね。そういう表示板がいつまでにできるのか、ちょっとその点お願いします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 国道と県道につきましては、今年いっぱい、いわゆる年末までに設置される計画です。それにあわせて市の方も、市のいわゆる守備範囲の中できちっと案内看板を設置する予定にしております。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） それから、駐車場の問題ですけども、今回博物館できまして、先ほど部長言われましたように、回転が悪くなっておりますね。それに伴っていろいろと観光客の方あるいは利用される方とのトラブルが大変多く出てきて、私もそれにはちょっと苦慮してるわけですが、この問題を解決するために今後行政としてはどのような指導をされていかれるのか。昨日、たしか歴史と文化の環境税の問題でも大分紛糾したようでございますけれども、やはり案内板の不足だとか、駐車場がわかりにくいというような問題も取り上げておられるようですが、その点の行政指導はどのように今後考えてあるのか。個人の駐車場が隣り合っただけでストップかけてあったりしますんで、そういう面も含めてお願いします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） まずは、太宰府にお見えになるお客さんに対しましては、電車、バス等の公共交通機関を利用していただけるとはですね、関係機関一緒になって徹底して呼びかけようというのがもう既にそういうふうな方向で、特に正月につきましては12月26日の各社新聞にそういうふうに公共交通機関の利用というのを呼びかけるようになっております。

それから、駐車場につきましては、確かに天満宮さんの駐車場が特に大きくて収容能力があるんですけども、個人で経営してある駐車場の皆さん方におきましては、状況ももう今回体験してありますので、できるだけスムーズに出入りができるように協力をお願いをしていきたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 私ずっと駐車場見て回しまして、特に内山地区がまだ空地が多いようございますが、あの辺に働きかけていただいてですね、民間での駐車場を増やしていただくような働きかけを今後していただきたいと思っております。

私この駐車場の問題につきましても、そういうできるだけ、ああ太宰府はよかったなというような感じで駐車できるような方向づけをされますことを特にお願いしまして、私の一般質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員の一般質問は終わりました。

次に、5番中林宗樹議員の一般質問を許可します。

〔5番 中林宗樹議員 登壇〕

5番（中林宗樹議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告いたしておりました2項目について質問をいたします。

交通渋滞解消対策について。

太宰府、いや九州の皆さんの百年来の夢でありました九州国立博物館が、先人の皆様のご努力の上に10月15日に開館し、16日から一般公開されました。同時に「美の国日本」の特別展示会が催され、期間中の入場者数は開館人気もあり大変好評で、11月27日の最終日までの延べ入館者が62万人を超え、実数にいたしましても48万人を超えたということでございます。国博開

係者の開館半年間の入場者数予想17万人を大きく上回るもので、その期待の大きさと人気のすごさを物語る数字であります。本市へのこのように多くの来訪者はありたく、観光産業への影響も大きく、大いに活気づいているところでございます。

しかし、以前より指摘されておりましたように、周辺の道路は大渋滞となり、せっかく来られましたお客様は、この渋滞に巻き込まれ、何時間も路上で待たされ、駐車場へ行かれても国博へ行かれるお客様は断られる駐車場までであるというような状況で、これでは本市へのイメージも悪くなり、こんなことでは二度と太宰府には来られんばいということになります。リピーターが来られなくなるのではないかと危惧されます。国博に、太宰府へ二度、三度と来ていただくためには、イメージの低下は避けなければなりません。市や関係機関へは、苦情がたくさん寄せられているとお聞きしていますが、この交通問題、交通渋滞についてどのように考えられておられるのか、お尋ねいたします。

- 1、交通渋滞の原因はどのように考えておられるのか。
- 2、国博の開館までにどのような対策を立てられ、どのように実施されたのか。
- 3、今後の対策はどのように考えておられるのか。

以上、3点についてお尋ねします。

次に、財政健全化への取り組みについてお尋ねいたします。

平成16年度決算によると本市の実質単年度収支は赤字となっており、経常収支比率も98.7%と非常に厳しい財政状況にあります。行政需要は多種多様化し、対応をしていかなければなりません。また、国の三位一体の構造改革による交付税は削減されます。このような深刻な状態にあり、財政を立て直すため、市ではこのたび第四次行政改革大綱を策定されました。その主要推進項目の第1項目めに、財政の健全化を目指すとしておられます。方針を示すととも、平成17年度、平成18年度、平成19年度、3年間の実施計画も出されておられますが、財政健全化への取り組み、方針について、以下の点についてお尋ねいたします。

1、平成18年度には経常収支比率98%、平成19年度には97%にしていますが、多分シミュレーションされておられると思いますが、歳入歳出をどのくらいに見られておられるのか。今年の予算と比べると金額にしてどのくらいのプラス、またはマイナスとなるのか、お尋ねいたします。

2、JR太宰府駅や通古賀、国分地区の区画整理事業、高雄公園建設、火葬場の問題、看護学校跡地購入の問題など、大型事業がメジロ押しですが、これらの財源はどうされるのか。多分起債でされると思いますが、現在起債残高が250億円ほどございます。この償還に今年度予算で31億円を充てられておられます。これとの兼ね合いと申しますが、長期的資金計画はどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

3、補助金交付の適正化、外郭団体の見直しを掲げてありますが、どのように考えておられるのか、お伺いいたします。

4、歳入について、歳入の確保ということで収納率の向上に努めるとありますが、歳入の増

収策として人口の増加策、地域産業の活性化など、積極的な政策は考えられないのでしょうか。

以上、お伺いいたします。

回答については、各項目ごとに市長にお願いいたします。

あとは自席にて再質問させていただきます。

議長（村山弘行議員） ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時57分

~~~~~

再開 午前11時10分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 市長に答弁をとということでございますけども、まず私の方からご回答させていただきます。

まず、1点目の今回の交通渋滞の原因でございますけども、開館前の予想をはるかに上回る入館者が短期間に集中されたことによって、博物館あるいは天満宮周辺の駐車場台数の不足というのがまずもって大きな要因であろうと。さらには、滞在時間も長くなりまして、駐車場の回転率が悪くなったことから、空き駐車場を探す車でなお一層渋滞に拍車をかけたものというふうに分析をいたしております。

次に2点目でございますけども、去る平成10年3月に博物館を生かしたまちづくり基本計画原案を策定をいたしておりまして、この中におきまして、まず道路整備につきましては、1つに北側アクセス道路の新設、2つ目に県道筑紫野・古賀線の整備、改良、3つ目に高雄地区からの南側アクセス道路の新設、4つ目に梅大路交差点及び五条交差点の改良などを計画いたしております。

また、新たな駐車場整備につきましては、博物館敷地内に十分なスペースの整備を要望いたしております。それから、分散型の駐車場といたしまして、水城地区及び内山地区に大規模な用地を確保いたしまして、パーク・アンド・ライド方式を導入するなどの計画を既に策定いたしております。

しかしながら、国あるいは県との調整も含めまして、今回のこうした短期間に予想以上の入館者があったことなど、いろいろな要因がございましたので、十分な条件整備ができなかったことにつきましては否認しませんので、今後ともさらにこうした関係機関と協議を重ねながらその対応策を進めてまいります。

次に3点目でございますけども、特に正月三が日につきましては、できる限り電車、バスなどの公共交通機関を利用していただくように呼びかけを徹底いたします。そして、周辺地域の臨時駐車場として市役所、太宰府小学校、それから周辺の民営なども含めまして、現状よりも約1,100台多い約3,400台を確保いたします。また、先ほど言いました分散型の駐車場でござい

ますけども、水城小学校、学業院中学校、さらには西鉄沿線沿いに県立看護専門学校の跡地等がございますので、これらを利用いたしましてパーク・アンド・ライド方式を導入しながら、このパーク・アンド・ライド方式につきましては約1,400台確保できる予定でございます。こうしたことを今後国立博物館あるいは県とも一体になりまして、幅広く周知をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） 原因につきましてですね、駐車場不足、それから回転率の悪化ということでございますけども、これにつきましては、国博ができてからの問題じゃなくて、国博ができる前から、いわゆる天満宮に来られるお客さん、正月三が日ははじめ梅のシーズン、それから学業関係のシーズンとか、それぞれのシーズンごとにこの問題はずっと発生してきてるわけですね。これが今さら国博ができたからということだけじゃないと思います。それなのに、それに対する対策が今言われますように、北側のアクセス道路をつくるとか、これは国博へ入る道路をつくられたということで、これ自体は渋滞対策に対する対策にはなってないと思います。それから高雄から南アクセス道路をつくるとか、これは遠大なる計画ですね、これ百年後できるかどうかかわからないような計画だと私は思っておりますけども、このようなことで、また梅大路交差点、先ほども安部議員の方からも質問がございましたけども、ここを幾ら交差点をですね、どうこうしてもですね、あそこはなかなか問題が解決できるもんじゃないと思います。そういうことから、非常に対策についてもただ絵にかいたモチにすぎないというのが現状だと思います。

それで、今後についてはですね、パーク・アンド・ライド方式と言われて、1,400台を用意されるということでございますけども、これにつきましても、この中の大部分が、中学校、小学校、大学、それから市役所というようなところの分ですね、これは土曜、日曜日しか使えないところでございます。そして、土曜、日曜日も小学校、中学校では子どもたちが部活やら遊んだり、いろいろな行事で使いますので、それを取り上げて使うということもこれは一つ問題があるんじゃないかと思います。そういうことで、もう少し抜本的な対策を考えられるべきじゃないかと思います。これについては後ほどご提案いたしますけども、そういうことで、まず駐車場をどうやって確保するかということが一番大事なことじゃないかと思います。

それで、今回ですね、いろんなことで問題ができておりますけども、まず一番問題は、駐車場が足りないということで、太宰府へ来られたお客さんがですね、どこへ行っていいのか、太宰府市内には入ったと、大体こちら辺に天満宮がそこら辺にあるんやろう、国博がそこら辺にあるんだらうということで来られますけども、太宰府市内に入ったら国博がどこの方向に大体何mぐらい、100m、200m、500mいろいろありましようけども、大体どのぐらいの距離のところにあるのか、そして自分が大体国博までどのぐらいの位置におるのか、そういうのがわからない。そして、看板も立て看板で、土、日は何かガムテープを張ってあるような立て看板が

五条周辺には立っておりますけど、これもほとんど役に立ってない。それから、筑紫野・古賀線バイパスの方にも看板が立っておりますけども、あそこもずっと看板に沿って矢印のとおりずっとたどっていけば松川ダムに出て、そして宇美町の方へ行ってしまうと。これ本当にどういう意味で看板を立ててあるのか全然わかりません。それで、案内板やら道路標識が非常に少ないんですね。先ほどもお話があっておりましたけども、どこへどう行っているのか全然わかりません。それから、西鉄、これも私が以前に質問したことがありますけども、西鉄電車で来られておりられてもですね、どこに天満宮が、右の方に行ったら天満宮があるのか、左の方に行ったら天満宮があるのか、私たちはそれは知っております、もう地元ですから。だけど、初めて来られたお客さんはわからない。それに、まして初めてできた国博へはどっち行っているかわからない。そういう案内板すらないというような状況なんですね、非常に不親切な、今あると言われますけど、目につきにくいところにあるようでございます。そういうことですね、看板について非常に少ないということで、この看板についてですね、今後どのような対策をされるか、ちょっとお尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 実は、今回のこの大渋滞あるいは方向がわからないと、いろんな問題をですね、お互いに寄せ合うといいでしょうか、国立博物館、県の国博対策室、もちろん筑紫野警察署も入っておりますけども、この対策会議につきましては今までに6回ほど開催しております。一番最初にやったのが11月8日でございますけども、そういういろんな声も聞こえましたので、どこにどういうふうに立てるかというのはですね、それぞれの、特に国立博物館が中心に検討をいたしておりますけども、これは今回の第二弾の特別展が1月1日から開催されます。今年じゅう、つまり今月中にそうした案内看板の不足分につきましても設置、追加するように準備がなされております。市といたしましても、太宰府駅をおりてすぐ右か左かということにもですね、確かに新しく看板は設置しましたけども、そういう声も聞こえますので、今回新たに追加をしてもっとわかりやすいような表示、大きな表示をするように計画をいたしております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 看板を立てられるということで、新しくつくられるという、大体何本ぐらい立てられる予定でございましょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） まず、高速道路からおりてきた場合、あるいは通称県道5号線から入った場合については、それぞれ国道、県道がございますので、国道につきましては5枚追加をされます。それから、通称県道5号線を含めてあの周辺と県道に5枚追加されます。それから、市につきましては約40枚ほど準備をいたします。それから、西鉄駅の散策路を含めての案内板については約5枚追加準備をいたす予定にしております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 若干増えるようでございますけども、まだ私は足りないと思います。これはですね、先日私ども建設経済委員会で今話題の旭川市の旭山動物園へ行政視察へ行ってまいりました。ここですね、やはり今非常に注目されて、上野動物園を抜いて日本一の来場者数があるということで、ここも1日に3万人から超える来場者があるということを聞いております。それで、交通渋滞が起きなかったんですかということをお聞きしました。そしたらですね、最初のころは、やはり8キロからの渋滞が起きたそうでございます。だけど、今はほとんどないということでございます。これはどうしてそんなになりましたかと聞きましたら、周辺に100か所、100本案内板を立てたそうでございます。そして、これによって車の誘導をスムーズにできるようにして、こういうことで現在はもうほとんど渋滞はないと。幾らお客さん来られてもないということでございますので、やはりこのくらいの思い切った政策をとってですね、そして市内に駐車場がどこにあるというようなですね、はっきり駐車場、入り口ですね、そういう入り口、入り口にですね、やっぱり立て看板を立てて、こっちを右に行ったら50m先に駐車場ありますよと、やっぱりそういう親切な看板を立てていただきたいと思います。ただ矢印だけで行け行けと言ったらですね、本当に宇美町まで行ってしまうような看板ではどうしようもございませんので、やはりちゃんと行ったらそこにあると、そこが満杯だったら次のとこ何m行ったらまたありますよというような親切な看板を立てていただきたいと思います。

それからですね、観光パンフレットがたくさん出ておりますけども、この観光パンフレットを見ますとですね、太宰府の分は駐車場を書いたパンフレットが一つもないんですね。旭山動物園に行って、あそこでパンフレットを少しいただきましたけども、そのパンフレットにはちゃんと周辺地図が書いてあり、そして駐車場の位置がずっと書いてあるんですね。ですから、そういうのを持っておけばですね、来られた方はああここに行けば駐車場がある、ここで詰まっていれば次ということで、そこら周辺が大体頭の中にインプットされますので、駐車場を探すのも非常に便利になるんじゃないか。そういうことで車がスムーズに回って、渋滞解消になっているんじゃないかと思えます。

そういうことでそれ一つ要望して。それとあと、福岡の天神へ行きますとですね、入る手前あたりの信号機にずっと駐車場の看板がありまして、あいている駐車場がずっと出ておりますですね。そうすると、そこへずっと行ったら大体入れるというような状況でございますので、これちょっとお金がかかるかと思えますけども、こういうシステムを取り入れるということで検討していただいたらどうかと思えますけど、そこら辺いかがでございますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 先ほど申し上げました平成10年3月にこの条件整備、いわゆる基本計画書の原案をつくってございましたが、そのときもう既にですね、いわゆる駐車場の案内、そ

れから駐車場の満車、空車のいわゆる情報システム、これを設置するという計画をもう既に立てておりました。しかしながら、議員さんおっしゃいますように、このシステムにつきましては非常に費用の面で高くなります。それから、警察との協議もかなり行った経緯はございますけども、先ほど言いましたように、費用と時間がかかるというのが今現在に至っているわけです。それで、実際に4年前に国交省の補助をもらいまして社会実験というものをやりました。そのときには、先ほど申し上げましたパーク・アンド・ライド方式を中心に実験をやったわけですけども、そのときにコミュニティバス「まほろば号」の位置を示すいわゆる情報システムを一つのテストケースとしてやりましたが、非常に確かに便利です。今にでも予算があればですね、すぐにでもそういうシステムを導入しようございますけども、いかんせんそういうふうには費用がかなりかかりますので、これは太宰府市だけではなくて、国立博物館も開館いたしましたので、今後そういう関係機関等を含めながらそうしたシステムの設置についてさらに研究といたしましょうか、設置できるような方向で検討をしていきたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） これについてはですね、相当期間、それから資金等も要ると思いますので、今から研究していただければいいと思いますけど、看板につきましてですね、やはり今言われました大体五、六十本の看板でございますけども、これについてですね、もう少し増やしていただいて、わかりやすいような看板をつくっていただくということ。それとですね、今年度の予算で、たしか2,000万円ほどサイン計画で上がっていたと思いますけども、このサイン計画はこういう看板類とかそういうのに多分使われるのではないかなということで期待しておりましたけども、現在のところ目に見えた、これでサイン計画の予算でこれをつくりましたというようなところもちょっと見えないようなんですが、看板をですね、あと倍増する、それからサイン計画の予算がどこら辺で使われているのか、お尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） このサイン計画につきましては、先ほどと関連いたしますけども、国立博物館にお見えになるお客様といたしまして、観光客も含めましてわかりやすい表示をしようということで、今現在も確かに客の流れとかですね、そういうのも状況を判断しながら最終的には詰めていきたいというふうに思っておりますので、今すぐここで具体的にどこどこというのは一部しかございませんので、近いうちにきちとしたサイン計画の整備をしていきたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） 看板の増設についてはちょっとお答えなかったんですが、次に行きます。

駐車場不足についてでございますけども、先ほども言いましたように、臨時的に学校のグラウンドや市役所の職員の駐車場などを開放されるということで、土、日は何とかなるでしょうけども、この前の特別展「美の国日本」の場合は連日市役所の前政庁通りはもう渋滞してお

りました。こういうことで、土、日はですね、こういう新たに開放される駐車場も使えない状態でございますが、そこでですね、これはご提案ですけども、私はずっと以前からご提案申し上げておりますけど、水城跡、それから政庁跡、観世音寺周辺、市役所の周辺ですね、史跡地の買い上げが相当ありますですね。その史跡地の買い上げられた分に車が乗り入れにできるような対策をですね、これ考えていただきたいということでお願いしてはいたしましたが、今回このような大渋滞を起こしておりますのでですね、やはり何とかこの史跡地を開放して、車が乗り入れができるようになればですね、これはもう太宰府市の渋滞問題も一挙に解決するんじゃないかと思っておりますけども、これについていかがでございましょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 私どもも当然こうした史跡地、整備をされていますいわゆる公園を含めて検討をいたしました。政庁前通りだけを見てもですね、政庁跡あるいは観世音寺、それから学校院跡と、駐車場には本当に適当な広場というふうな判断をいたしておりました。これはもう当然第一番に考えたことですけども、やはり所管の方から判断をいたしますと、あくまでも特別史跡地としての整備をするものだから、駐車場というのはまず無理という判断があります。そういう形で、必ずしも特別史跡地だけではなくてですね、既に発掘の調査が終わり、そういうふうないわゆる広場的なものがあれば今後も活用していきたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） この問題を提案しますと必ずその答えが返ってきます。それですね、何とかそれを文化庁の方へ、文化庁というか県というかですね、方へお話をさせていただきたいと。そして、史跡地に対してですね、そういう近いところへ車を入れればですね、そしたら政庁跡にもお客さんは回られるし、観世音寺にも回られると、水城跡にもお客さんは回られると、そしたら回遊性が非常に高くなるということですね、これは以前から何回となくご提案申し上げておりますけども、一向に話が進みませんけども、この件について、文化庁なり県の方へ何とか対策ができないかということでお話をされたことがありますかどうか、お尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 特別史跡というのはですね、物で言ったら国宝と同じじゃないかと私は思っているんですよ。それだからこそ保存、保護しているというそこをやっぱり、いろいろ利用も考えられましょうけど、ぜひ考慮していただきたいというのが一つでございます。

それから、現在ですね、いろんな形で利用といいましょうか、物を置いたりというようなことをしている現状がでございますけれども、会計検査院からですね、非常に是正の指導を受けているというのが現状でございます。そういう点もございまして、いいアイデアではあるかもしれないかもしれませんが、実現についてはですね、まだまだ紆余曲折しなくてはならないんじゃないかというふうにとらえております。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） そういうこともありますので、やはり今回は国博もできまして、そして国博の関係の方も文化庁と非常に関係の深い方がたくさんおられます。それでですね、この太宰府の現状を見ていただいて、やはり国博の方と一緒に何とか駐車場ということで、物を建てるそうですね、結局地下に埋蔵されている埋蔵物に対しての影響があるのでだめだということでございますけども、駐車場にする分にはですね、ちょっと上の方をならしてローラーをかけて砂利を敷くぐらいですから、地下の30cm、50cm、1 m下の遺物にはほとんど影響ないので、そこら辺をしっかりと説明していただいてですね、やはりもっともっと運動していただいてですね、これはどうしても太宰府にとっては一番大事な問題だと思うんですよ。やはり観光行政、観光産業についてもですね、いろんなことで出てくると思いますので、これはひとつ市長、何とかですね、文化庁の方へ市長ご自身出向いていただいて、そして史跡地へですね、駐車場としてじゃなくていいですから、車の乗り入れができるような広場ということでですね、何とかご努力いただくわけにはいかないでしょうか。ちょっと市長、よろしくお願いします。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいまご承知のように、本市の場合は約15%史跡地の指定を受けております。したがって、現在政庁跡あるいは観世音寺周辺の特別史跡を除きまして、今後また買収するわけでございますが、この史跡地をいかに保存活用だけでなく、有効活用していくかと。今ご指摘の駐車場等の利用はできないか、文化庁には再三申しておりますし、これは全国的な規制の中での太宰府ということで、太宰府に国博ができた機会にさらなるそこの有効活用についての文化庁の見解については今後ともただしていきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） 何とかですね、駐車場問題が解決しないことには観光客がだんだん減ると思います。特にですね、団体バスは太宰府に来たら駐車場に入るのに1時間、出るのに1時間、それではもうほとんどスケジュールができないと、大体観光バスの場合は分刻みでスケジュールを組んでおりますのでですね。そしたら、今は開館の人気の、あそこの天満宮の駐車場も観光バスでいっぱいになっているような状況でございますけども、これがだんだんだんだん減ってくると思いますので、やっぱりそういうことにならない前にですね、ぜひ解決していただきたいと思っておりますので、ぜひ近い将来市長の方で文化庁へ直接行っていただいて、しっかり陳情していただいて、何とかこの問題が解決できますようにご努力をお願いしたいと思います。これは要望しておきます。

それから次に、梅大路交差点の踏切の問題で非常に苦慮されているようでございますけども、これはあそこをいかにどうこうしようとしてもですね、問題の解決はほとんどないと思います。ですから、この問題を解決するためにはですね、あの太宰府駅を地下駅にするか、それとも高架にして通してくるか、もうこの2つしかないと思います。それか、あとは駅を若干ずらすとかですね。そういう長期的に見て大きな計画でですね、これを論じられるような何とい



うんですか、西鉄さんやら国や県と協議をしていくというようなことは考えられませんかでしょうか。お尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） この西鉄太宰府線の地下化あるいは高架化あるいは西鉄駅そのものを五条側に少しずらすとかというのはですね、過去この平成10年3月につくりました基本計画原案の中に入れておりまして、実は何度も協議をした経過がございます。当然そのときには福岡県含めて関係機関ともですね、何度も経験ありますけども、なかなかこの計画そのもの、構想そのものが費用の面とか長期化という問題もございまして、なかなか先に進んでないのが現状でございます。これは我々もそういう方が一番いいなという考えは持っておりますので、今後も機会あるごとにですね、将来構想といいたししょうか、そういう計画の中で進めていきたいというふうには思います。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 太宰府駅については非常に大きな問題ですので、なかなか短時間で片づく問題じゃないと思っておりますけども、ひとつこれにもしっかり頑張っていたきたいと思えます。やはり本市は観光産業をメインとしたまちづくりをしていかなければ、今後ですね、都市間競争、いわゆる自治体間競争には負けていくんじゃないかと思えますので、そういう観点からもですね、この交通渋滞対策についてはより一層の取り組みをお願いして1項目めの質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 続きまして、財政健全化への取り組みについて、市長からご答弁をというところでございますが、まず私の方からご回答申し上げます。

現在、平成18年度の予算編成に向けまして作業を行っております。昨年に引き続きまして国の財政三位一体構造改革によりまして、国の補助金や交付税の大幅な削減があるだろうというふうに予想しております。そのため、各部署とも予算編成に大変苦慮をいたしております。これらの状況から、今年9月に策定いたしましたお尋ねの太宰府市行政経営改革、要するに行革と言いますが、これに基づきまして主要推進項目を具体的に実施するために、当初の3年間を取り組み期間といたしまして、財政の健全化を目指した市政運営を図ってまいりたいというふうに考えております。

ご質問いただきました1番目の経常収支比率でございますけども、これも三位一体の改革により地方交付税が大幅に減額されたことによりまして、経常収支比率が上昇傾向にあります。その中で目標値を下方設定することは大変厳しいものがございますけども、やはり取り組んでいかなければいけないというふうに考えております。

経常収支比率を例えば0.1%変動させるためには、約1,300万円の経常的な一般財源収入額を増額するか支出を減額しなければなりません。そこで、平成16年度は現在98.7%というふうになっておりますが、これを目標値では平成18年度98%にするというふうに明言しております

が、そのためには約9,100万円あるいは平成19年度では97%に経常収支比率をするというふう  
に明示しております。そうしますと、さらに1億3,000万円の一般財源の収入増加、あるいは歳  
出の削減化をしなければなりません。そういうことで、今後やっていこうということでみんな  
に意思表示をしているところでございます。

なお、お尋ねの来年度の予算規模はどうなるのかというふうにお尋ねでございますが、現在  
平成17年度の当初予算では205億円でした。これがやはり収入も削減になりますし、歳出の方  
も大幅に削減を見直すという形で、現在のところ財政計画では193億円、約12億円、6%の減  
という形でしていかないと財政の方としては成っていかないかなというふうを考えておりま  
す。

以上です。

それから、2番目、3番目というふう質問がありますが、2番目に大型事業が今後予想さ  
れております。これについては、まず借金に頼ることではなくて国庫補助金あるいは県の補助  
金がないかどうか。以前は起債に交付税があるので安易にそれに飛びついていた経緯もあり  
ますが、やはり国庫補助金、確実に財源保障があるものについてはそういうふうなものを見つ  
けてくるようにというふう考えてます。いよいよそこでなければ、どうしても借金してでも  
その事業をやらなければいけないということであれば、従来の借金をしても返すときに地方交  
付税にある程度算定されるということでございます優良起債、そういうものを優先に対応しよ  
うというふう考えています。できるだけ一般的な、全部借金になるような借金はしない。そ  
れをするならば、その事業をしなければいけないのかどうか、もう一度見直そうというふうな  
考え方で考えております。

その結果、お尋ねの平成16年度末には起債残高が251億円になっておりますけども、現在で  
は例えば史跡地の購入について今起債で行っておりますけども、これは95%は国の補助金があ  
るというような返し方をやっております。そして、先ほどの優良起債で地方交付税の措置があ  
るものについては約59%、120億円ぐらい分はそういうふうな財源がつくような借金の内容に  
なっております。実質、国庫補助金とか地方交付税の措置がないものについては41%で、約  
100億円ちょっとぐらいというんですかね、そういう形の借金の状況になっております。

いずれにしても借金を減らしていくということが必要でございますので、現在返済金が約  
31億円ございます。ここ数年はこれを上回りますとやっぱり起債の残高が増えていきますので  
25億円という形で抑えております。純然たる借金は25億円を抑えていこうと。そういうふう  
に何年かしますとその差額分だけは借金の残高が減額していくというふうな考え方を持って  
おります。そういうことで、地方債の減少をしていこうというふう考えております。

それから3番目に、補助金交付の適正化に関しましては各種団体への公正な補助金支出を  
図るため、現在早急な補助金交付基準の策定を検討いたしております。また、外郭団体の見直し  
につきましても、設置目的の妥当性、設置目的に沿った運営となっているかどうかということ  
を検証して、将来にはですね、外郭団体の自立促進を図るような施策を今後やっていこうと。

これは本体そのものも非常に苦しくなっておりますので、外郭団体は自立促進という形を今後行っていこうというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） 4点目についてお答えいたします。

国、地方ともに財政は依然として厳しく、現在、三位一体の改革において地方歳出の見直し、地方交付税の抑制等が進められており、将来にわたりまして国レベルでの少子・高齢化の進行や人口減少への転換、団塊世代の大量退職時期の到来など、今後も歳入の減少と高齢化対策等歳出の増加が予測される社会状況にあります。

このような中、本年度四役、部長で構成いたします経営会議を設置いたしまして、本市の経営をどのように進めていくのかという観点から、人口増加と歳入増に関する議論を行い、歳入増に結びつく人口増加策につきまして、中・長期的な観点から取り組む必要性を認識いたしております。今後の具体的な取り組みといたしましては、人口の受け皿づくりとなります組合施行の土地区画整理事業等を推進することが重要であると考えております。また、本市には重要な遺跡が数多く存在しますことから、開発事業着手の前提といたしまして文化財発掘調査が不可欠となっておりますが、調査に期間を要するため、開発事業等の意欲に影響を与え、開発の機会を生かし切れない状況もございます。このため、文化財の重要性を前提としつつも、開発事業等に伴う発掘調査の迅速化を図るための対応策を現在検討いたしております。

産業面でも、観光客の誘致を図るなどによりまして関係団体と連携し、取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） まず1点目のですね、経常収支比率を下げていくということで、具体的に大体今年度予算に対しまして来年度は9,100万円、その次は1億3,000万円減らしていかなければいけないということで、非常に厳しい財政状況になると思いますけども、これをどこでどのようにして下げていくのか。計画を見ますとですね、ずっとあと4項目ほど書いてありますけども、それについては具体的な数字が書いてないんですね、やはりこの4項目についても1項目1項目に大体幾らずつぐらい、民間委託推進については幾らぐらい大体マイナスにする、補助金交付の適正化については幾らぐらいのマイナスにする、歳入確保については大体幾らぐらい増加策をとるといようなですね、具体的な数字が必要じゃないかと思うんですね。そうじゃないと、ただ98%にするのに9,100万円減らしますよというだけではこの中身が全然見えませんので、ここら辺どのように考えておられるか、お尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 先ほど一般財源での比較をですね、経常収支比率はどういうものかといいますと、経常的に収入がされるもの、例えば税金とかですね、それから地方交付税とかそういうものです。例えば、大きな事業をするときに国の補助金とか収入がありますけども、それは臨時的に入ってくる収入ということ。あとは人件費とか、借金の返済とか、この庁舎の

維持管理とかというのは、何もしなくても支出が要ります。ですから、何もしなくても自然体で収入が入ってくる分に対して、何もしないで支出される分というような比率が98%だというふうに考えています。

一番大きいのは、やはり人件費と借金の公債費です。先ほど言いましたように、公債費については、借金を返す金額よりも6億円か5億円少なく今から借りていってその分を減らしていこうという大まかな考え方を持っています。それから、2番目に大きい人件費についても、いろいろ皆さんからのご指摘もありますけども、やはりこれは1人計算しますと800万円から900万円ぐらいかかります。これについては、今後今の採用を見送ってでも人件費の総額を減らしていこうというふうな考え方を持っています。これも国の方も財政が厳しいということで、公務員の純減を5年間で5%するんだというふうな計画を持っておるようですけども、私どもは既にそういうこともやっておりますし、今後もやって、さらに退職者の不補充という形で、人間そのものを減らしてやっていこうと、そういうようなことで全体的に大きなものからやっていこうというふうに考えておまして、そういうような積み上げの数字が1億円あるいは1億5,000万円というふうに積み上がって、経常収支比率を下げたいこうと、そういうふうな計画を持っております。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） 経常収支比率のご説明をいただきましてありがとうございます。そこら辺はある程度はわかるとるつもりでございますけども、やはりこの計画の中で具体的に数字を出して、この分でこれだけ下げないといけないという数字にはなりませんということを私はお尋ねしたんですけども、ちょっとそれについての的確なお答えはありませんでした。ちょっと時間も大分なくなってまいりましたので、もう少し簡潔にですね、お答えをいただきたいと思っております。

次にですね、ですからさっきも言いましたようにですね、この計画が絵にかいたモチにならないように、しっかり取り組んで数値目標もある程度しっかり出していただいて、3年後にはですね、そしたら職員給与を何%に下げますとかですね、総体ですよね、するとか、そういう計画をですね、やはりここで出していただきたかったんですけども、ちょっとそれは今のところ出ないと思いますので、要望しておきます。

次にですね、補助金の適正化ということで、スポーツ振興財団に対する補助金及び支援について、ちょっとお尋ねいたします。

スポーツ振興財団はですね、来年4月1日から指定管理者となられますけども、今回議案審議の中には2か所だけしか指定管理者の指定に対する議案は出てなかったんですけど、あと11施設あると思いますけども、これはいつ出るのかですね、これはいつ出るということだけお答えいただければよろしゅうございます。

それからですね、もしこれが3月議会で出るということであればですね、もうそれで結構でございます。しかし、今回出ないと3月に出さないとこれは間に合いませんので、必ずこれ3

月に出ると思いますけども、そんな4月1日から施行するのにですね、3月議会で、3月議会が終わるのが20日過ぎになるかと思えますけども、その時点で議案を通して、それでさっさと間に合うかということもあると思えますので、若干もう少し早目に議会には提案していただいて、説明をしていただきたいと思います。

それから、これ指定管理者に対して補助金や支援はどうかということで、これは9月の議会で私はお尋ねしとりましたけども、そのときですね、教育部長の方から指定管理者に対しては補助金や支援は地震や水害等、特別なとき以外はいたしませんということでご回答をいただいておりますけども、振興財団に対しては本年度2,791万円の補助金が充てられておりますけども、これについては来年からはもう廃止される予定ですかね、お尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） 公募によらない施設といたしまして、老人福祉センターは社会福祉協議会、それから大宰府展示館は古都大宰府保存協会、そのほか9施設について財団ということで考えておまして、そのうち9施設のうちの1つ、梅林アスレチックスポーツ公園につきましては、直営で公園として開放できないかということで現在検討を進めておりますので、文化スポーツ振興財団との協定につきましては8か所になる可能性もございます。そういうことから、平成18年3月議会には提案することといたしております。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） もう一つ、2,791万円の今年度の補助金ですが、これは来年度はどのように考えておられますか。

議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） この補助金につきましては、財団をつくりますときに市が公益法人の寄附行為をつくりまして、積極的に施設の管理をしていくということでつくっております。この補助金は財団の運営の補助金でございまして、施設管理の補助金ではございませんので、従来どおり運営補助金として協議をしながら補助していきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

5番（中林宗樹議員） それからですね、財団には市の職員さんが事務取扱として財団に入っておられますけども、これにつきましてもですね、市の職員さんがほかの事業所へ市の予算をもって勤められておるとことは非常にこれは私はどうかと思えますけども、これについては市長、いかがお考えになりますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） 市の職員を今兼務の形でいきいき情報センター、あるいは文化スポーツ振興財団の方に派遣をいたしております。このことにつきましては絶えず私は申し上げておりますけれども、垂直的減量をその当時から、管理公社の時から職員で各施設を行った場合については相当の人員費がかかると、そういったことから、その当時から多くの自治体の中で行われて

きておりましたけれども、財団に直営的な垂直的減量をする組織をつくって、そしてその頭脳的な中枢部につきましては、すなわち運営するところ等については兼務でもって行うというふうな形で職員を最小限派遣をしておると。各施設については、嘱託職員あるいはパート職員、あるいは臨時職員等を活用しながら行っておると。このことにつきましても雇用の創出といいましょうか、そういった側面もあるというようなことについてご説明をしておきたいというふうに思っております。

そういったことから、財団が悪のような形でとらえられることについては間違いだというふうに思っております。そのことによって、多くの人件費、財政上の負担を軽減しておるというふうなこと、それから、直で市の方のあらゆる、社会福祉協議会でありましても、あるいはシルバー人材センターでありましても、あるいは財団、あるいはいきいき情報センターの中で行っております諸施設につきましても、市の方のやはり大もとの意向といいましょうか、政策の、例えば高齢者の政策等については社会福祉協議会も、あるいはシルバー人材センターも同じ方向の中でやはり行かなきゃならない。ばらばらに行くような形であってはなかなかこれは総合性が発揮できない。そういった中における利点性、マイナス面もあろうかと思いますが、利点性をやはり重視すべきだというふうなことから今の財団運営等を行っておるわけでして、より民間にそういった手法をというふうなことから指定管理者制度があるわけでございますけれども、それにふさわしい施設、あるいはふさわしくないところは直で行う、あるいは財団で行うというふうな視点もやはり持つ必要があると。すべてにわたって指定管理者制度がオールマイティーではないということについてもご理解をいただきたいというふうに思っております。懸命に、私どもはいかなる場合であろうと最少の経費で最大の効果を目途として行っております。財団の職員等々につきましても、民間のそれと変わらないような形の中で創意工夫しながらやっただいておるといいうふうなこと等についても、私理事長をいたしておりますので、そういったことについてもご理解を賜りたいというふうに思っております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

5 番（中林宗樹議員） 別に財団が悪ということは決して言っておりません。これは助役の方の思い違いだと思います。私はただはっきりですね、いわゆる市と財団というのをはっきり区別すべきだと、そしてもし、そういう財政的な援助が要る、そういう人的な援助が要るということであればですね、そうしたらきちっと補助金、ほかの何か形できちっと出すと。そして人員の派遣についてもですね、今みたいな市の職員が兼務じゃなくて、きちっと派遣なら派遣ということで、組織をきちっとわかるようにしていただきたいと、こういうことを言ってるわけですね。そして、そういう中でですね、市の政策を執行していく中でそういう必要性というのは十分わかっております。これは社会福祉協議会においては福祉の部分で相当部分をですね、市の政策を実行されている部分もあります。ただ、文化スポーツ振興財団はそこまではないんじゃないかなと、もう少しきちっと市と区分してやっていける財団じゃないかなと。そして、

その中にですね、いわゆる指定管理者として施設のいわゆる指定管理者となっていかれると。やはり、そういう仕事ですね、今まではそういう制度がなかった、今までは市である程度かわった団体じゃないとそういう施設へですね、管理ができなかったという分がありますのでですね、今回はそれがなくなったんで、これを機会にやはり財団は財団としてもう少し自由に動けるように、そして自由にやはり自分たちで事業してやって、自立していけるように、やはりこれは市の方で指導していかれるべきじゃないかなと。もう財団もできまして十数年になります。やはりいまだにおんぶにだっこじゃ財団もちょっと努力不足じゃないかなと思いますので、こちら辺をですね、私はっきり言っておきますけど、別に決して悪じゃなくて、私は市と財団との関係をもう少しきれいに、きれいというたらいけませんけども、わかりやすい形にですね、やっていただきたいということを要望して、これで私の質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員の一般質問は終わりました。

ここで、13時、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後0時00分

~~~~~

再開 午後1時00分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番清水章一議員の一般質問を許可します。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

13番（清水章一議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告をいたしております観光行政について質問をさせていただきます。

平成14年3月に策定されました太宰府市地域の産業・観光活性化プランで、市長は九州国立博物館開館を観光資源ととらえ、にぎわいある観光振興及び観光を軸とした地域産業の活性化を図るための政策を戦略的かつ具体的に行動するための計画として、観光活性化プランを策定したとあいさつで述べられております。また、この観光活性化プランには、「年間1千万人観光都市」の実現を目指すともうたっております。さらには、観光産業の意味についてプランで次のように述べております。「観光産業は21世紀のリーディング産業とされています。それは、観光産業がすそ野の広い産業であるという特性によるものです。観光施設やお土産店、食事どころなどだけではなく、製造業や農産業も観光産業の成長と大きくかかわってきます。太宰府市が観光で活性化するという事は、市内にある各種産業にもその経済波及効果が期待できる」と、このように説明をいたしております。

そこでお尋ねしますが、市長も本会議初日のあいさつで述べられましたが、待望の九州国立博物館が10月15日にオープンをし、16日から一般公開がされ、開館記念特別展「美の国日本」が11月27日に終わりました。この間、予想を大幅に上回る来館者が訪れ、市長もうれしい誤算と述べられました。そこで、まずは開館から特別展の閉幕までを一つの区切りとして見た場合、本市にとって経済効果という大きなメリットもありましたし、また交通渋滞というデメリ

ットもありました。市として、まずはどのような総括を行っているのか、お聞かせをください。

あわせて、平成17年度と平成18年度の観光客の見通しをどの程度予測されているのか、数値があれば示していただきたい。また、観光活性化プランで言う1千万人実現はいつごろの時期をめどにされているのか、お尋ねをいたします。それに伴い、当然経済波及効果が期待できるわけですが、どのような見通しをお持ちなのか、お聞かせください。

また、同時に、交通渋滞の緩和も大きな課題であります。解決策についてどのような検討を行っているのか、お伺いをいたします。

あとは自席にて再質問をさせていただきます。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 観光行政についてご回答いたします。

まず、1点目の総括についてでありますけれども、九州国立博物館開館後は天満宮や参道周辺の観光客があふれ返り、毎日正月がやってきたような43日間だったと感じております。この間は、単に訪れる人数が増加しただけではなく滞在時間も長くなりまして、食事を希望する観光客などで茶店もにぎわい、また土産品を購入する観光客も多かったことから、地元経済への波及効果も大変大きかったものというふうに推測はいたしております。

しかしながらその反面で、駐車時間も長くなりまして、駐車場の回転率が下がることによって幹線道路が渋滞をしたり、あるいは生活道路にも観光客の車が入り込むなど、地域住民にも大きな影響を及ぼしたというふうに思います。

まだ開館後で短い期間ではありますけれども、こんな見えてきました様々な課題を解消するためには、今後とも国立博物館の関係者をはじめ、地元の観光協会や商工会などと一体になって取り組みながら、顧客満足度が高い観光地づくりに努力をしてみたいというふうに考えております。

次に、今後の観光客数の見通しについてでございますけれども、現時点におけます予測数値そのものは立てておりませんが、新たに開館いたしましたこの国立博物館効果をどのように算定するかが大きなポイントであろうというふうに考えます。今回の特別展開催中の入場者数につきましては、延べ約62万人と発表されましたが、これまで本市への観光客のここ数年の入込み数といたしましては年々減少傾向にありましたので、この博物館入館者を含めた今年1年間の総数では、いわゆる下げどまり、上昇に転じたというふうに推測をいたしております。また、特別展が終了した現在でも、毎日平均いたしますと約5,000人前後の方が来訪されております。今後の特別展の開催状況によりましては、また大きく変動するものというふうに考えます。

次に、観光客1千万人実現のめどについてでございますけれども、これは市といたしましても、できるだけ早い時期に実現したいというふうに考えておりますけれども、これまでのような正月の一極集中ではなくて、毎月平均いたしますと約80万人程度の観光客が訪れると想定した

場合には、今回の特別展開催期間中以上の観光客が訪れるというふうになります。したがって、これを受け入れるためには、やはり観光地としての条件整備というものが大変重要な課題であろうし、またその実現に向けて最大限努力していく必要があるというふうに思います。

次に4点目についてでございますけども、当然観光客が増加いたしますれば、地域経済への波及効果は期待できるというふうに確信いたします。しかしながら、より効果を得るためには、観光客が求めるものを提供することができなければ地域の活性化への結びつきはないというふうに考えます。したがって、今後に向けては、マーケット調査なども行いながら、一定の数値目標を設定いたしまして、それに向けた努力を払う必要があるというふうに思います。今後に向けては、観光協会や商工会とも密に連携をしながら、よりグレードの高い観光地づくりを目指してまいりたいというふうに考えております。

次に、交通渋滞対策についてでございますけども、今回の状況から判断して、博物館や天満宮周辺のみには駐車場を単に確保するだけでは根本的な問題の解決には至らないというふうな判断をいたしております。今日まで国土交通省、警察署あるいは県の関係者とも幾度となく対策会議を開催いたしておりますけども、その中でやはりまずはできるだけ公共交通機関の利用を呼びかけること、またさらには西鉄電車やJRの沿線に駐車場を確保して乗り継ぐ、いわゆるパーク・アンド・ライド方式を導入するというふうなことの検討を行っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） メリット、デメリットということで総括をされています。経済効果があったということと、交通渋滞があったということだろうと思います。私、今回九州国立博物館がオープンしたということが太宰府にとってこれは大きなメリットになるかと思うんですが、ほかの施設と一つこの九州国立博物館が違うところが私はあるかなと思うんですね。これが最大の特徴じゃないかと思うんですが。私、京都の国立博物館に何回か行きました。何回といても2回行ったわけですが、実は1回目見て、これはいろんな形で国宝がたくさんあるなと、宝物をたくさんお持ちだなと、そういう印象を持って。2回目行きましたら、結局同じ内容でしたので、もう3回目以降はもう行く必要がないなと。こういう思いで九州国立博物館もこんなものができるのかなと。大体こうすれば、できても最初の二、三年が山場かなと、こういう印象を持って帰ってきたわけですが、この九州国立博物館の最大の特徴というのは、そういった常設展の大きな宝物が京都のようにない。だから、言うなれば、特別展示展を何回も開催してやっていくということが私は最大の特徴かなと。今回も「美の国日本」をやりまして、11月27日まで、その間例えば11月4日までに金印を見ないともうこれが撤去されるよとか、返されるよとか、そういういろんな話をあちこちで聞きまして、それまでに見に行こうやと、こういった形の中で11月27日までとにかく一回は見に行かな損するぞというような心理的なこういった働きがあって、たくさんの方がお見えになったんじゃないか。一つはマスコミの効果

もあったと思うんですね。それで、太宰府市の地域の産業・観光活性化プランを総合計画に基づいて策定されて、この中には観光客は、国立博物館は20万人という予測をされておるわけですね。まず、どれだけの観光客が来るかによって、この地域の産業と活性化というのは変わってくるわけです。そうしますと、まあ私は二、三年という見方をしてたんですが、今回のような形がずっと続いてくると、ちょっと考え方を変えていかなきゃいけないんじゃないかと思ってるんですが、その辺の認識ですね。要するに、今後特別展をずっとおやりになっていかれると思うんですが、国博との話し合いがあると思うんですが、今後の見通し、要するにある程度今年の「美の国日本」のようなものがずっとこれから続いていくのかどうか、その辺の見通しというのはお持ちですかね。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 国立博物館とは常に情報交換をやっておりまして、この特別展というものは、現在のところ年に4回開催をするという方向でいろいろプランニングといたしましうか、企画をされてるようです。今回も第2段として1月1日から4月2日まで開催されるわけですけども、この第2段に対するいわゆる入館者の予想というのがですね、国博におきましてはできないというのがまず結論でした。今回のいい事例が一つの結果だろうと思えますけども。

しかし、私たち市としましてはですね、やはり今回みたいにたくさんの方がお見えになる、太宰府の駅おりて、あそこではもう正月みたいに混雑をしている状況を見ましてですね、今回の補正予算にも計上させてもらっておりますけども、いわゆる受け皿とする観光の案内を含めて、この観光産業も含めた中でいかにして対流させるか、回遊させるかというのが大きな今後の課題になろうというふうに思います。そういうことから、今回観光協会のそのものももう少し幅を広げて、太宰府館の方に一つの出張所みたいな形できちっと位置づけをして、それぞれの場所でそれぞれの対応をしながら市内を回遊できるような案内をしようというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 総合計画、それから地域の産業・観光活性化プランというのがあるわけですが、年に4回程度おやりになると。国立博物館は予想ができないと。これは相当私は期待感を持っていいんじゃないかなろうかという気持ちを持つとるわけですね。市も当然そういう形で、要するに観光客がどれだけ来るかということによって交通渋滞も起きるか起きらないかということがあるわけですので、まずこの辺のところの予測をね、非常に難しいとは思いますが、ある程度お見えになるという予測はやっぱりきちっと立てとかないと、施策の展開はできないんじゃないかと。

そこで、この太宰府市のこの地域の産業・観光活性化プランがありますが、これも相当の見直しが必要じゃないかなという感じがするわけですけど、その辺のところをお考えかどうかで

すね。平成19年までの内容になってますけども、新たな、要するに初めてこんな九州国立博物館が来てそういう現象が起きたということはわかつとるわけですので、このプランの見直しについて考えられています。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 当然、先ほど議員さんおっしゃいましたように、国博の入館者、いわゆる観光客としての数というのは少な目に見ておりましたので、今回の体験、あるいはもう少ししばらく状況を見ながら、見直していく部分は当然見直していきたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） デメリットについては交通渋滞という形で言われておりました。それ以外に、いろいろな形で観光客の方お見えになって、大変来ていただいたことはよかったですけど、いろいろ不満をお持ちになりながら帰られた方もおられます。私も国立博物館まで行ったばってんが、もう駐車場が満車やったので、もう見らんで帰ってきたとかという人も聞いてます。様々そういった、先ほどから駐車場の問題もありますけど、我々が掌握できてない様々な問題もまたあったんじゃないかと思うんですね。市にもいろんな形で苦情等が寄せられていると思うんですが、それぞれ職員は職員でまたいろんな形で苦情を聞いていると思いますし、感じていることもあると思うんですね。そういったようなこの要するにマイナス面をやっぱりきちっとして、そして次の新たな施策を展開するという必要だと思うんですが、このマイナス点みたいな形で、例えば職員からどのような苦情があったとか、市民から苦情があったとか、そういったような形を集約されたのかどうかですね、市として、その辺あります。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） きちっとした集約を整理したということにはございませんけども、常にいわゆる情報交換をやっておりまして、特に市はもとより、担当所管します観光課でありますとかまちづくり企画課含めてですね、それから一番中心なのが国立博物館の方と1週間に1回以上は調整会議をやっておりまして、市民からの苦情、あるいは観光客の苦情あたりも集約しながら、一つ一つ解決をしていくという形で今現在も進めております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） やっぱりそういったものはですね、やっぱりきちっとまとめていただきたいと思います。どういったことがあったとか、どうなのか。できれば私どもにも、議会の方にもそういうまとめたものを提示していただきたい、こういうお願いをしたいと思うんですが、その辺はできますかね。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 当然そういういろんな苦情なり提言なりは一つにまとめて、市はもとより、関係者には情報提供という形で行いたいと思います。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） よろしく申し上げます。

ただし、交通渋滞の話はずっと出ておりますので、経済効果についてですね、幾つかお尋ねをしたいと思います。

建設経済委員会でいろんなところの視察行ってきたわけですが、観光で新聞等によく載っているところに今回視察に行かせていただきました。富良野市、人口2万5,000人余りの地域なんですけども、ここもたくさん観光客がお見えになってらっしゃるわけですね。それに対する、観光客は年間200万人から250万人お見えになっていると。宿泊は約50万人。観光の直接売り上げが約292億円。それに波及して、その波及効果というんですかね、これが約470億円あるという試算をされております。

それから、小樽市が平成15年から平成16年夏にかけまして、小樽市観光経済波及効果計測というものをされています。これが大体年間観光客が750万人ぐらいお見えになると。年間のその観光の総消費額が1,319億円、それに伴います経済の波及効果が、何と2,668億円ですね。雇用効果も1万8,499人おらっしゃると。国も今観光立国を目指して、推進、戦略会議等を開いてやってるわけですが、この国もどれだけのその経済の波及効果があるのかということで、アンケートをとりながら試算をしております。国全体としてアンケートをとった結果、これは平成16年度ですが、2000年、2001年、2002年、2003年とずっとやってまして、2004年度の貢献度と、要するに旅行観光産業日本経済の貢献度ということで、旅行の消費額が24.5兆円あると。その中で、それに伴います波及効果というのが、生産波及効果が55.4兆円、付加価値の効果が29.7兆円、さらに雇用効果が475万人で、私どもに最も関心のある税収の効果が4.8兆円と。だから、国の収入が44兆円ですかね、ですからもう大体1割程度という形の、これは国の出してる試算ですから、いろいろたくさん複雑な計算があって、私もよく理解できない部分もあるんですが、これだけのかなりの大きな経済効果があるということがうたわれとるわけですね。

太宰府も、先ほど冒頭に述べましたように、観光は市内にある各種産業に、直接のお土産だけじゃなくて、あらゆるところに影響すると、そういうことを期待しているということを書いてあるわけですが。私も前からこれを主張しているんですけども、やはり太宰府においてきちっとした形でどの程度のこれだけ、大体600万人以上の毎年お見えになってらっしゃる、確かに正月三が日が多いにしても、それなら国立博物館がそういう形で年4回やるとなると、かなり詰め込み型になっていくんじゃないかと私は思うわけですが、やっぱりその辺のところをきちっと実態調査というんですかね、経済波及効果はどの程度あるのかといったことを私は試算してほしいなあと思うんですが、あれば教えていただきたいと思ひますし、ぜひ今後の検討課題じゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうかね。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 先ほどご回答いたしましたけども、今現時点できちっとした本市のそういうふうな数値というのがございませんので、こうした国博の開館を受けての多くの観光客が増えたという事実をもとに、やはりその辺はきちっとしたマーケティングリサーチといひましようか、そういう調査をしながら、それぞれ観光協会あるいは商工会と一緒になっ

ね、お互いに情報を出し合いながら、一つの目標数値というものを設定していきたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） そこでですね、これどういう形のやり方をするかは別にして、いろんなやり方によってはですね、私はその調査をしていく中で、やはり交通渋滞の解消等もですね、アンケートをやる中で私は出てくるんじゃないかなという形を思っておりますので、ぜひ調査研究をですね、どこから来たのか、何を買ったのか、これからどこに行くのか、どのくらいの時間おったのか、お金を使ったのかとか、そういったいろんな方法があると思いますので、ぜひやっていただきたいと思っています。

その最大のメリットは、そういう形でたくさんのお客さんがお見えになってらっしゃると。ところが、もう一つ残念なことがあるわけですね、太宰府の、交通渋滞とは別に。これだけの、私に言わせれば宝物ですよ、たくさんの宝物、このたくさんの宝物が本当に生かされてるかどうか。例えば、1点言わせてもらえば、日帰りのお客さんが多いと。残念なことに、宿泊施設が太宰府の場合はないわけですね。そこで、先ほどの小樽にしても、それから富良野にしても、やはり宿泊のお客様の経済の波及効果が極めて多いわけです。そこで御飯を食べられたりとか、朝御飯とか夜御飯とか食べる。やっぱり地場産業の農産物を使ったりとか、そういう形でかなりの波及効果があるということなんですね。

もうこれは前から、総合計画にも宿泊施設の誘致ということは考えてありますけれども、残念なことに私この地域の産業・観光活性化プランを見ましたらですね、総合計画にあるんですけども、これには載ってないんですね、宿泊の2文字が。これを策定されるときにですね、その辺の議論がされたのか、されなかったのか、それとも太宰府としては宿泊施設に対して余りそういう期待を持ってないのかなのか、やっぱりこれからそういう形の中で、せっかくこれだけの観光客がお見えになる、宿泊施設を誘致していく考えがあるのかどうかです。そういうのがちょっと見えないんですけども、その辺のお考えを、これは市長に聞いた方がいいのかなと思います、どうですか、部長の方ですかね。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま観光行政全般の今後の問題でございますが、今度の国博の開館に伴います波及効果と申しますと、これは今ご指摘のとおり、ぜひ調査してまいりたいと思っております。

それから、宿泊施設の問題でございますが、本市といたしましては前々から観光施設として、またお客さんの滞在型を図るためには宿泊施設がぜひ欲しいということで、いろいろ計画なり誘致をいたしたことがあるわけでございますが、ご承知のように以前は水の問題等々なかなか宿泊施設、ホテル等の施設が非常に難しかった事情がございます。今日的に見ますと、非常に観光バスで来るお客さんが多うございまして、それと交通機関が非常に便利がいいというか、福岡市との距離が非常に近いということで、ほとんどのイベント等の団体のお客様は福岡

市に宿泊されると。それから、周辺につきましては、まず温泉地を宿泊に望まれる方が多いという事で、太宰府の宿泊施設としては非常にそういう条件においてはやや劣っておるんじゃないかと。もちろん宿泊施設がぜひ欲しいというのは、今後とも運動を続けてまいりたいと思います。現在国民年金保養センター等につきましてはでございますが、やはり温泉施設が欲しいというようなことで国民年金保養センターには温泉施設を設置したわけでございますが、おかげさまで非常に宿泊客が多くなっております。今後とも、宿泊につきましては太宰府市に直接建設するような方向でいろいろまた今後とも探ってまいりたいと思っております。

それからもう一つ、太宰府市に国立博物館ができたこと、この波及効果でございますが、今までは太宰府の観光はやや天満宮中心の観光客、日帰り観光客が多くなったと。ただ、国立博物館ができましたのは、太宰府市域に直接の波及効果、経済効果と同時に福岡周辺都市、そして九州全体的にこの九州国立博物館の影響、あるいはアジアに向けた影響等々も展開していく必要があると。そういう意味で、アジアの観光にやはりそういうものが今後展開されれば、太宰府が一つの拠点に呼び込めると、そういうことを含めて今後進めるべきじゃないかと思っております。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 市長はやはりこの宿泊施設をこれから積極的に誘致していきたいということでございます。そういうことをお聞きいたしましてお聞きをいたしますが、要するにこの福岡という地域がありまして、太宰府との距離がありますね。だから、今言われるように大体福岡に泊まるという方が多いかと思うんです。これちょうど小樽と似たような距離になるわけですね。札幌というところがあって、小樽までは約30分ぐらい。ですから、大体ほとんどのお客さんは札幌に泊まられると。小樽はやっぱりそういう形の中で、できるだけ小樽に泊まっていたきたいというようなそういう観光戦略というんですか、練りまして、要するにこっち側の方に宿泊することのメリットをつくっていかないといけないわけですね。太宰府の魅力づくり、これが必要だと思うんですが、これはやっぱり職員のいろんな様々な私はアイデアが必要だと思うんです。市長がもうそういう形でおっしゃってるわけですから。宿泊施設をやっぱり誘致していくということであれば、日帰り客をいかにこの長期滞在型に持っていくかと、これはもうアイデアを使っていくしかない。やるのはもう民間会社ですからね、建てるのは、市が建てるわけじゃないです、民間業者を誘致していくしかない。

それで、余りにも宝があり過ぎて、今までこういう形でなかなか民間業者が建てなかったという部分あるんですが、私もいろんなことを見ながら、読みながら考えるわけですね、太宰府はどういう形にしたら夜の魅力づくりができるのかなと。小樽はイルミネーションをやったり、そういういろんなことを、小樽の雪明かりのまちとか、要するに夜のイベントをたくさんつくっているわけですね。

たまたまこれ見てみましたけども、いろいろと何も無いようなところやけど結構あるんだなあということ、ちょっとこれ紹介させていただきたいんですが、まちづくり最前線という、

地域再生の現場からということで、ジャーナリストの方がいるんなまちおこしでレポートされてる分があるわけですね。

愛媛県に双海町というところがあるそうですが、これは合併して伊予市という形になったそうなんですけど、ここは全く観光資源がないそうなんです。この観光資源がないところに観光資源をつくったわけですね。何をつくったかといったら、NHKのディレクターが来てですね、ここから見る夕日が物すごくきれいだったらいいんですよ。でも、まちの職員は毎日見ようわけですね、夕日は、毎日見ようわけです。だから、何とも思ってないです。ただ、NHKのそういった記者が「この夕日は美しいね」と言ったことに、この一言に触発されて、まちの職員がこの夕日をまちおこしにしたと。今55万人の観光客がその夕日でお見えになってらっしゃるわけですね。

私もこれちょっとインターネットでとってきましてけども、こういう、タイトルは「しずむ夕日が立ち止まるまち…ふたみ」という、こういう形でやっとなるわけです。55万人ですよ、大変な、毎日ですよ。私もこれ見ながらふと思ったんですね。市役所から眺める、5階から眺めるあの夕焼けは最高じゃないかなと。みんな笑うかわからん。みんな笑ったんですけど、これ。今言ったように、この夕日のこと、今笑ったように職員皆笑ったって。だけど、やっぱり本気になってやったんですよ。そしたら、55万人の観光客を出したわけですね。

私もこれちょっと、たまたま思ったものだからこっちに来る暇がなかったので、ちょっと議会議事務局の方にね、5階から夕日を撮ってご覧、夕焼けを。で、撮ってもらった。私がこれつくったんですよ。この瞬間がたまらない。背振山系に光り輝く黄金の夕焼け。これよりもですね、数十倍きれいな夕日が見れるんですよ、太宰府の市役所5階から見たら。もうこれでもきれいなあと思いましたけど、もう数十倍すごい夕焼けを、私は何回かそういうことを感じました。だから、このしずむ夕日が立ち止まるまちの双海町よりももっとすばらしい、私は山の高さ、それから雲の出る距離、その距離がちょうどいいんじゃないかな。これ科学的に見ないとわかりませんが、素人考えでですね、あれだけのきれいなものというのは、やっぱり山の高さや雲のこの間隔があるんじゃないかな。だから、こんなきれいな夕焼けが出るんじゃないかな。だから、太宰府市しか見られませんよと、そういうようなことをですね、私はまたPRしていったらいいんじゃないかなと思っているんです。

もう一つですね、まちおこしの中で葉っぱが宝になるってお話を聞かれたことがありますか。これは四国の徳島県の上勝町というまちですね。ここは彩り事業というのをやっていますが、書いてあるのは、都会の若い女性の何げない一言から始まった、これも一言ですよ。ということが始まったかと。大阪の料理屋でですね、料理に添えられたつまもの、つまものというのは、料理に添える葉っぱですね、葉っぱ。その葉っぱを見た若い女性たちが、この葉っぱはきれいねというのを語るのを聞いたまちの農協の職員が、葉っぱによるまちづくりをやったと。山ばっかりなんです。人口が2,200人しかおらんです。65歳以上の高齢者が45%以上なんです。だから、山というのが資源なんです。この葉っぱというのが資源。65歳以上の高

齢者の方がまた資源なんです。何でかといったら、この人たちはどの山に行ったらどういう葉っぱがあるというのがわかるわけです。それをまちおしの一つにしてですね、その高齢者の方々が年収何百万円も収入があるという、そういうような紹介をされとるわけです。

私あえてこういう事例を出したんですが、太宰府は大変なこれだけの観光客がおって宝があると私は思っているんですね。その宝をどうやって生かし切れるか、1つは私は宿泊施設をですね、やっぱり今後太宰府としても魅力をもう少し売っていかなくちゃいけないかと。夕焼けもきれいですし、今日ちょっと写真持ってこれませんでしたけど、政庁跡から眺めるお月様、これもきれいですよ。いろんな形で考えてですね、アイデアを私は生かしていただきたいと、こういうように思っているわけですけども、そういったシステムが本当にあるのかどうかですね。やっぱりそういうようなアイデアを生かすシステム、前トヨタの話をしてですね、業務改善提案制度という制度の話もしたことがあるんですが、これだけ財政が厳しいわけですから、もう少し夢のある話をですね、これだけの宝があり資源がある、そういったことをやっぱりアイデアとして生かしていただきたいと思っているんですけども、市長でも助役でも部長でも、職員をどう生かすかということでしょうから、今後ですね、アイデアを出してもらいたいと思うんですが、業務改善提案とかそういう提案制度をしっかりとっていく必要があるんじゃないでしょうか。トヨタが1兆円の利益を出したというのは、社員がいろんな改善提案を出して、その90%以上を取り入れたから今でも1兆円の利益があるということを、最近の11月末のある新聞で私見ましたけど。職員のこれだけの知恵を生かしていかないといけないのではなからうかなということの前から思っているわけですけども、その辺はどうですかね。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） 今の清水議員の話は本当に参考事例になる提言だなあと思いました。私どもも21世紀ビジョン、夢を描いて太宰府市をどういうふうなイメージで将来像を描くかというふうな志からやはり入ることは大事だというふうに思っております。

宿泊施設につきましても、本市においてはやはり寄宿舍を改造して、そういった宿泊所に変えてあるところもございます。あるいは研修所が宿泊所に建てかえられている部分もございます。そういったあらゆるペンションであるとか、北谷、内山、雄大な資源があるわけです。背景も宝満山、四王寺山というふうな背景もございますし、自然的なものも、歴史的文化的の面におきましても、緑におきましても、これだけの財産を持っておるわけですから、やはりそのストックの活用というようなことが大事だというふうに思っております。

職員の啓発等についても、やはり絶えず太宰府市をどういうふうなまちにしていくかと、魅力ある、そこに愛する気持ちがあれば、限りなく知恵というふうなものがそこで出てくる、こうありたいというようなものが出てくるわけでございまして、絶えず私どもは現在それぞれの役割分担を持っております仕事の中で、いかにそこを燃焼させて、思い詰めて考えるかによって、今清水議員が提唱されておりますようないろんな知恵がそれ以上にまだ出てくるというふ

うに私は思っております。そういった姿勢でもって、全職員仕事に当たればいいというように私は思っております。

今の提言等については、本当に参考になりました。ありがとうございました。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） ありがとうございます。

それとですね、もう一つちょっとお尋ねしたかったのは、これは部長の方からの答えでいいんですが、国が観光立国推進戦略会議というのを平成16年11月に策定しておりまして、その戦略会議のことで受けてですね、国土交通省だとか文化庁、文化庁は「私の旅、日本の歴史と文化を訪ねて」という、こういう各自治体も応募してますけど、こういう様々なこと、これ以外にも観光カリスマとか様々なことをやってるわけですが、太宰府は、先ほどから国の補助を使うとか何とかありますけど、この観光に関してですね、様々な施策が国の方、補助事業だとかいろいろアイデアを出せば出しますよと。長期滞在型のそういう計画があれば支援しますよと、そういうようなことはあるわけですね、いろいろと。そういったことは何かこう太宰府としておやりになってらっしゃるんですかね。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 清水議員さんが先ほど紹介されました国交省主催の紹介レポートにつきましては、早速本市も応募させていただいております。済みません、文化庁が主催した分を、市として紹介のレポートを提出いたしております。

ただ、現在本市としてはですね、そういうふう外部の方からの公募等々には実際にはしておりませんが、今現在いわゆる広聴・広報といえますか、まちづくりの一つの観点から、太宰府市の将来のまちづくりに対するいろんな提言とかアイデアあたりは機会あるごとに公募いたしております、清水議員さんご承知のとおり、例の総合計画をつくる際には百人委員会も設定いたしましたし、その百人委員会の委員さんは今でもですね、後期基本計画をつくるきにも内容を送付いたしまして、いろいろこれについて提案、アイデアを下さいというふうなこともやったというのは事実でございますし、今後もそういうふうな機会あるごとに多くの市民の方、あるいは当然市外の方も含めてなんですけども、太宰府の将来のまちづくりに対してのいろんなアイデアというのはぜひいただきたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） もう最後で、終わりたいと思いますが、いろいろ新聞に旅行プランというのがたくさん載っております、日帰りの部分だとか宿泊の部分だとか。これ見ますと、国立博物館もその一つのコースに入っているんですが、紅葉時期であれば、九州国立博物館を見てばつと九年庵の方に行ったりとかですね、見ておりましたら何か慌ただしいなあという。朝8時ぐらいに行ってですね、それで九州国立博物館へ行って、どこどこで昼飯食うて、佐賀のどこまで行って、あそこまで行ったとか、何かもう少しゆったりとした、のんびりしたプランができないのかなあと私そういう形で思ったわけですが、例えば太宰府で1日コースというの

が、1日コースね、まあ宿泊施設がないから、宿泊施設を例えば年金保養センターとかですね、そういう形にすると、例えばまず最初に水城跡、ここでゆっくり、じっくりと水城のそういう古代の防衛施設を見学して、そしてお昼はあそこに有名なラーメン屋さんが3つぐらいありますからね、ラーメン屋さんの名前を書いて、お好きなコース、メニュー、ここはこうですよ、ここはこうですよというラーメン屋さんのメニューを書いたりしてですね、それから政庁跡へ行ったりとか観世音寺へ行ったりとかですね、何かそういう、あのプラン、旅行会社がつくっているあのプラン、あのプランを太宰府に置きかえて何かやってみたらね、結構ね、私はゆっくりと、じっくりと味わえる太宰府、何かそんなタイトルを、うまいタイトルをつくってですね、やっぱりいやしとゆらぎの太宰府とかですね、要するにそういう魅力のある言葉を出しながらゆっくりと私回ったらね、いいコースじゃないかなと。それで、交通渋滞しますので、宿泊は年金保養センターに泊まっていたらね、朝一番ゆっくりと国立博物館を見学して帰りましょうとかね、何かそんなコースを考えれば、交通渋滞の解消につながるかどうかわかりませんが、私は長期の滞在型とか宿泊型が出てくれば、ある面においてはこの交通渋滞の解消もできるんじゃないかなあと考えていますので、当然そういったプランをお考えだとは思いますが、もう少し旅行会社に売ってですね、やっぱり新聞のあの一面を飾るような形で旅行会社がPRするような内容ができないかなと思っているんですけども、いかがでしょうかね。これはもう最後です。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 一つの事例といたしまして、この国立博物館のいわゆる来訪者も含めた中で、隣の筑紫野市と今そういうふうなプランニングをしております。つまり、筑紫野市と太宰府で1泊プランという形で、二日市温泉に泊まって太宰府を1日見ようというふうなプランも立てておりますし、先ほど言われました観光連盟関係ですね、福岡県もありますし福岡市も入っていますが、そういうグループと一緒に、この博物館の開館を契機にそうした近隣のコースを設定しようということで、それぞれ担当レベルでいろんな協議や企画を今現在しております。当然この観光客をですね、国立博物館にお見えになった人たちにぜひ滞在をしていただいて、太宰府の活性化に一つでも協力してもらおうような、今後検討をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま太宰府の観光行政というか、観光の広がりについていろいろ貴重なご提言いただきましたが、すべて今おっしゃっておることは我々としても十分関心を持って進めてきたところでございます。今後とも、九州国立博物館ができたことによって、今までの天満宮中心からさらに広がりのある観光コース、これをまず発掘しなくちゃならないし、全国の旅行社等にも既にいろいろな連盟を通じながら、ぜひ観光コースの中に太宰府、天満宮、そして国立博物館と同時に、広がります観世音寺、都府楼等々も含めた観光コースをぜひつくって

もらい、すべてできるだけ長い滞在期間、そしてお金も落とさせていただくようなコースをつくっていただきたいというようなことは、今後とも関係団体に積極的に働きかけながら努力してまいりたいと思います。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員の一般質問は終わりました。

次に、17番福廣和美議員の一般質問を許可します。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） ただいま議長より許可がありましたので、通告どおり4点にわたり質問させていただきます。

質問の前に、今回時間が足りるかどうかが不安を抱いていますので、回答をいただく皆さんに、できるだけ簡略に、わかりやすくしていただきますようお願いをいたしておきます。

それではまず初めに、国立博物館オープンより今日まで、予想以上の来館者をお迎えでき、うれしい悲鳴を上げるとともに、特に自家用車で来られる皆様には、駐車場、渋滞でご迷惑をかけてしまいました。しかし、これらの問題は、おおよそ想定範囲内であったろうと思っています。今後これらの解決策を考えると、小手先、また場当たりのではなく、まず全体をどうするかを決めた上で、あせることないよう一つ一つ手を打つべきだと思いますが、いかがですか。

また、いま一度これらの問題をはじめとして、まちづくりについて一般市民、また職員、全国の皆様よりアイデア、提言を広く求める考えがないか、お尋ねをいたします。

2点目は、環境美化対策についてですが、ここでは4点についてお尋ねします。

1点目は、将来の太宰府市のすばらしい環境を託す意味からも、主に小学生に考えていただく意味から、教育現場の現状について、また今回環境厚生常任委員会で滋賀県草津市に子ども環境会議を視察してまいりましたが、目的は子どもと大人の活動の発表、交流の場、子どもと大人が環境問題について話し合う場をつくることで、実行委員会の体制は学識経験者、小・中学校の教員、NPO等環境グループ、市教育委員、市環境課、ライオンズクラブで構成されており、多くの成果を上げていました。本市で考えてみたらどうかと思うが、いかがでしょうか。

2点目は、先日軟式野球の皆さんのボランティアで、都府楼の高架等の落書きは消していただき、大変感謝しておりますが、まだまだそのままのところもあり、国立博物館のあるまちには似合いません。そこで、今後どのような対策があるのか、お尋ねします。

3点目は、今では担当課のご努力でごくわずかになりましたが、なかなかなくなるころまではいっていない屋外違反広告物についてですが、岡山市では対策として違反広告物撤去料金を全国で初めて業者に請求することを実施しているそうですが、太宰府市では新たな考えがあるか、お尋ねをします。

4点目は、昨年も質問しましたが、大みそかも近くなり、歩きたばこの禁止について、なかなか守られていないのが現状であります。今年から散策路もでき、心配な点が多いと思いま

すが、看板等例年より皆にわかりやすく大きいものにできないか、お尋ねします。

大きく3点目は、今日自転車の量は増える一方で、小学生も自転車に乗るケースが増えていると思いますが、私は将来の人材を交通事故から守るため、被害者にも加害者にもならないように、小学校での教育強化が必要と思いますがいかがでしょうか、お尋ねします。

最後に、4点目ですが、水城ヶ丘入り口の信号の設置についてお尋ねします。

ここは既に十数年前から市民の要望があり、しかしながら道路形状が複雑で、昨年ようやく福岡県警より道路の形状修正ができればとの話をいただきました。しかし、ここに今コンビニができることになり、住民はますます交通安全に対し不安を持っています。私はいろんな困難はあると思いますが、一日も早く解決すべき問題であると思いますが、いかがでしょうか。

以上、再質問は自席にて行います。

議長（村山弘行議員） ここで14時5分まで休憩いたします。

休憩 午後1時51分

~~~~~

再開 午後2時05分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 市長にご答弁をとということでございますけども、まず私の方からご回答させていただきます。

まず、1点目の全体的な交通渋滞や駐車場対策についてでございますけども、先ほどのご質問の中でも申し上げましたように、平成10年3月にこの国立博物館を生かしたまちづくり基本計画原案というものを作成いたしまして、アクセス道路の新設や改良、あるいは新たな駐車場整備といたしまして、博物館敷地内に十分な台数の確保をはじめといたしまして、駐車場の位置や満車、空車の状況を知らせる駐車場案内システムの導入、さらにはパーク・アンド・ライド方式の導入などを計画いたしておりました。しかしながら、国とか県、あるいは関係機関との調整で計画どおりに推進できなかった事業や、今回のように短期間に予想をはるかに超えた入館者があったことなどから、こうした結果を招くようになりました。

今後の対策につきましては、ご指摘のとおり、現状をしっかりと分析しながら、また新たな視点に立って、短期的、長期的な計画を見直しながら推進をしてまいります。

次に、市民からのアイデア、提言の公募につきましては、現在第四次総合計画の後期基本計画を策定中でございますけども、その過程におきまして、総合計画懇話会の開催をはじめといたしまして、前期基本計画の策定のときに公募いたしましたまちづくり百人委員会の委員さんからの提言、あるいは市内7か所の公共施設によりますパブリックコメントの実施、さらには各小学校区で開催いたしました「市長と語ろう、まちづくり懇談会」などにおきまして、あわせて約200項目を超えるアイデアとか提言などをいただきました。

また、広聴・広報事業の一つとして、住みよか太宰府まちづくり市民意識調査というものを

実施する予定でございますので、今後もこうした機会のあるごとに、多くの市民の皆様からアイデアや提言をいただきたいというふうに思います。また、そうしたご提言を今後のまちづくりの推進に積極的に生かしてまいりますので、どうかご理解いただきたいと幸いです。

以上です。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 環境美化対策の1点目、学校における環境教育についてご答弁申し上げます。

環境に関する学習は、総合的な学習の時間の学習活動や社会科5年生の学習内容として取り上げられおり、市内の各小学校でも年間指導計画に位置づけ、地域の水やごみなどの現状を調べたり、美化運動にかかわる人々と交流して、自分たちにできる実践を考えたりするなど、多様な学習活動を行っております。

一例を申し上げますと、水城西小学校では5年生が社会科の学習で市の環境課や御笠川ピカピカ大作戦のボランティアとかかわりながら、太宰府市の環境を守る大切さや自分たちにできる実践を考える学習に取り組みました。また、総合的な学習の時間において、太宰府西小学校5年生が大佐野川の水質検査を行ったり、水城小学校4年生がごみのリサイクルをテーマに学習したりするなど、各学校が地域の方々の協力を得ながら、特色ある環境教育を進めております。次代を担う子どもたちが地域の環境について学習することは大変有意義なことではないかと思っております。

今後とも、学習活動の充実を図るとともに、お尋ねの子ども環境会議につきましては、子どもたちへの教育効果や課題などを明らかにした上で、関係課と協議してまいりたいと考えております。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 落書き対策についてご回答申し上げます。

このことにつきましては、相当以前から実態がございまして、これまでに一般質問もあっておるところでございます。市といたしましては、その対策としては、その上から塗装したり、落書きされても消しやすい塗装を塗る、これは一部でございますけども、そういう対応をしております。

今年は、社会人軟式野球連盟から16チーム、約100の方がボランティアとして市職員とともに落書き消しをしていただきました。本当に感謝をいたしております。

市内には市道以外にも国道、県道、高速道路等がございまして、今年10月には国立博物館が完成するというところがございますことから、美しいまちづくりの第一歩といたしまして、国道事務所、それから西日本高速道路株式会社、旧日本道路公団でございますけども、本年9月に協力のお願いで出向きまして趣旨を説明いたし、すべてではございませんけども、落書き消しを行っておりますところがございます。

今後につきましては、本議会で安全・安心まちづくり条例の制定を目指しておりますことか

ら、地域ごとの協力、ソフト対策、そういうものを強化していくということを今考えており、そういう今後取り組みをいたしていきたいというところでございます。

続きまして、違法看板撤去でございます。

現況を申し上げますと、週に1回業者に委託いたしまして撤去いたしております。また、選挙中での違反ポスター、それから広告物の除去の徹底、また職員から時間中に違法看板があるよというような報告があったとき、市民からの問い合わせがあったときには随時職員が対応いたしまして、目に余るその違法看板等につきましては、業者の方に電話等で指導しているというのが現状でございます。

いずれにいたしましても、落書き消し、それから違法看板撤去、環境美化はもちろんでございますが、その状態を放置しておきますと、公共物や他人のものを傷つけても責任は問われないという誤解を与えます。その地域での犯罪の誘因ということにもなりますことから、環境をよくする、予防にもつながるということで、その一環として落書き消し、違法看板撤去を行っておるし、これからも進めていきたいと思っております。

今後につきましては、先ほど申しました条例制定を目指しておりますことから、市民のボランティアの方たちの参加、そういうものをしていただくようなPRの方にも力を入れていきたい、そういうふうを考えているところでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 年末年始の歩行たばこ禁止についてであります。平成15年12月議会においてご意見をいただき、平成15年度からは年末年始におきまして、太宰府天満宮周辺の歩道や西鉄太宰府駅に合計14か所「歩きタバコは止めましょう」という内容で、幅40cm、高さ180cmの啓発看板を作成し、設置いたしております。

今回ご指摘をいただいております啓発看板を目立ちやすくするための工夫についてでございますが、年末年始という太宰府天満宮周辺も大変混雑をきわめる時期でもありまして、設置場所が歩道にあります電柱や駅構内の柱を利用して設置しております関係で、現在よりも大きな啓発看板を設置いたしますと歩行者の邪魔になるなど、安全性の確保という観点から支障があると思われま。このため、啓発看板の内容やデザイン等に工夫を加え、今まで設置していたものよりわかりやすく目立つものになるようにいたします。また、設置箇所につきましても、九州国立博物館の開館に伴いまして、散策路やそれに通じまず道路などを含め増設したいと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 交通教育について、小学校での自転車教育についてご答弁を申し上げます。

市内の小学校では、放課後等の自転車利用は基礎的な交通ルールが習得できる年齢、また本

格的に成長して自転車に接する機会が増える年齢の小学校4年生からの利用、使用を認めております。

お尋ねの小学校での自転車教育につきましては、小学校4年生を対象に、毎年4月から5月にかけて、筑紫交通安全協会太宰府支部の協力を得まして、市内7小学校で実施しております。教育は、自転車の点検の仕方から自転車に関する交通ルールや正しい乗り方など基本的なことを習得させるため、実技を含めた内容で行っております。

福岡県でも、小学校4年生及び中学校1年生を対象に、福岡県警発行のリーフレットを学校経由で各家庭に配付し、自転車の正しい乗り方などの指導を行っておりますが、実践的な交通ルールや正しいマナーの習得につきましては、地域や家庭、保護者が連携し、安全教育を推進する必要があると考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 水城ヶ丘入り口の信号機の設置についてご回答申し上げます。

本質問につきましては、平成9年、それから平成13年、2度にわたってご質問があっておるところでございます。これまでに市といたしましても、信号機が設置できるよう水路の改修をいたし、また角地の隅切りをいたし、警察にその設置要望をいたしてきておりますが、現状の変則五差路の交差点では信号機の設置はできないということによりまして、設置に至っておりません。

その後、筑紫野警察署と協議しましたところ、市道小柳線を改良し、上っていく通りでございますが、それと県道と三差路にすること。そしてまた水城駅・小柳線、水城の老松神社の方から県道を通してアンダーの真っすぐ来ておる部分ですが、そこを一方通行にすれば、三差路に信号機の設置の可能性があるとの指導を受けておるところでございます。今申しましたような道路改良をいたしますと、工事費として相当の予算を必要としますので、また地権者の協力も必要となってまいります。

今後につきましては、警察の方と今言った道路形態で大丈夫かというような確認をいたしまして、できるだけ予算というものを確保する努力をいたしまして、信号設置をしていくよう努力してまいりたいと、そういうふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） では、最初のまちづくりの件ですけども、この件は先ほどからもいろんな議員さんからも質問があって、松田部長の方からパーク・アンド・ライドをやり公共交通機関という話も、それが私もごもっともというふうに思っています。

ただ、先ほどの質問の中でも出ましたけども、私は今の段階で渋滞が起きるのはもう当然というふうに思うけども、だからといってそれによってご迷惑を少しでも軽減するためには、やはり案内、それもですね、先ほど予算がかかるという話をしてありましたけれども、やはり電光掲示板によって高速道路の出口、またいろんな箇所にお知らせをするというシステムづくり

をですね、本当はやっておかないといけないと私は思うんですよ。国博、別に国博がですね、今回みたいな渋滞をしようが、しまいが、私はそれが当初から、それは太宰府市だけでは、予算がかかるかもわからんけども、国、県に言って、国道、県道あるわけですから、国立博物館ですから、そういったものをつくっておく必要があるという質問を私前にも案内板の件でしたと思いますけども、そのときはたしかするようご回答だったのでそれ以上言わなかったんですけど、現実的には我々が考えたものはできなかったと。来館者にも迷惑をかけてるし、話に聞くと交通事故に遭いそうになったというケースが多々やっぱりあるみたいですね、よそから来てわからんということで。ですから、やはりそれはどういう状況になろうとも早急にすべきと思いますよ。だから、こんなのがやっぱりできないというのは、なかなか厳しいなと思うし、この前もある議員さんから出てましたけど、ガードマンが立って看板持っとくというのはですね、何かいかにも田舎やなど、我々も通って恥ずかしいですよ、ああいうのは。ガードマンが看板持ってですね、国博の駐車はこっちですよとか、ああいうもんを持たせるということがね、ああいうのはもうやめてほしいね。本当に思いますよ。国立博物館のあるまちじゃないですよ。はい、そう私は思います。ですから、近代的なシステムをですね、来館者にわかるようにしてあげるというのが私は一番いい方法だと、そう思うでしょう。思うけど、お金がないからできないと言いたいんでしょう。それはもうわかってますけどね、しかしやっぱりやらないといけないですよ。

話が横へ飛んで申しわけないけどね、先ほど梅大路交差点から先の歩道を広げるという話があったけど、そういうお金が県にあるなら、こういう電光掲示板をつくれとってくださいよ。太宰府がそれに出すようなお金があるならですね、そのお金で電光掲示板をつくってくださいよ。あそこの道路、歩道を広げたって、何の意味もないですよ、言っときますけど。意味のないことはやめましょうや。抜本的な解決にならんようなそういったところにお金をかけずに、本当に観光客のためになるならこういうところに、電光掲示板等にお金をかけるべきと私は思います。

先ほどのアイデアの件についてですが、言われるのはよくわかる、もうそれはそれでいいと思います。しかし、そのほかに太宰府の職員ね、職員の若い人たちにもいるんなやっぱり考えがある、アイデアがあると思いますよ。そういう人たちのアイデアも聞く、それから太宰府市外の外から見た太宰府のそういったものに関してアイデアがないかどうか、そういったものも聞くべきじゃないかなというふうに。もう20年近く前に提言集をつくりましたよね。そこまでいかないまでも、そういったものをぜひ、声を聞けるようにしていただきたいというふうにお願いをしておきたいと思います。

ただ、ここで1つ言わんでもいいことを言いますが、本当はもう国立博物館がオープンするまでにね、こういうことは終わっとかないといけないんじゃないですか。自分たちはそういう思いでね、国立博物館を誘致する段階から、あのときから太宰府の渋滞はかなりの距離があったんですよ。今みたいに筑紫野に高速の出口ができて、いろんな道路ができて、今でこそ周



りはね、水城の方は、我々の方はほとんど渋滞ないですよ。しかし、過去においては土、日は雑餉隈までつながりよったんですから、旧3号線は。皆さんご存じですよ。帰ってくるにも、もう雑餉隈あたりから込んでからとにかく帰れんような渋滞だったのが、今はないですよ、そういうのは。確かにない。何kmにわたっての渋滞はなくなりましたよ、ほかがあるかもわかりませんが。

だから、それを解消するために、今度の国立博物館ができれば、そういったものがなくなるような状態にしようという質問を、私は過去10年ぐらいにわたってしたという記憶がありますよ。今になって、オープンしたけども、逆に何かますます渋滞がひどくなるようじゃですね、何か情けないなという感じがいたしております。この件に関しては回答は要りません。回答していただいても一緒やもん。だから、これはもうこれぐらいで、私の思いだけを伝えるという意味からの質問項目に入れましたので、次に移ります。

環境美化の4点ですけども、1点目は子ども会議の件ですけどね、ぜひ今部長言われたようなそういった活動を小学校で、教育現場で、教育の中でしてあるのであればですね、それをもっともっとネットワーク化して、各小学校、それからそれを大人にも知ってもらう。大人にもそういったものをですね、大人がやってることも子どもに知ってもらう、そうやって太宰府市の環境というものを、今から先の環境をぜひ考えていく場をですね、今日は教育部長から回答をいただきましたけど、我々が行ったこの草津市ではですね、環境課がこれ考えたんですね。環境課の発想でこれをやった。環境課の発想ですから、なかなか教育現場の人、それから教育委員、委員会、ここに納得してもらうまでには随分時間がかかりましたと。学校の先生の理解を得るにもですね、これを開くまでに随分ハレーションがあった。しかし、それをやり切りましたというですね、環境担当の方が言ってありましたよ。今でも苦労がありますと。教育現場の問題と、それからその問題を一緒に扱うというのはですね。しかし、それをやってよかつということもお伺いをいたしました。

このこともぜひ前向きに一遍検討していただいて、大人ができない部分というのも、考えつかないという部分もやっぱり子どもたちにはあると思うし、その子どもたちが学校でいろんなことを教わる、新しいことも教わる。家に帰ったらやっぱり話をすると思うんです。家で子どもたちが帰ったときに、節電の問題にしるですね、我々テレビの電源を切っておくといいというのはわかるけど、今度子どもたちがそれを知ると、子どもたちが切って回る、子どもたち自らがそういうことをやるということもお伺いをいたしました。ぜひこれは前向きに検討していただきたいというふうに思います。

回答いただいた方がいいですかね。一応回答だけ。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 事例として滋賀県草津市の内容を示していただきましたが、この滋賀県の場合ですね、今からもう、そうですね、昭和50年前後、琵琶湖が随分汚染したというそういうことがございまして、近隣の町村をはじめとして、それから下流の方もその対策をどうしなく

ぢゃならないかという大きな課題がありました。多分その一環として各学校環境教育が非常に充実したんじゃないかと思います。私自身も、隣の大津市ですけれども、3度ほど行きまして、教育の状況とか先ほどの子どもたちの様子とかも見させていただいて、福廣議員が言われることは、もうよく理解できるところでございます。

子ども会議という場合なんです、今事例にありましたように、太宰府市の場合各学校やっていることがですね、同じ環境とは言いながらもばらばらといいましょうか、要素が違うからですね、その辺は、ネットワークというのは大人ではわかるかもしれませんが、子どもにどんな対応をするかというのは、まだまだ検討が要るところじゃないかなということをおもっております。教員としてですね、各学校で環境教育はこんなことを取り組んでいるという交流は、割と早いんじゃないかと思っております。そういうことも含めながら検討でき、またやれるところからやっていきたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 今言われたとおり、琵琶湖が最初の出発点というふうに我々もお伺いをいたしました。

今各学校違うということで、違う方がいいと思うんですね。当然各学校でそういった取り組みが違って当然というふうに思いますし、そういうものが、違うものが多ければ多いほど多く吸収もできるだろうというふうに思いますので、そういった意味からもぜひ前向きに取り組んでいただきたいというふうをお願いをいたしておきます。

次は、落書きの件ですけれども、先ほど言いましたように、ボランティアの方100人というのは、私ちょっと先ほどご回答をいただいてびっくりしたんですけども、それより多くの軟式野球の連盟の方が汗を流していただいたおかげで、あそこの高架の下はきれいになりました。もう我々も非常に感謝いたしておるところではあります。

ちなみにお伺いしますけど、万が一ですよ、この100人の人がかかって消したわけですよ。材料費込めて予算的に万が一するとすれば、どれぐらいかかるか想像つきますか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 市の方も一つのこういう申し出があって起爆剤ということで、庶務関係の方から何とか、初めたわしとかなんかで消すというようなことも考えたんですけども、ご承知のとおり、もうそれこそスプレーみたいなのでどうしても落ちないということで、やっぱり塗るという手法しかないなということで用意いたしまして、20万円ほどかかったということでございます。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） それ材料だけでしょう、材料。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） そうでございます。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） ということは、この100人の人の人件費まで考えると、莫大な費用がかかるということになると思うんですね。ちょっとここをいろんな角度からお伺いしたいと思うんですけども、今回みたいに方法としては上塗りすると。以前にも多分上塗りして、その上から書かれた経験というのがあると思うんですけども、今後もその繰り返していくのか、何とかそういうのを見つけて取り締まりを強化しようとするのか。今回私も質問の中に出してまんですけども、一つの方法として、そこをキャンパスにするようなことができないかどうかですね、こういった点から再質問させてもらいたいと思うんですけども、まずキャンパスのことからいくと、これは今回神戸にも視察で行ったんですけども、ここは全体的なことをちょっとざっと言いますよ。やはり対応策としてはですね、基本はペンキで上塗りをして消すと。地下道では壁面を前もって中・高等学校の生徒によって壁面絵画を実施し、美化を図っていると。

それから、警察との連携、被害届を、これ今まで被害届、これはどうなんでしょうか。国、県のあれであれば、太宰府市としては出されたことがあります、被害届。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 今までに出したということは聞いておりませんが、今回そういうまちづくりの一環として、そういういろんなところをお願いに回るし、もし実施する場合に、警察の方でもやっぱりパトロールの強化、そういうものをしてくださいということをお願いだけしておりまして、具体的に警察への届けは、私の知る範囲では聞いておりません。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） とにかくそういう被害が見つかったときには、すぐ被害届を警察に出すということが肝心だと思うんですね。さっきの続きからいきますと、警察と協力してパトロールを実施したと。その結果、平成14年9月、平成14年12月、2人の少年少女を現行犯逮捕したと。防犯カメラも設置をしていますというお話でした。今後の対応としてね、犯人がつかまれば民事訴訟法による損害賠償請求等断固たる態度で対応するという、これはもう最終的にはそういったことをなくす一つの大きな要因になると思うんですけども。

こういったことを踏まえてお伺いするんですけども、子どもたちに、さっき言ったようにキャンパスの問題はきれいな方向にする、消すことがこれだけ時間的にも費用的にもかかるということを知らせるということもあるんですが、逆に言ってこれだけのことをやればこれだけのことを請求しますよというようなことを小・中学校、高校、そういったところの子どもさんに知ってもらおう。例えば1㎡当たりの落書きを消すにはこれだけの予算がかかると。こういったものを請求しますよということになるんですよというようなことを、小学校をはじめとする生徒さんに知らせるというようなことは考えられませんか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 今福廣議員の方が言われたことまでについては、正直私の考えの中ではございませんでした。いろいろその対策を内部ですずっと検討いたしてきたのが現状でございます。大変な広い範囲にわたって高速道路、国道がございます。そういうところから何とか、も

う市だけではだめということで、さっき言ったような管理の方をお願いに行ったということで、我々が考えておりましたのは、1つやっぱり書く場所ですね、子どもたちが書く場所、そういうものを提供することで、一定悪質なといいますが、そういう落書きの対策にはなるというようなことは、これまでも場所の提供あたりしたらどうかという意見は内部でも出ておりました。また、そういう管理事務所に行きましたときも、そういう事例がありますよというような情報をいただきまして、ところが高速道路とか国道の方はつくる方で精いっぱい、消す方にはもうちょっと予算が回りませんという実情をおっしゃったんですけどもですね。そういうキャンパスという、会議はいたしております。今言われましたような内容を、これから教育、そういう部分での協議も必要になりますけども、心の教育とか、それからそういう実態、そういう部分の、そういう子どもたちに実際してもらって知らせるとかですね、そういう部分については非常に参考になるご意見として賜りたいと思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 部長の方にもう一個だけ、あとは教育部の方に聞きますから。

防犯カメラの設置をしてですね、今回は都府楼の、あそこまだあれから被害に遭ってないですよ、あのままになっていると思うんですが、ある一定、前環境の方で違法投棄かな、あのとき防犯カメラを設置しましたよね。ある一定の成果は上げたんですが、今回の場合はどこに書くかわからんから難しい問題はあるかもわからんけども、そういったものを設置する考えは今のところないですか。そこだけ聞いときます。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） そのことも内部協議では出てきましたけども、まずそういう地域の方の協力をいただいてのパトロールといいますが、そういうことが先じゃないかなというような考えで、そういう防犯カメラ等をつけるということは今のところ考えておりません。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） これはまた先の問題として、また考えるときが来れば考えていただきたいと思いますが。

先ほど行ったキャンパスの問題ですが、これもし考えるとすれば、教育部の方に影響が出てくるんですよ。小学校から中学生にもそういう協力を願うというか、そういうキャンパスにしたところに絵をかいてもらうにしても、必ずしも小・中だけじゃなくて高校もある、大学もある、大学の中では相当の学生さんがいるわけですから、そういったことをやる場合にどう教育部としては考えられるか、ご回答をお願いします。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 建設部長とも話をしておったんでございますけれども、キャンパス化をすれば、まず場所の問題、それから当然そこにかく人たちをどのようにして募っていくか、またキャンパスとしてかかれたその絵が、その上から落書きをされたらどうなのかなどな

ど、かなり問題点もあるように思いますが、そういう方向で検討は、協議はしていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 確かに今部長が言われたように、キャンパスにせっかくかいた後から塗られたらどうなるのかと、それあり得ないことじゃないと思うんですね。そのときにかいたのも若い人、それを上からする人もそういう年齢の人たちがするとなったときに、どういうまた社会的影響を及ぼしていくかね、これはなかなかわかりづらいところも、いい方に出ればいい、悪い方へ出れば本当に申しわけないということになるのかもわかりませんから、十二分にひとつ検討していただきたいと思うんですね。

現実には、言いました神戸ばかりじゃなくて、先日の12月3日の新聞に載ってましたけども、城南区の堤小学生が総合学習の一環でやはりそういった落書きの跡を塗ってキャンパスにしてるということも載っておりましたし、そういう実例が今現在あるわけですね。そういったところはどういう状況になっているかというのも再調査しながらですね、ぜひこれは、別に学校だけに限らないんですね、それは大人がしてもいいわけですから。そういうことで、そういったものをオープンにしながら、太宰府市として環境の中でそういったものをぜひ国やら県やらにも知ってもらいながらやっていただきたいというのが質問の趣旨ですので、この点だけ、市長どう思われますか。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） 落書きには様々な、ただいまご指摘のようなものがございます。あるいは小学生にキャンパスとしてかかせるというようなこと、今教育部長が言いましたように、そういうふうにした場合について、なおかつその上からやった場合のこととかいろいろあるかと思えます。私どもは、安全・安心のまちづくり条例を提案中でございます。その各論としてその推移、細部まで条例の中にはうたっておりませんけれども、落書きに関する諸規則でありますとか、そういった形を場合によっては各論の中で詳細に制定をしまして、その状況をどうしたらそのことがなくなるかというふうなことを含めて考慮をしていきたい。その一つには、多くは、何度も言いますが、地域、行政等々が一体となって、あるいは警察、今私どもは警察の中におきましてパトカー等を、ミニパトカーを配置をされております。今建設部長が説明しましたように、この巡回等についての要請も行っておるところでございます。そういった夜間にある一定時間かけて落書きをされるわけですから、そういった状況等の時間帯にパトロールしていただく、あるいは地域においてもついで隊というふうな防犯のそういった運動の展開もいたしております。犬の散歩の途中に腕章をはめて、皆さん方がそういった注意を促すというふうなこと、すべてが監視機能を行うということが抑止力に私はつながるものだというふうに思っております。今後ともその各論に向けて私どもはさらに究明していきたい、対策も講じていきたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） それでは、次に移ります。

この件はまたいろいろ我々も勉強しながら、研修しながらですね、引き続きまたお願いをするということもあるかもわかりませんので、今日項目が多いものですから、そこらあたりでこのことについては終わりますけども。

違反広告物の件ですけども、これは見ていますと常連さんがいるみたいなんですね。幾らやってもやめない業者がいる。それはもう看板見たらわかることですから。だから、そのために税金を使ってやっているわけですが、これも神戸に行ったときにですね、ここは我々は推進委員ということで市の中にいますけども、向こうははがし隊という募集をしてこういうのをやってるわけですね。若干違うところがあるんですよ。それは福岡県の条例でそうなっているのかもわかりませんが、うちの場合は勝手にはがして勝手に処分するといかんわけですね。市に持ってこないといかん。しかし、ここの場合は、除去した違法物件はごみの分別ルールに従って処分をしてくださいと。例えば、ポスター、ビラ等の紙類や木製の立て看板等の燃えるものは、ポリ袋に入れて燃えるごみとして処分をしてくださいと。一々市にどこのやつを幾つ取りましたよとか、またそれを業者に返す必要もないんだと。もうはがした人が処分をしてくださいというふうになっているわけですね。それから、ポリ袋に入らないものは持ってくれば、また集めていただければ取りに行きますよというシステムに今しているみたいですね。これはトラブル防止のためにね、ラック類やのぼり類、こういったものは取らないで処分しないでくださいというふうになっています。ですから、張り紙、張り札、立て看板等は、このはがし隊の許可をもって腕章をつけた人ははがしていいですよと、勝手に処分をしてくださいというふうになっています。

これもし差し支えなければ、太宰府もそういうふうにできますかね。今太宰府は返しているでしょう、業者に。

それからもう一つは、先ほども言いましたように、岡山みたいに有料にできないかどうか。今まではなかなか難しいと皆さんお答えしていたけど、岡山はやったんですよ。請求しているんですよ、どんどん。どうしても守らないところはやっぱりそうしないと、そして公表するということが僕は大事と思うんですよ。協力してくれているところは、もう出したくても出さずに協力してくれているんですから。ここでその業者の名前を言うつもりは全くありませんが、そういったこともありますので、その2点、いい方法はないかどうかですね、ちょっとお願いします。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 今現在やっておりますのは、一応看板等取ってきた部分を一定の期間保管いたしております。そして、処分する場合は告示をして処分するという形をとっております。これは県の条例等か、そこら辺ちょっと不明確でございますけども、やっぱり法律にのっとってやっている部分だろうと思います。今おっしゃいました岡山県の部分については、やはりそれを何らかの形でクリアして、逆にそういう賠償責任、そういうものを発生したと見るよ

うな形で請求されているんだろうと思います。できないということは、そこがしているからないというふうに思っておりますが、市の方としては現在かなり今のシステムで減ってきている部分がございます。もう少し強化するなり、やっぱり本当に美しいまちづくりをするというふうな、そういう視点を植えつける、そういうことをやっていきたいと。特に、先ほど言いましたように悪質なところは連絡、出向いたりして指導してまいりたいという方向でただいまのところ考えておる次第でございます。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） この件は今日一つの問題提起として、できればさっき言った神戸のやっているのが福岡県の条例と違うのかどうかね、県の条例がそうなっているのだからそうやっているのか、ただ条例とは別に指導としてそうなっているのかね、ぜひ調べてもらいたいと思います。岡山の件もそうですよ。別に太宰府が私遅れているとは思いません。太宰府は進んでここまで来たと、看板は、そういったものは少なくなったというふうに思っておりますので。しかしながら、やはり根絶するまでやっていくのが道だろうというふうに思いますので、ちょっと油断すればまた増えると思いますので、よろしくお願ひしたいのと。

あと一点は、毎日毎日職員の方が車で外へ出られてますので、ぜひ職員の方が取ってくればね、僕はシルバー人材センターに頼まないでも、その分の予算は必要なくなるんじゃないかと思うんですよ。それは職員やけんできんとかかそういうことやなくて、あれだけの台数が毎日太宰府市内を走り回っているわけですから、1枚でも外してくれば、目についたところで、そういうのを探し回る必要はないんですから。自分たちが通るときにあったところを一つ一つ外してくれば、そうね、僕はできんことはないんじゃないかなあというふうに思いますので、これも提案をいたしておきます。

最後に、せっかくこの地図をつくってもらいましたし、これは議員の皆さんに配っていますが、なかなかわかりづらいと思います。ピンクで塗った部分が福岡県警筑紫野署からこういう、今緑で塗った部分が現状の道路であります。これを右に曲がれば水城ヶ丘の方に入っていきます、緑の部分です。今の現状がこの道路です。それをピンクの道路のように改良すれば、信号がつくようになりますと。もちろんもう一方の、先ほど説明があったように一方通行の問題はありますけども、そういう道路の形状にしないと信号はつきませんというふうに今現状はなっています。これ人の土地ですから、そう簡単には言えませんが。

先ほど部長が言われたとおり、今緑の部分というのは、ここもこういうふうに拡張をいたしました、道路をね。このときは……わかりませんか。少しでも、僕が言うのが全くわからんより、地図があった方がわかりやすいだろうと思って配付してもらったんですが、この緑の部分というのも相当道を拡幅しました。これを拡幅するときは信号設置が目標で拡張したはずなんです。ですから、これが拡張できれば信号がつくという話を私もお伺いをいたしております。しかし、現実つかなかった。それは難しいこういう五差路になっている、四差路の変形になっていますから、非常に難しい問題というのはわかっております。わかっておりますが、

やはりこの水城ヶ丘の人たち、ここを通る人たちの安全を考えたときにですね、今度ここにコンビニが、このピンクで塗ったところに行けるんですよ、横にね。ここは駐車場の一部になるんです。そうすると、また出入りする場所がかなり増えて、私は危険が増すのではないかと、うふうに思います。できれば一日も早くついた方がいいとは思いますが、そう簡単な、今までつかなかったものが今すぐつくという保証は何もないわけですから、ぜひ今からでも結構ですからご努力をいただいて、前向きに検討していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 私もこの現場に2度ほど行きまして、車の出入り、そういうものを見てまいりました。1度目は車が少なく、スムーズにといいますが、だったんですけども、また夕方行きますと、やっぱり先ほど言いましたアンダーの下から出てくる部分と直進、おりてくる部分がたまたま重なりまして、危険な状態が発生するということは見てきております。これは先ほど言いましたように、今後できるところから努力していくということでもまいりたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） できるだけ期待をしておきますので、要は市民の安全に関するところで、すからよろしくお願ひしたいと思います。

今日4点にわたって質問させていただきましたが、項目が多過ぎて深く入ることができませんでしたし、今後の問題提起という意味合いからも、この問題を今後も取り上げていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員の一般質問は終わりました。

ここで15時20分まで休憩いたします。

休憩 午後2時59分

~~~~~

再開 午後3時20分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番後藤邦晴議員の一般質問を許可します。

〔3番 後藤邦晴議員 登壇〕

3番（後藤邦晴議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、本市におけるスポーツの振興について及び只越池の環境保全についての2項目を次のとおり質問させていただきます。

まず、1項目といたしまして、地域コミュニティを進めるには、社会教育、スポーツ振興の分野に力を入れることが最良であると申し上げたのは、昨年3月の一般質問であります。当時いきいき情報センター2階にあったスポーツ振興係が1階の事務室に戻り、おかげで各種団体

とのコミュニケーションがカウンター越しに気軽に図れるような体制が整いました。

青少年の分野においては、現在も太宰府市子ども会育成会連合会や補導連絡協議会の役員さん方はよく訪問され、親しく話をされているのを見かけます。ところが、スポーツ振興のかなめである団体、つまり体育協会や体育指導委員の訪問が極端に少なくなっているように思えます。このことは、コミュニケーションの不足につながってしまいます。5年ほど前までは、いろんな事業を開催するに当たって、必ずと言っていいほど行政と団体が親しく協議し、意見を交わしていました。そこには担当される行政職員が必ず同席しており、場合によっては事務室の中で計画図を広げてにこやかに協議をしていました。

ところが、今は行政の姿勢が変わってきたのか、このような光景は余り見かけなくなり、団体に任せ切りになっていることが多く見受けられるように思います。もちろん、団体それぞれには役割と責任があることは承知しておりますが、人の思いは結果だけを求めているものではなく、事業を進めていく過程の中でやる気を出したり、協力心や夢を膨らませたりするものであろうと思います。市長は「市民・団体・行政の協働のまちづくり」というお言葉をよくお使いになられています。

そこで、次の2点についてお伺いいたします。

まず1点目として、各種団体の行政の協働についてでございます。

冒頭に申し述べましたが、団体とのコミュニケーションのあり方をどのように考え、どのように進めていかれるおつもりか、また本市が重要としている団体との協働をどのように考えられているのかをお伺いいたします。

団体とのコミュニケーションの例として、先般本市中央公民館において、太宰府市の青少年健全育成のために昼夜をわかつず、活動されている補導連絡協議会の30周年の式典が開催された際、当日講演された方、また福岡県警の音楽隊の方々が、幕が上がった途端その参加者の少なさに唖然とされたことでしょう。歴史ある本市の団体の一つが、しかも30周年記念式典を挙行したにもかかわらず、この前例のないぶざまさ、これこそ団体と行政の協調のなさを露呈した反省すべき実例であります。この日ご出席されました市長ご自身目の当たりにされたので、素直な感想をお聞かせいただきたいと思えます。

同時に、行政の側面的協力はどうなっていたのか、今後の指導はどうなっていたのかもお尋ねいたします。

2点目は、総合型地域スポーツクラブの育成についてでございます。

本市が「市民総スポーツ」のスローガンを掲げ、地域や人とのコミュニケーションツールを模索する中で、最も効果のあるすぐれた事業として立ち上げたのが、いわゆる太宰府よか倶楽部だとお聞きしています。全国に先駆けてモデルとなるすぐれた事業であることは言うまでもありませんが、最近では太宰府市として心の面の支援が大きく不足しているものと思えてなりません。

太宰府中学校に事務局をつくり、一連の事務をしておられますが、そこで働くクラブマネジ

ヤーも限度があるような気がしています。もちろん太宰府よか倶楽部は自立し、収支のバランスも考えての運営が基本にあります。全国のこの倶楽部は通常10年計画で自立に向け推進しているのです。大方は一定の自立計画を立て、徐々に行政から手を離していく手法がとられています。運営の中心であるクラブマネジャーは、本市においてはボランティアで、いわゆる報酬なども一切ないと聞いています。もしそのクラブマネジャーが離れていったらどうなるのだろうと懸念されます。財政支援よりも急がれるもの、つまり心の支援が必要ではないでしょうか。今後行政としてクラブに対する指導、助言はもとより、コミュニケーションなどどのようにされていくのか、このクラブをスポーツの振興としてどのように位置づけているのか、お伺いいたします。

次に、2項目として、只越池の環境保全についてご質問させていただきます。

只越池は、本市北谷地区に位置し、只越三差路、右手の県道筑紫野・古賀線を約200mほど上がった道路の左下にあります。林ややぶに囲まれているため、ここに池があることに気づかない人が多く、また知らない人も多いのではないかと思います。この池について、太宰府市史環境資料編の太宰府の土地利用に次のように記載されています。「造成時期は1900年以前で、面積6,846㎡で、松川水利組合が水利維持を行っているため池である」となっておりますが、現在の状況を見ますと、ため池としての容積が減少しており、水質の悪化もあり、その機能を低下させているのがうかがえます。

そこで、お尋ねいたします。

市では現在隣接道路の拡幅工事の計画があるようですが、これに関連して只越池の環境保全はどのような計画になっているのかをお伺いいたします。

また、このため池は自然環境を保全することによって、鳥類など野生の動物が帰来し、自然観察の絶好の場所となっているものと確信しておりますが、この点につきましても市としてのお考えをあわせてお伺いします。

回答は項目ごとをお願いいたします。

後は自席にて再質問をさせていただきます。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 1点目の各種団体と行政の協働についてご回答いたします。

市の総合計画の基本戦略の中でも述べていますが、これからのまちづくりは市民との協働のもとに各種事業を進めていくことといたしております。

スポーツの振興につきましても、市民と行政が協働、連携して取り組んでいくことが、事業を円滑に進め、目標を達成することができるものと認識いたしております。特にスポーツは、する楽しみ、見る楽しみ、健康づくり、生きがいつくりなど多くの楽しみと喜びがあり、そして地域の活性化にもつながるものと考えております。

今後とも、各種団体との役割分担を図りながら、体育協会をはじめ関係団体と連携、協働で進め、人と人とのコミュニケーションを大切にしながら努力していきたいと思っております。

後段の去る11月20日、中央公民館で太宰府市補導連絡協議会創立30周年記念式典が開催され、参加者が少なかった件でございます。

ただいまご指摘の参加者の呼びかけにつきましては、市政だよりの11月1日号でお知らせをしたほか、事前の実行委員会には社会教育課職員も参加し、記念式典参加状況もおおよそ把握していた模様ですが、特にPTAの参加呼びかけの詰めがなかったとの報告を受けております。今後につきましては、このようなことのないよう主催者と十分確認を行い、ポスターの作成やチラシでお知らせをするなど、多くの参加者が得られるよう、協力、協働、支援していきたいと考えております。

2点目の総合型地域スポーツクラブの育成についてご回答いたします。

平成12年に文部科学省が策定した成人の週1回以上のスポーツ実施率が50%になることを目指したスポーツ振興計画にのっとり、本市においての初の総合型地域スポーツクラブとして、体育協会や体育指導委員、地域スポーツ団体と連携して、平成15年10月に太宰府よか倶楽部が発足いたしております。太宰府よか倶楽部は、子どもを中心とした地域住民に対して、スポーツや文化に関する事業を行い、生涯にわたって、いつでもだれでも気軽に住民相互の交流を深める中で、健康、生きがいづくり、さらにはコミュニティづくりを目的としております。

今後とも、市民各層にわたりスポーツに親しむ機会を提供し、市民ニーズを踏まえ、年齢、性別、技能に応じた各種大会、教室等の開催及び指導者の育成を図るなど、地域における生涯スポーツの振興に努めていく考えであります。市といたしましても、太宰府よか倶楽部の目的が達成できるよう、役員の方、クラブマネージャーと日ごろから事業計画や内容づくりの打ち合わせを密に行い、人と人との心の面も含めて十分協議しながら、支援していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） 今ご回答いただいたとおりになれば何も問題ないんですが、いろいろな方から最近では社会教育課に行きづらくなってきたとよく耳にするんですけど、この言葉の方は部長たちの方にも耳に入っているんでしょうか、どんなふうですかね。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 社会教育課に行きづらくなったというようなことは初めて聞きますが、7月に人事異動の関係もあった、そういう関係もあったかなと今聞いております。

議長（村山弘行議員） 3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） 異動があつての問題じゃないと、私はそう思っております。行きづらくなっているというのは、親しみが感じられないからではないでしょうか。通常話しやすいところとか話づらいところとかよく言いますが、義務的に対応されたときは、言葉は通じますが、本当の心は通じないと思います。私も同じスポーツを振興するものとして、もっと和やかに、そしてもっと解け合った対応が必要じゃないかと思いますが、その点ではいかがでしょう

か。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 確かに親しみやすい和やかな雰囲気というのは大事だろうと思いますので、そういうふうにならしていきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） ありがとうございます。

スポーツの振興は、市民や団体があつての振興です。市が推し進める施策を、その市民や団体が理解して、一緒になって実施していくことが、市長が言われる協働であろうと思っております。同じ言葉を文章で表現するには、相当の文章力がなければ真の思いを伝えることができません。その点、言葉ならアクセントや顔の表情など、いろんなニュアンスを交えてのコミュニケーションがとれます。市民、団体との協働でまちづくりをされるときは、この心のコミュニケーションがなければ、何事も進行しないと私は思います。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

今後とも職員の皆様、そして上司の皆様がこのことをよく認識して、義務的ではなく、心の通う対応をしていただきますようお願いをいたします。

そして、次の2点目と共通するものであるようですので、総合型地域スポーツクラブの育成についてご質問させていただきます。

いわゆる太宰府よか倶楽部につきましては、本市がスポーツ振興のために重要だとお考えであることはよく理解しております。ですけど、早い自立を目指してNPO取得に頑張っていますが、即全面的な自立は非常に難しいことだと思います。市の計画の中に「NPOへの支援」という文言が載っております。これは、その目的を達成するために、行政の施策とすり合わせをしながら支援をしていくことだと理解しておりますが、この点につきましてはどうお考えでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） NPO法人化につきましては、11月23日に設立総会が開催されたと報告を受けております。その中で、行政の役割でございますけれども、この平成15年10月よか倶楽部が発足をした当時、クラブマネジャーとして行政からも2名がおりました。しかし、その後の人事異動で2名の職員がほかの課に移ったということで、なかなか現在はマネジャーとしての役割は果たしてないと思います。しかしながら、運営委員会等には毎回職員が参加をしておりますので、様々な相談事があれば、その相談には乗っておろうかというふう考えております。

議長（村山弘行議員） 3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） 今部長がおっしゃいましたとおり、設立当時は市の職員の方がクラブマネジャーとして2名いらっしゃいました。現在は社会教育課の方にこの資格を持ったクラブマネジャーの方はいらっしゃいませんが、まあまあそれが目的として達成したと今お考えで、そ

のマネジャーの方がいらっしゃるのか、また現在マネジャーとしてお世話をされている方が何名か別の方がいらっしゃるものか、そこのとこお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 先ほど申しましたように、クラブマネジャーとしてはおりませんが、社会教育課職員として運営委員会等には参加をさせていただいておりますので、まあ資格の問題等もございますので、今後もそういう形で参加をしていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） 今部長がおっしゃいましたんですけど、そこのところをよくちょっと認識されてないんじゃないかなと思いますけど、今のこのよか倶楽部の方には、現在クラブマネジャーの方が2名いらっしゃいます。その方たちは、体育指導委員の方が2名いらっしゃいます。この方は、そして先ほども述べましたように、ボランティアでお手伝いをされております。今この方たちがやめてしまえば、もしですよ、やめてしまえば、よか倶楽部自体の存続も危惧されるんじゃないかと思えます。市としての支援は足りているとお考えでしょうか。

また、金銭的なことは申ししておりませんが、コミュニケーション支援のことを申ししておりますので、その点のご回答をお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 現在体育指導委員の2名の方がクラブマネジャーとして重要な位置で頑張らせていただいております。それで、途中でやめられるということは余り考えておりませんが、最悪の場合はそういうこともないことはないだろうと思えますが、極力行政としてもひとり歩きができるようにですね、支援はしてまいりたいと思えます。

議長（村山弘行議員） 3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） クラブマネジャーの方が2名いらっしゃるということで、今この議員の中にも2名のよか倶楽部に所属してある方がいらっしゃいます。私がなぜこのような質問をしているのかと言いますと、太宰府市が重要であると位置づけているよか倶楽部は、太宰府市の施策と整合性がなければなりません。決して任せっきりではいけないということです。1点目の質問と重複しますが、十分なコミュニケーションが図られていなければ、市と団体の協働は生まれません。その点をよく踏まえていただき、クラブマネジャーとの連絡、調整をどのようにされていくのか、改めて伺いいたします。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 先ほども申し上げましたけれども、月に1回運営委員会が開かれておるようでございます。それで、この運営委員会には職員が参加しておりますので、そこで出されました課題、問題点については一つ一つ点検をしながら、支援すべきところは支援をしていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） 今後参加をしていただけるというお答えをいただきましたので安心はいたしましたけど、この質問を通して思うことは、前の質問から重複する行政の対応が、コミュニケーションの分野で不足しているのではないかと、共通しているように見えています。いろいろな回答をいただきましたが、いま一度振り返っていただき、市民、団体との協働に向け、原点に立ち返り、鋭意ご努力されますことをお願いいたします、この項目を終わります。

では、次の項目についてお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） それでは、次の只越池の環境保全についてご回答申し上げます。

本市の第2次環境基本計画においても、水環境の再生を総合的重点施策として位置づけておりました。ため池周辺に存在する環境は、多様な生物、植物を有し、騒音の緩和や周辺住民との交流や憩いの空間として、また保水機能など防災面からも重要視しております。

鳥類や野生の動物が帰来するなど、自然観察の場所としての保全であります。県道筑紫野・古賀線の拡幅計画もあり、ため池の持つ自然環境に親しめる場所として、また地域のコミュニケーションの場としての機能性も考慮した整備について、関係機関及び関係者と協議を進めながら、環境保全に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） ありがとうございます。

項目ごとに、項目というか、一つ、治水効果としての評価ということで、一つため池のことを述べさせていただきます。

河川技術論文集に記載されていますが、おのおののため池の治水効果は、ダム等の大施設の効果に比べると小さいが、ピーク流入量を低減、ピーク時間を遅延させているため池も見られることから、周辺地域に与える効果は大きい。また、対象洪水が豪雨のため治水効果が見られないため池も、中小洪水時には効果が大いにあるということと、集中豪雨時に備え、現在段階的な河川整備が進められていますが、都市化の進展が著しく、浸透、貯留機能が急速に失われつつある流域においては、既存ため池は流域からの雨水流出を抑制する重要な貯留施設であるため池の治水効果を評価されておりますけど、このことに関してのご返答をお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 今議員の方から申されましたように、そういうふうな治水効果があるというのは十分に理解しております。

議長（村山弘行議員） 3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） はい、ありがとうございます。

次に、部長もお話ししていただきましたけど、自然環境としての意見を述べさせていただきます。

上から衛星のような格好で真上から見ていただければわかると思うんですけど、只越池は四王寺山と宝満山とのちょうど中間にありまして、両方の山の自然の景観で、そしてあそこだけがつながりのグリーンベルトの一つのラインに、唯一のラインになっているわけですね。そこに両方の、四王寺山と宝満山の両方の山かげに池があることで、野生の動物、渡り鳥、野鳥、水鳥が羽を休め、また多くのトンボや昆虫類も生息する自然環境があります。そして、水質改善のための浄化機能を持つヨシ、それからシロガヤツリ等の群落もあり、また行ってみればわかると思いますけど、広い湿地帯が分布しているわけですね。自然観察場所として貴重な場所として考えられますので、できるだけ自然を第一に考え、ぜひ残してほしい。自然を守る会、とんぼ学会の会員、それからエコロなネットワークの会員の方々の強い願い、要望でありますので、その点のご回答をいただければ。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） この池の周辺に生息する動物の概要というのがございましたですね。いろいろお話しされましたが、池周辺ではタヌキ、水鳥、カモ類ですね、の生息の場となっていることが確認されておるといことが平成15年の調査に出ております。

それで、今るるおっしゃっておりますように、その周りを取り巻く部分につきましても、ヤシヤブシ群落でありますとか、ヤナギ属群落だとかたくさんの方に囲まれておりまして、かく言う私も、ご質問を受けるまではこの只越池を存じ上げておりませんで、現場を見ましてですね、ああ、ここに池があったのかというようなことで、ああ、こういうところに池があったのだなあというふうに思っておりますが、先ほどから言うておりますように、いずれにしましても、今回県道の拡幅工事がございますので、県道の拡幅によって今申し上げられておりますような環境がですね、破壊されないように、十分関係機関との調整を図っていきながら、環境の保全を努めたいというふうに思っておりますので、ご理解をよろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 3番後藤邦晴議員。

3番（後藤邦晴議員） 部長も見に行っていたということで、大変ありがたいと思っております。

実質あそこは県道ですのでですね、県の方の拡幅工事になると思いますけど、先ほど述べました、市としての拡幅をと言ったんですけど、用地買収とかそういうものがあるからこの太宰府市もかかわるんじゃないですかということであれしてありまして、たまたまこれは雑談になりますけど、県の那珂土木の所長さんと会う機会がありまして、そしてこのことをちょっとお話、雑談でさせていただいたんですけど、このことは私たちも所長さんも知らなかったけど、それを大事に考えていきたいと思っておりますということのお答えはいただきました。そして建設部長の方にもお話が行っているんじゃないかなと思います。ぜひよろしく願いいたします。

最後に、いま一度総括して述べさせていただきます。それで質問を終わりますので。

第1点の問題は、スポーツ活動のあり方を一つの問題提起として、行政の支援のあり方、側

面的協力、精神的支援を含めて、市民と行政の協調体制の抜本的な対応のあり方を再度見直し
てみる必要があるのではないかと思います。

第2点の問題は、一つのため池のよし悪しを論ずるつもりはありませんが、今や全国ブラン
ドともなっております「太宰府」という地名が、天満宮と国博のあるまちにとどまらず、たと
え29.61平方キロの行政面積の本市が、自然環境豊かな、すばらしいまちとしても全国ブラン
ドになるべきと願うからであります。

そもそも環境破壊は、我々人間の過失によってもたらされたものであり、オゾン層の破壊、
酸性雨、地球温暖化を含めて、改めて私たちの住む周辺環境のあるべき姿を、遅きに失したと
ころもありますが、反省を込めて提起した次第でございます。

多くの野生生物、鳥、昆虫たちのためのビオトープ構想にも広く思いをいたしながら、すべ
ての面ですばらしい太宰府市であることを念じつつ、私の一般質問を終わります。ありがとう
ございました。

議長（村山弘行議員） 3番後藤邦晴議員の一般質問は終わりました。

次に、6番門田直樹議員の一般質問を許可します。

〔6番 門田直樹議員 登壇〕

6番（門田直樹議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさ
せていただきます。

まず、国分台地区の雨水対策についてお尋ねします。

平成15年の豪雨災害から2年を過ぎ、被害を受けた地域の復旧もほぼ終わり、まちは以前と
変わらぬような顔を呈しています。山腹にはがけ崩れの跡が生々しく残り、見上げるたびに
あの日のことを思い起こし、複雑な思いをいたしておりますが、複数の治山ダムや擁護壁の建
設、排水路の補強、ストンガード等の落石・土石流の防護措置などが行われましたことは、市
当局をはじめとする関係各位のご努力のたまものと深く感謝いたしております。

さて、国分台地区を地図で見ますと、逆三角形型で、ちょうど漏斗のような形をしていま
す。上手の山の斜面と住宅地に降った雨水は、中央と東西の3つのルートで下流の陣ノ尾川へ
とつながっていますが、その多くは直接中央部分を通して、漏斗の首の部分、つまり国分台の
入り口へと集中します。ここは車の離合も困難な狭い道路で、しかもS字状に曲がっているた
め、大雨のときには上からの雨水があふれ、さきの水害のときも、堆積した土砂で復旧工事の
車両も入れない状態でした。ここを整備しなくては大口径の導管の埋設もできないのではない
でしょうか。国分台地区の水路整備の計画とあわせ、市のお考えをお聞かせください。

次に、男女共同参画条例案についてお尋ねします。

まず最初に、本条例案は、先日環境厚生常任委員会で審査され、全員一致で原案のとおり可
決すべきものと決定されたとのこと。傍聴された方の話では、長い時間をかけ、慎重な審
議をされていたとのことですが、結果は原案可決ということで残念に思っております。

この条例案は、審議会答申と比べると、一部削除を行うなど、執行部のご努力は感じられま

すが、大部分は答申をそのまま受けたジェンダーフリー思想に基づく危険なものだと考えます。また、審議会答申のオンブズパーソンを推進委員と呼び変えてはいますが、中身は全く同じです。強権を持つ第三者機関であり、新たな人権侵害が懸念されます。

最終日に採決されるわけですが、この条例案を我々が目にしてから1か月もたっておりません。当然ほとんどの市民が知らない中で、多くの責務をその市民や事業者に負わせる本条例案が現実に制定されようとしていることに、憂慮の念を禁じ得ません。

今回は通告のとおり、条例案の全体にわたり、市のお考えをお尋ねしますが、その前に、所管でありますところの環境厚生常任委員会のご審議には十分な敬意を持っておりますことを申し述べまして、質問に入ります。

まず、条例案の前文では、「日本国憲法は、すべての人は法の下に平等であって云々」とありますが、その日本国憲法は第14条で、「すべて国民は、法の下に平等であって」となっています。引用としては明らかに誤りであると思いますが、いかがでしょうか。

それとも、「国民」を「すべての人」に置きかえた何らかの意図があるようでしたら、お聞かせください。

次に、第4条3項ですが、委員会では、「市が実施するすべてに関して、結果的に男女共同社会の形成に阻害するものはなくしていく」とご説明があったと聞いておりますが、これは結果の平等を押し進めていくということでしょうか、お聞かせください。

次に、第7条に、「何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別を理由とする差別的取扱いをしてはならない」とありますが、年齢によって権利や責任を区別するように、男女の身体の違いによる法の取り扱いなど、合理的差別は許容されるのでしょうか。また、適材適所、能率はどう考えるのでしょうか。

次に、第16条、推進委員のところですが、人権侵害の説明として、「性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合」とありますが、具体的にどのような場合でしょうか、お聞かせください。

次に、委員会の質問で裁判費用の公費補助の話が出ていたように聞いておりますが、推進委員の人権侵害につきましては、25条4項で「処理の対象としない」とされておりますが、これでは推進委員の市や市民に対する権利が強過ぎ、近代的社会理念から後退しているのではないのでしょうか。

次に、第6条、事業者等の責務で、審議会答申の5項、6項が条例案では削除されたことに関する質問があったと聞いております。答弁の中で部長は、「啓発のあり方を検討し、威圧的は避け、啓発で十分と考えます」と答弁されたとのこと。このことは、この条例全体に対しても同じことが言えるのではないのでしょうか。理念として、男女共同参画条例を設け、市民を啓発することが大事であり、推進委員会に強権を持たせ、市民を摘発することは決して求められていないと思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

以上、あとは自席にて再質問させていただきます。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 国分台地区の雨水対策に伴う道路整備、このことについてご回答申し上げます。

ご承知のように、平成15年7月19日の集中豪雨によりまして多くの被害が発生し、この地区におきましても、上からの雨水が溢流いたしまして、道路も堆積した土砂によりまして通行不能となり、復旧工事の車両も入れない状態でございました。

そのような状況のもと、昨年国分台地区の雨水排水の現状を調査いたし、既存の施設の能力の判定、問題点の抽出を行いました。そして国分台地区の雨水計画の取りまとめをいたしました。その結果、国分台入り口付近は、既設雨水管を改修いたしまして管径を大きくしなければならぬということになりました。

国分台入り口付近の道路、すなわち関屋・国分寺線でございますが、ご指摘のとおり、道路は狭隘で最小幅員が3.8m、平均幅員も5mを切っておりまして、車の離合が困難な箇所もございます。この狭い道路に雨水管、汚水管、水道管、またNTTケーブルなどの埋設物がございます。雨水管を改修することは非常に困難な状況でございます。そういうことから、まず道路を拡幅いたしまして、雨水管を埋設するスペースの確保が必要ということでございます。

この改修事業につきましては、下流から行いますので、ここから順次施工していく計画でございますが、地権者の協力も必要でございますし、道路改良、雨水改良を同時に施工するといえますことは非常に多額の費用がかかります。財源措置も厳しゅうございますので、今、国の補助等を受けれるよう努力し、検討しているところでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 私もその地区に住んでおりまして、もう40年近くになるんですけども、本当にあそこに住んである方と言いますか、我々入れまして300軒以上ありまして、入り口がですね、今申しました入り口ですね、漏斗の首の部分と表現しましたけど、それと国分小学校から入る部分ですね、ここもやはり同じぐらいの狭さで、本当は理想を言いますとまほろば号が今、国分小学校の所でUターンしてまた下に下りて行っているんですけど、あれをそのまま国分台を回ってですね、そして荻尾さんの所に出てくるようなことになったら本当にみんないいかなと話しているんですが、本当にしかし何十年もあその狭いところで何もされてはいないんですよ。本当にもうあそこを通るときはみんな目がつりあがってですね、もうなるべく顔を合わせないように頭を下げて行くようにしているんですけど、大変です。特に女性とかは運転したくないとか。私どもなんかよく親切な人から送ったり、迎えに来ていただいたりするんですけど、あなたのところはあんまり来たくないとよとよく言われます。車が来ると大変だと。それは生活上のことなんですけど、防災、水路の関係ですね、防災ということで、本当にこのへんが気になっているんですけど、いわゆる、今言いました国分台とその上の斜面ですね、に降った雨というのは、大きく言うと3つのルートですね、西側の方の西の池ですね、西

の池の方に落ち込んでいるのと、それと奥の池、一番奥の右側にあるんですけど、東側に、そこからずうっと回り込んで、やはり陣ノ尾川の方に行くのと、それと今言いました中央ですね。当然中央の方がやっぱり水路が多いと思います。ここは水も車も人も一気に集中するところなんですね。何とかここをしていただきたいというのが、常々住民の願いなんですけど、今やはり水害のときでも工事車輛が入れなかったということですけど、上の方で、例えば大規模な、まだ計画はお聞きしてませんが、国分台の水路について、おおむね1月ぐらいには案とありますが、調査結果を発表できるんじゃないかということを知っているんですが、そういうふうな中で、大きな重機とか掘削機とかは、あそこ今通れないのですかね、どうなんですかね。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 特に奥の方の山手、そういうところの治山事業を県の方で主にされたわけですけども、そこについては非常にガードマン等を配置して、まず何とか通れる幅の工事車両で行って、それこそ取りつけ道路をつくって工事したという経過がございます。スムーズには通れなかったということがございます。

先ほど申されました、地区の方々と区長会さん入れてお話をずっと継続してやってきております。今のこういう調査結果でしたよということは、さきの10月ごろ行った次第でございます。またそのときの話し合いの中で、やっぱりそこに住んである方の思いと、我々が雨水排水計画している、やっぱり温度差がございまして、そういうところの宿題と申しますが、そういう部分を今回、1月ごろ調査できる分は調査してまた回答しようというような経過をたどっておるところでございます。まだ、どこをどうすると、こういう状態でしたよと、こういうところはやっぱりこういう計画が必要ですよというようなことは申し上げております。一応そういうことでございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） ご承知のように、当地区といいますと、旧宅造法で造成されましたところでありまして、何か1社だけではなく、便乗開発等もあったようで、非常に何か道路とかがですね、きれい、何といいますかね、枘がないようなところがあるんですね。水路なんかに関しましても、計画に非常に困難があるということはわかります。ですが、やはり2年前の大変な中で、斜面ですから、ある意味水が早くはけるんですが、同時にすごい急いんですね、実際大きな岩とか車がばあーって流れていくのを見たりした方というのは、今でもPTSいうんですかね、雨の音がちょっとするだけでも絶対眠れないとかですね、そういう方おられるんですよ。

僕今、先ほども言いましたけど、非常に治山ダム、またはそういうような崩落防止の工事等をしていただいて、かなりこれで安心ではないかと思っておりますけど、いかんせん水をですね、どうはくのかというのが最大の現在関心事です。

もう一つだけお聞きしたいんですが、結局入り口部分には、管としてはどれぐらいの口径の

ものをご予定でしょうか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 現在直径900mmの管が入っておりまして、これを上の方を改修して、最終的にそこに集まりますもんですから、1,350mmぐらいであると大体排水できるというような、これ100mm、200mm降ったらそういうことはできませんけども、今の標準、10年確率の60mm、そういう程度であれば、そこにそういう管が必要であるということで計算した結果でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） よろしく申し上げます。確かに下の方からいくという理屈は十分わかります。ですが、まずは今言われたように、100mm降ったときなんかですね、もちろんその導管だけで無理というのも想像できます。その分、道路を流れるのもいたし方ないと思いますが、その両方合わせてですね、早く広いところに行ってほしいという気持ちです。

今後の工事進捗状況等を見ながらまた質問させていただくかもしれませんけれども、今後ともよろしく申し上げます。

次の回答をお願いします。

議長（村山弘行議員） ここでちょっと休憩をいたします。

休憩 午後4時07分

~~~~~

再開 午後4時08分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 2点目の関係の部分につきましては、さきに通告書をいただいております部分につきましてご回答申し上げまして、先ほどずっと追加をされました部分は、できるだけ書きとめましたが、もし漏れましたら、再度ご質問方をお願いできればというふうに思っています。

まず、男女共同参画推進委員の必要性について申し上げます。

その職務の一つである市の施策等について、市民や事業者からの苦情処理を行うというものについてですが、そもそも市の施策や行政運営の改善は、行政内部において自ら日常的に取り組むべきことでございます。それに加えて、行政外部機関を置き、市民から直接苦情を受け付け、公正な立場で調査し、必要と認める場合にあっては、是正勧告ができるようにする仕組みをつくる必要があると考えております。

もう一つの職務として、人権侵害から被害者を救済する仕組みですが、「人権尊重の観点から専門的な助言や支援を行い、男女共同参画社会と人権の擁護者として調査など職務を行い、その結果、改善を要すると認める場合においては、市長を通じて改善要請を求めることができる」としています。本条例では、性別による差別的取り扱いを禁止しています。人権侵害が起

きたとき、その救済に向けて市が最大限できることを定めたものでございます。

それから、まず前文の関係でございますが、前文は、このご提案申し上げます条例自体が、国が定めております基本法の精神に沿って提案をしておりますので、国の基本法の前文にありますところの、我が国においては云々というような部分を踏襲いたしまして、日本国憲法はすべての人を云々という形に整理をしたところでございます。

それから、第6条の事業所等の責務。威圧的にとられる部分があるから削除したのであれば、全体のこの条例自体が威圧的ではないかというご指摘でございますが、ここの審議会から答申が出ました部分は、「市から補助金を受ける事業者等は、男女共同参画社会の形成の促進のための学習を行うよう努めるとともに」、問題はここからございまして、「市の求めに応じて、男女共同参画の推進状況を報告しなければならない」というのが5項でございます。6項につきましては、「市と工事請負等の契約締結を希望し、業者登録をする事業者等は、市の求めに応じて男女共同参画の推進状況を報告しなければならない」という、この5項、6項につきましては、先ほどこの項について、啓発のあり方等でやれば、それはクリアをできるんじゃないかと。いわゆる事業者等々に威圧的にとられるようなことはいかなるものかということで、ここについては削除しておりますので、ここの5項と6項だけが威圧的にとられるというふうに、委員会の中で私が説明を申し上げたわけございまして、全体のこの条例が威圧的に云々という部分は一切ございまして、先ほど申し上げておりますように、国の基本法の精神に沿ったところで整理がされているというところでございます。

それから、第3章の第16条の関係でございますが、ここはいろいろなケースが考えられるということでございます。それで、先ほどご答弁申し上げましたように、男女共同参画推進委員の必要性、こういうことだから男女共同参画推進委員を置いて、第三者機関を置いて、そういう部分を処理をしていきたいと思いますという部分が本条例の特徴であります。

あと幾つか申されたようですが、ちょっと書きとめ切れなかったものですから、再質問にお答えをさせていただこうというふうに思います。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 通告では、条文全体についていろいろお伺いするということを出してあったんですが、まず前文ですね、お答えいただいたんですが、ここに手元に基本法もありますが、「我が国においては」から始まりまして、「日本国憲法に個人の尊厳と法の下での平等がうたわれ」とありますが、では、どこをどういうふうに解釈されて、この「すべての人」ということになったんですかね。

日本国憲法では14条に、明らかに国民、まずですね、国もまず国民を対象としているわけですね。それが運用の形で、日本国憲法は、すべての人は、ということになりますから、これは明らかに違うと思うんですけど、どうでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） そのあたりは、私は先ほど申し上げておりますような基本法の精神、あるいは日本国憲法の精神という部分は、この表現の方法がですね、その部分がありますが、そこは解釈の部分がございますが、今申し上げておりますように、法の下に平等であって、基本的人権、先ほどおっしゃられております憲法第14条、そういう部分において何人も保障されているものであって、男女の性の云々という形に、ここはまとめたつもりでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 私も法律の専門家じゃありませんから、文言の細かいところは、どうですかね。たくさんの方にこれ見ていただいて、そういうふうな答えでいいのかどうかですね。私はちょっと納得できないんですが。納得というか理解ができないんですけどね。

この中で、前文の中で、最初に一言ちょっとお断りしたいと思うんですけども、何か今日臨時の議運がありまして、何か録音云々ということで傍聴者がですね、先日の委員会で、その話が問題になったということですけど、私は今日質問の中で、委員会の中の質問やご回答ですね、に関してのことを幾つか入れていますけれども、これは私の知人が2名出ておりまして、両者から詳しく聞き取りをしております。間違ってもそういうふうなルール違反で録音されたようなことは一切かわりを持っていません。それから、ネットの書き込み云々というのは、インターネットはあっちこちの、右も左もあらゆるものを見えています。だから、もちろん存じています、そういう書き込みも。しかしそれでもかわりはありません。このことは最初に申しておきます。

そういうふうな委員会の中ですね、話の中でも、前文のことで、個性と能力を發揮できる社会というのは、あいまいじゃなろうかというようなこともあったみたいですが、この辺どうですか。個性と能力を發揮できる社会とは、具体的にどういうふうなイメージなのか、お答えください。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） この前文の中の個性と能力の関係ですが、国は、男女が性別にかかわらずなく、その個性と能力を發揮できる社会の実現を目指して、男女共同参画基本法をつくっているわけでございます。それで、この部分につきましても、国の方の基本法の部分を受けまして、それをこのいわゆる国の基本法をちょっと読んでみますと、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずなく、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。」ということに基本法はなっているわけでございます。そこを受けまして、その個性と能力を發揮できる社会の実現を目指して云々という形の中で、この部分については整理をして提案をしているということでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 基本法には「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い」というのがありますが、それは抜けてますね。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） その部分につきましては、日本国憲法で言うところの基本的な人権によって、その男女の性の違いによって、当然差別されてはならないことを日本国憲法はうたっているわけでございます。そういう部分を受けまして、ここを、国の部分で言うところの部分は、そういう精神を受けるとするならば、国は、先ほど言ったように、男女が云々という形の中で整理をしたという形でございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） たくさん質問をすることがありますので。

私、この件につきましては、以前一般質問させていただいたときに、東京の荒川区ですね、荒川区なんかを参考に、ぜひ見ていただきたいというようなことを言っておりますが、先日の質疑のときにそのことをまたお伺いしましたら、ちゃんと検討しましたということ、たしか聞いておるわけですね。

それで、荒川区の基本的な考え方、この条例案の言うところの理念ですね、ちょっと、たくさんないですからぱっと読みますと、男女の人権の平等と性別による差別の禁止、職場の環境整備、国際協調、この辺は一緒ですね。ここからが、男女の協力し合う社会の実現、社会参画への機会の平等、機会の平等です。家庭の尊重、母子の生命と憲法の尊重、文化と伝統の尊重、こういうところがすばらしいと言われているんですね。ぜひこういうところも勘案していただいて、盛り込んでいただきたいということでしたが、結果的には、今私が特に強調して述べたところは全く入ってないんですけど、どういうお考えだったか、ちょっとお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 確かに、この条例をつくる上におきましては、本来でありましたら、昨年12月20日に審議会から答申を受けまして、その審議会の答申を受けた部分でいけば、3月に提案をし、そして現在であれば実際に条例自体は施行されているような部分もあったのではないかとこのように思っておりますが、今門田議員がおっしゃっているようなそういういろんな考え方、いろいろな方法から、もう熟慮に熟慮を重ねて時間が非常にかかったわけですね。十分に考えて考えて、今の平成18年4月1日からの条例として、太宰府市の条例としてはどうかということ議論をして議論をして、まだできないのかという一部の市民の方の声もある意味じゃ無視した形になって、今回の提案になっているわけでございます。

だから、そうした意見、そうでない意見、いろんな意見が集約された部分が、本市の今議会に提案しております男女共同参画の推進条例案だということにご理解をいただければというふ

うに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 部長のご答弁では、平成16年3月22日に、審議会に対し、条例に盛り込む事項を諮問したと。条例に盛り込む事項を諮問されたわけですよね。市の方針の4つの柱というものが、お聞きしたわけですが、その中に審議会を尊重するということもございませぬ。しかし、どういう理由でございませぬ、審議会に諮問したのはどういうものを盛り込むかという理念を盛り込んだらと思うんですよ。例えばその中に、オンブズパーソンを入れるべきだとかいうものも入っとっても、それはそういう結論ですから、それを市がまたじゃあどうするかと考えればいいわけですよね。

ところが、審議会が出してきたのは条例なんです。きちんとでき上がった条例案として出してきたわけですよね。これが最初からそういうふうな条例案をつくってくださいということでお願いをされたわけですかね。それとも、いつの間にかそういう結果になったわけですかね。ちょっとその辺のところお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 今おっしゃっているように、昨年3月にそういう形で市の方から、条例に織り込むべく基本的事項についての諮問をしております。審議会で審議をされていく過程の中で、その審議をされていく過程の中で、いわゆる条例に織り込むべく事項という部分は、いわゆる具体的な条例案として、審議会の条例案として答申をした方がよからうということで、審議会は何回も何回にも及びます会議の結果として、審議会の答申は条例案とする形の中での答申が上がってきたということでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） ほかにこういう例があるのかどうか、私はよく存じませぬけれども、条例をつくるというのは大体、本質的にどこの仕事かなというのがまず疑問です。これは執行部なり、あるいは議会なりが考え、議論していいものをつくっていくというのがあれなんです。条例そのものができ上がってしまったということで、何か八百屋に行ったら野菜いためが出てくる、ちょっと表現が下手ですが、周りから見るとびっくりするわけですよね。こんなもん頼んだ覚えがないのだけど、料理が、定食が出てきちゃったと。飲み物までついて出てきたと。あれっていい感じなんです。

私もこの審議会を何度か傍聴させていただきました。また、よく傍聴をした人から話を聞いたり、あるいはインターネットに掲載されている、会議録ですね、を見させていただいたりしています。ただ、会議録に関しては、どうも聞いた部分と、全部じゃないなと。あれっ、あの部分が見たいんだけど、その部分どうも削除されているようなところがあるんですけど、その辺は今日のところはいいんですけども、ただその中で、部長ご自身も大体出席されてますよね。



また、課長、係長も出席されてますね。異動等もありましたけれども。その中で、率直に言わせていただくと、いわゆる中立なのかなというのが正直なところですよ。

例えばですね、ある委員さんが、少数なんですけど、これは少し表現をもう少しやわらかくした方がいいんじゃないかということ発言されますね。そうすると、まず座長というか、会長ですかね、その方がにっこり笑って、さあ皆さん、どうされますか。みんながにっこり笑って、いやあそれはですねと、やんわりとただ、まあそれはもちろん少数意見だからそれも仕方ないのかもしれないけども、それはいいんですよ、多数が、当然民主主義ですからね。ところが、そのときに、その行政職員はさあっとですね、その人の言っていることをまさに否定というのかな、反対のこと、資料をぱっと持ってきて配ったりするわけです。私この目で見ました。あのとき、これはどうですかと注意しましたけども。覚えておられると思います。どうも本来、せっかくそういうふうな行政職員がですね、そこの中に同席しているんだったら、それをいい方にですね、本当に中立で、本当の方にリードするのが本当だと思うんですけど、どうも逆になって、一緒になってやっているようなことにしか見えません。これがおかしいと思うんですよ。私、いろいろお話すると、助役さんから、部長から、上の方に行けば行くほど、当然本当で常識的なお答えで安心するわけです、すごく。しかし、こう行くとだんだん下に行くと何だこれはってとってしまいます。逆に下の方から上が動かされているんじゃないかと思ったりもするわけなんですよ。そういうことで、ちょっと審議会から出ました意向がいつの間にかでき上がったものになってしまったと。材木頼んだら家が来たというそういうものじゃないでしょうかね。その辺に関して、今お答えはいただいんですけれども、ちょっとこれでいいのかなということをもまず申し上げます。

次に、ちょっとお答えいただけてない部分が幾つかあるんですけども、4条3項ですね、市が実施するすべてに関して、結果的に男女共同社会の形成に阻害するものはなくしていくと説明をされているみたいなんですけれども、これに関して、さっきお答えありましたかね。結果の平等を進めるということでしょうか。もう一度お答えください。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 今の質問にお答えする前に、職員が中立云々という話と、それから先ほど職務の話が出てますので、誤解を招いたらいけませんから、はっきり申し上げておきますが、職員は中立な立場でこの部分については取り扱っております。

それから、審議会の答申をそのままそっくり食べてしまうのかという部分ですが、食べたくない部分は食べておりませんので、そのあたり誤解がないようにしておいていただきたいと思います。

それから、先ほど出ております、市の男女共同参画の形成に影響を及ぼす云々という部分はですね、これは国の基本法を受けたところでの部分で一定そこで整理をしておりますので、その精神に沿ったところでの整理だというふうにご理解をいただければというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 国ということで、実際に聞いた話、委員会に出た方から聞いた話によりますと、具体的に男女共同参画の推進に関する直接的なものはもちろんのこと、直接的施策以外の市が実施するすべてに関して、結果的に男女共同社会の形成に阻害すると、そういうものはなくしていく、いいものは推進すると、そういうような内容でございますという話があったみたいですけど、これですね、政府といいますと、国会質疑をちょっとまとめたものがあるんですけども、例えばですね、いっぱいあるんですよ。いっぱいあるんですが、例えば平成14年11月12日の参議院内閣委員会で、質問は自民党の亀井さんですが、答弁者は内閣官房長官ですね、福田内閣官房長官ですけども、男女共同参画社会基本法は結果の平等を求めているのか、条件の平等を求めているのかとの問いに対しまして、ちょっと切りますけども、「その目標を達成するためにいろいろな条件をおっしゃいましたが、これはいろいろな機会を与えるということと理解をするべきだと思います。いろいろな機会を確保することによって、男女が参画しやすい環境を整備する、そういうことでその目標を達成する、そういう機会を提供するということが大事だと思いますので、条件とかそういったようなことではない」と答弁されてますが、ここのかかわりは。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） まさにそのとおりだと思います。それで、一応それを受けまして国の方が、基本法の15条で、施策の策定等に当たっての配慮という部分をあえて入れているというふうに理解をしておりますので、そのあたりを誤解を受けたりいけませんので、その基本法の条文どおりこの3項では処理をしているということでございますので、そのあたりは国の考え方に、私どもの考え方は一致をしているということをご報告したいと思います。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） ちょっとお待ちください。

ここで16時45分まで休憩いたします。

休憩 午後4時30分

~~~~~

再開 午後4時45分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

会議規則第8条第2項の規定によって、会議時間は午後5時までとなっておりますが、終了まで時間を延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認め、終了まで会議時間を延長します。

6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 質問を続けます。

次に、第7条のところでお聞きしたんですが、いわゆる合理的差別は許容されるかということをお聞きしたんですが、この前私が言った合理的差別というのは、差別に合理的なんかあるのかということがあるかもしれませんが、いわゆる法律の勉強の中で出てくるような概念でして、いわゆる年齢による権利や責任の区別ですね、または男女で身体的な違いによる法の取り扱いの違いとか、収入による税金の差とか、こういったような合理的と考えられるものことですが、これは当然認められるわけですかね。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） ちょっとそのあたり、私が合理的差別をよく理解をし切っておりませんので、回答は控えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） じゃ、またいずれかのときにお聞きします。

それと、一応確認しておきたいんですが、この条例案が通った場合ですね、推進委員が、実際に推進委員会等が発足したときに、その費用とか費用弁償ですね、報酬とかはどのようになる予定でしょうか。よろしかったらお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） この推進委員は、地方自治法第138条の4第3項に基づきます附属機関の委員としてでございます。ほかのあらゆる附属機関の委員と同じように、報酬5,500円、費用弁償2,200円ということになります。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） これは1日ということだというふうに理解してはいますが、5,500円ですね、1日とか、1回とか。ただ、まず仮定の話ですから、これが仮に通って、それから実際にそういうふうな規則とかいうものを検討されていくということになると思うんですけども、今、非常に財政厳しい中ですね、こういう費用がまず新たに発生するという。それから、逆に言うと、これぐらいな費用で本当になり手があるのかという心配がありますね。

これに限らないんですけど、いわゆるこういう何々審議会とかいうものになると非常に時間は拘束される。手当といったってほとんど出ない。そういうところに普通の人というのは、一般的に手挙げないわけですね、自信もないし。ところが、どどっと来られる方もいると。やはりこれはそれこそ組織的に入っちゃうわけですね。そういうふうなところで特に地方自治体では審議会というのはかなりそういうふうな政治的な、あるいは思想的なものでかなり固まってるような気が私はします。ぜひ、これに限りませんが、非常にやっぱりその辺の委員の選任に当たりましては、もちろんこういうふうな見識、社会的なものという文言がありますけども、ぜひぜひ気をつけていただきたいという気持ちがあります。

この中で7条に関しまして、これも前文ですが、委員会の中で差別的取り扱いというのはどうも引っかかると。「協調し過ぎると活力がなくなり、マイナスである云々」とかに表現をやらげろべきじゃなからうかとかいう意見が出ましたけど、私も同感です。

これに関しまして、やはり先ほど、国会答弁の中で、ジェンダーフリーですが、ジェンダーフリーという考え方の影響のもとで、施策の推進に当たって行き過ぎがあるのではないかということで、これも参議院の内閣委員会ですけれども、当時の米田副大臣が、ちょっと長いんですけども、言いますとね、決して画一的に、機械的に男女の違いを認めないと、こんなことではないんですよと、それは誤解ですよということで、これは部長、前回ですかね、ご答弁いただきました。その他の入札に関する事とか、こうしたことがあって、先ほど答申から幾つかの削除をされてますですね。そういうところは本当に私もよかったなと思ったりしてるわけがあります。

あと時間余りないんですが、男女共同参画推進条例案の16条ですね、問題は要は16条から後なんです。そこまではともかくとしましても、16条のこの推進委員ですね、それを何とか、本当に何とかしなくては行けないという気持ちなんですけど、まずこの人権侵害ですね、この人権侵害に関してどういうことかということちょっと先ほどもお聞きしたんですが、ただですね、これも聞いたんですが、いわゆる委員会の中でのご答弁では、人権侵害そのものに関しては何ら議論をしてないというふうにお答えになってますけど、そのようでもよろしいんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 人権侵害に関する委員会の中の質疑はあってないのじゃないかというふうには私は理解を、今、ちょっと委員会の私どもがまとめておりますレポートを今見ますが、ないのではないかなというふうには思っております。ここで言うところの、いわゆる性別による差別的取り扱い、その他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因について、人権が侵害された場合という部分はですね、これは個々のケースによって判断すべきであろうというふうには思っています。それで一定の部分で、じゃここまでがという部分は、この短い時間の中でお話しするのはとても難しゅうございますので、そういう部分についてはやはり私どもが平成18年4月1日から運用していく中で、マニュアル等々の中で一定の部分で幾つかこういうふう列記しながら、そういう部分を同じような取り扱いができる形の中で整理をしていくべきではなからうかというふうには思っておりますので、その件もうしばらく時間をいただければというふうには思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 差別的取り扱いについて、わかり切ったことで委員会で議論はいたしてありませんということだったんですが、ここが一番中心になるんですね。差別的取り扱いとは何かと。それが人権侵害なわけですよ。人権侵害とは何かというと、差別的取り扱いですよ。その議論ができないのに、そういう裁判官と警察とを一緒にしたような仕組みをつくっ

て、そして市民を告発するというこの条例をつくるということはやはり問題だと私は思うんですね。

ですから、もっともっとですね、先ほども言いましたけども、我々もこれ目にしてまだ1か月たっていないんですよ。市民はだれも知りません。この条例ができようとしているのも知りません。もっと時間をとってですね、本当に市民の皆さんに見ていただいて、いろいろ、けんけんがくがくやっっていくべきじゃないかと。こういうふうな人権とかいう概念は、多くの議論をもってして初めて何らかの合意ができるようなもんじゃないかと思うんですよ。

そういうところでちょっと聞いたんですが、余り時間ないですけどね、公費補助のことなんですけど、委員会の質問で裁判費用等の話が出てたようなんですが、その中でやっぱり気になるのはですね、推進委員の人権侵害についてどうなのかということですね。この図を見ていただくと一番わかるんですが、いわゆる市の施策に対するクレームというか、人権侵害であるとかですね、これ直せとかいうのと、それと個人とか事業者ですね、が同じような場合に出ますね。まあ千歩譲って市は、市はやっぱり責任があると思います。そう言われたら受けて立つだけの力も責任もあると思います。問題はこっちですね、市民とか事業者ですね。市民とか事業者は、これ見ていただいたらわかるように、順不同で言いますとですね、まず間違いがあったらどうするかということなんですよ。委員会が、これ見たらわかるんですけど、とにかく人権侵害を行った市民またはというふうに、結局これ刑が確定しているわけですね。刑という判決が確定しているわけですね。それに対して量刑はこうだあだというふうなことと同じことだと思っただけですよ。その判決は、結局委員会、推進委員が合議で決めるわけですよ。じゃあこれがもし間違ってた、仮定ですよ、絶対間違いはないと、3人とも絶対にそういうふうな間違いなんかあり得んとおっしゃるならそこまですけども、仮に間違ってますね、人権侵害じゃないかと、いやそんなことないと言っても、何で、うるさいぐらいの感じですよ、これはもう市長、公表してください、はいわかりましたと、公表は何をするかというのがまず1つ。どこまで何を公表するのかですね。で、公表してですね、極端な話、この人が嘆いて首つって死んじったりですね、あるいは事業者が殺されて、信用なくして不渡り出して倒産したとか、そんなふうになったときの責任はどうお考えでしょうかね。そこまで検討されましたか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 一応今回、推進委員の役割の中で、私どもの部分は、本来答申からいきますと、推進委員一人ひとりが独立しているんなことができる、あるいは申し出が、今出る出るような申し出がないにかかわらず動くことができる。そういう部分については、それを答申の中から削除しているんですね。そして一応合議制にというふうにしております。そしてその推進委員を選ぶのは、市長が責任を持って選ぶと。そしてそういうふうな形で、いろんな部分でその推進委員にふさわしくないということになりましたら、解嘱という制度も設けております。

そういう部分の中で、今出ておりますような人権救済の必要がある、あるいは人権侵害があったという部分は、これはいろんなケースがあると思うんですね、そういう部分いろいろケースが。しかし、市長を介して云々という形にしておりますから、やはりそのあたりは、個人として、推進委員個人として動けるという部分についての部分が非常に制約されますので、しかも合議制にしておりますから、そういう中で一定の方向性が出てくるであろうというふうに、私どもはそういうところの中でいわゆる最大限、地方自治法で言うところの附属機関の委員という部分で押さえておりますから、そのあたりについてはいろいろご心配の向きもあろうかと思いますが、こういう部分はいろんなケース、いろんなケースどうかというのは、やっぱりそのケース、ケースに応じたところで、そしてそれに当然行政の部分もかかわってきますので、そういう部分の中で今この段階でこういうときはどうなるかこうなるかというご心配の向きは重々わかりますけども、公表するにいたしましても、一応個人等のプライバシーを保護する形に条文の中に入れてありますからですね、そういうふうな中でクリアをできていくのではないかなというふうに理解をしております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 要するに、そういうふうな信頼を担保するものとして合議制があるというお答えだと思います。確かに、最初、答申案にありました独任制とかですね、あるいは自己の発意による調査の開始とか、こういったものを省かれたのはもちろん大事なポイントだと思っております。ただ、やはりこの中で、先ほども近代的な社会云々と言いましたけど、やはり三権分立ですね、に關しましても、それぞれ三すくみの形で、権力というのは一方に偏らないような形で成り立っているわけですね。そうすると、推進委員と当事者と市ですね、これを見ますと、何条だったですかね、25条の4項ですけれども、推進委員に対する申し出、人権侵害、推進委員が人権侵害だということは、もうこれは処理の対象としないとされていますね。結局、推進委員というのはだれもとめられないんですよ。もちろん解嘱の条項はありますね。解嘱で、任にたえないようなこととか、著しい不良行為があったようなときは、それは当然ですね。だけど、そうじゃないと、推進委員は、信念で、でも間違っただけをもしやったときには、これはだれもとめられない仕組みじゃないかと私は思うんですね。

余り時間がないんですけれども、その辺のところは、万一これがもし通ったときには、本当に大きな責任が市にもかかってくるものだと思います。もしこれで納得いかない、若干事実関係あっても、その裁き、裁定ですね、委員会ないしはその市の処置に対して納得いかなかったら当然裁判になると思います。その裁判になったときに、逆に今度は市が、あるいは委員会が、委員が被告になることもあります。そういうふうな将来的な大変な問題を含んだ条例案であると思います。

最後にですね、たくさんあるんですが、時間があれなんです、プランの見直しとかもですね、5年で見直すということで20年ですが、何度も申しますけども、このジェンダーフリーと

という言い方、考え方、表現、そういうものは何度も国の中でも、県のいろんな中でもですね、あるいは各自治体の中でも、こんな言い方はやめよう、こんな考え方は違おうと、本当の共同参画と違うじゃないかと否定されています。その否定されている内容が、当市の共同参画プランの中には何十か所も出てきます。それを20年まで使い続けるのかと。ホームページにも載っていますね、PDFで、それでいいのかなということの一つちょっと疑問を表明しておきたいと思います。

時間になりましたので、最後に市長にお聞きしたいんですが、この前、山路議員だったですかね、たしか何かのときに質問されたんですが、どっかの中学生の女の子が、私ね、スカートなんか履きたくない、ズボンで行きたいということを書いて、それを何か人権擁護委員、各地によって表現が違いますからね、これ推進委員、オンブズパーソンの者に言ったところが、それを認めちゃったと、これ人権侵害だと、という話をたしか聞いたんですが、同じような話がですね、これも一度言ったかもしれませんが、これどこだったですかね、市は、どこの県だったですかね、ああ、埼玉。埼玉の方ですね、いわゆる男女別学が悪いと。男女別々学校というのは、これは男女共同参画に反すると、人権侵害だということで、何でそうなるのか不思議なんです、苦情処理委員、ここで言うところの推進委員ですね、これ県ですけどね、に訴えられまして、「高校生活の3年間を一方の性に限ることは、人格形成からも、男女共同参画社会づくりの視点からも問題」という勧告書を県教委に提出したということで、大変な騒ぎになりまして、結局これ25万人ぐらいの署名を集めて、とんでもないと、しかもこの中身はですね、長い文章なんです、性格のゆがみがあるんだと、そこまで言うかよということまで書かれているわけですよ。でも、それぐらい強いわけですよ、独立して。

で、先ほどの話に戻りますけど、もしですね、じゃあ当市の公立中学で、これ、教育長にあれですかね、まあそんなふうな問題が起きてですね、人権侵害、それ認めちゃったら、市はどう対応されるんですか。一つの例としてお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 今度提出いたしておりますこの男女共同参画の条例でございますが、ご承知のように、男女共同参画、この推進をする21世紀の大きなテーマでございますが、まずこれを、条例を制定するに当たりましては、日本国憲法があり、いわゆる基本法が制定され、県の条例も既に制定されておるわけでございます。そしてまた、男女共同参画のための事業推進につきましては、基本計画等、それぞれおのおのがこの男女共同参画のための事業を推進する、これは義務があると思っております。

そういう意味での本市の条例でございますが、個々のケースにおいてはそれぞれのご意見が出てくると思いますが、この推進委員の設置につきましても、この基本法あるいは県条例、そしてまた本市の条例と市が率先してやらなくちゃならないこの男女共同参画事業につきましては、当然その中でいろいろのケースについては、市として判断していく課題だと思っております。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） もう時間になりましたので、最後に1つだけです、先ほどいろいろ申しましたけども、条例を外部に発注じゃないですけども任せて、そのままで上がりを受け取るということがもし今後もあるとしましたら、やはり議会というのは何のためにあるのかと。条例というものをつくる中で、執行部の方々とこの議場とかだけじゃなくてですね、いろいろとご相談したり、いろいろ勉強させていただいたりしながら理解を深めていくようなやりとりがあると思うんですよ。しかしそれを、ぽーんと出てきた、さあどうしますかということになると、非常に困難な問題が今後発生すると思いますので、ぜひとも今後のこういうふうな条例のあり方ですね、外部に任せるようなあり方はやめていただきたいということを述べまして、質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員の一般質問は終わりました。

次に、7番不老光幸議員の一般質問を許可します。

〔7番 不老光幸議員 登壇〕

7番（不老光幸議員） ただいま議長から質問の許可をいただきましたので、通告に従い、質問させていただきます。

九州国立博物館が10月16日にオープンいたしまして以来、連日、来館客が当市を訪れて大変なにぎわいをいたしました。そのことは皆様既にご承知のことでございます。

開館後の道路の車の混雑状況は、毎年正月に経験させられている状況のような感じでありました。11月27日までの特別展示期間が終わりました以後は、今のところ平常に落ちついておりますが、特別展示期間は、平日でも、国立博物館に準備されております駐車場は、朝の9時以降は、満車の標示を持った警備員さんが立っておられて一般車の中には入れませんでした。車で来た来訪者は、民間の駐車場を利用してくださいの標示を見て、市内の民間の駐車場に向かいますが、お昼にはどこも満車になっております。それ以降は市内を漂流する車で渋滞になって、市民の生活のための車も移動するのがままならずの状態でありました。正月から3月までは、例年よりもさらなる混雑を予定いたしております。これは私一人ではなく、皆さんが心配をいたしておられることだと思います。

そこで、まず市長にお尋ねいたします。

市長もこの混雑をいたしておりました中心にお住まいでございます。国立博物館開館後の車の混雑状況をどう判断されておられますのか、お伺いします。

次に、毎年毎年正月からの混雑は、車で来訪されるお客さんのための駐車場の絶対数が足りない、不足していると、私だけでなく皆さんが感じられておられますし、今まで一般質問などで指摘もされていることではありますが、一刻の猶予もできないと思います。すぐに正月になります。正月から今まで以上の車の混雑が予想されますが、当面对策をどうされますか。また、将来に向かって根本的な対策はどうされますのか、お伺いします。

再質問につきましては、自席にて行います。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 市長に答弁をとということでございますけども、まず私の方からご回答させていただきます。

まず、1点目でございますけども、今回の交通渋滞の要因につきましては、先ほどのご質問の中でもお答えをいたしましたけども、やはり何と言っても、当初の予定よりも多くの入館者といえましょうか、来訪者がお見えになった。しかも43日間という短い期間の中での延べ約62万人を数えたという結果において、短期間に一極集中したことを受けながら、その受け皿となる駐車場不足に加えまして滞在時間が長くなりました。そしてその車の回転率も低下をしたことから、駐車場を探す車などでさらに渋滞に拍車がかかったという結果になっております。このことから、ご指摘のとおり、周辺住民の皆様のご日常生活や来訪者の皆様方には支障を来したということも十分認識をしたしております。

次に、当面の対策といたしまして、特に正月三が日につきましては、既に国立博物館を中心とした関係機関や団体と数回にわたりまして対応策を協議いたしております。その結果、まずは電車あるいはバス等の公共交通機関の利用を徹底して呼びかけること、そして現状の駐車場台数約2,300台でございますけども、これに加えまして北側アクセス道路に200台、あるいは太宰府小学校、それから九州情報大学、そして市役所周辺の駐車場を含めまして、合計約3,400台分を確保いたす予定でございます。

また、さらには分散型駐車場として、パーク・アンド・ライド方式を導入します。1つは水城小学校と学業院中学校に約300台をはじめ、県立看護専門学校跡地や、現在組合で施行が進められております通古賀区画整理の予定地がございますので、こちらの方のご協力を得まして、合わせて約1,400台を確保して西鉄電車への利用を促進してまいります。

次に、長期的な計画といたしましては、先ほど申し上げましたが、平成10年3月に策定をいたしました「国立博物館を生かした基本計画原案」というものがございますので、これを基に、さらに点検をしながら、特に周辺にあります県道筑紫野・古賀線の改良、あるいは南側アクセス道路の新設、さらには新たな駐車場整備として、実際にパーク・アンド・ライド方式を導入するためのその準備を積極的に行っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 最初に市長にお尋ねいたしました分でございますけど、これはもう地域振興部長が代弁してお話しされ、全くそれと同じように皆さんがそういうふう感じておられることだと思っております。

国立博物館の中に、駐車場は何台準備してありましたんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 普通車とバス合わせて230台でございます。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 急には無理かと思えますけども、今後の計画としましては、この周辺ですか、周辺というか、国立博物館の用地内に増設するとか、そういう話はないんですか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 直接博物館の敷地内に増設という計画は、現時点ではございませんけども、いわゆる内山から入ってくる北側アクセス道路の方に、これは個人の方に協力してもらっているんですけども、臨時駐車場としてあの左右に約200台です。それから、国の方としては、将来計画としては九州歴史資料館が移転をする計画があります。その跡地については、この博物館用の駐車場にするという構想は持ってあるようでございます。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） あと、歴史と文化の環境税徴収依頼業者の保有の駐車場の使用台数は、何台でございませうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 個人の分につきましては、あの周辺、約630台というふうに確認をしております。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） それは、太宰府天満宮の駐車場を含めてでございませうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 太宰府天満宮の分は、今現在のところ1,500台でございませう。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 当面、正月の対策としましては、今おっしゃいましたことがあると思えますけども、平成16年6月の議会で当時の地域振興部長さんが、国土交通省の事業、まちづくり交付金制度の中で、地域再生計画としまして、水城堤防周辺、それから政庁跡前にバスの入るような駐車場の整備を進めるというふうなお話がありましたんですけども、この点につきましてはどういうふうになっているんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 水城堤防周辺、それから太宰府政庁跡につきましては、当初そういうふうな国の補助、起債等を借りながらやろうということで計画をし、走ってございましたけども、結果的には、いわゆる文化庁の判断で、駐車場用地としてはできないというような判断でございませう。

議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） 水城跡、水城堤防周辺の開発等につきましては、国の方に、国土交通省の方に出向きまして太宰府市のプランを説明し、国土交通省としても、ぜひ実現に向けて努力していただきたいというような返事をいただいております、現在九州地方整備局の調査官と平成18年度から調査費をつけていただくように、現在協議中でございませう。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） さっきの駐車場の準備台数をトータルしますと4,800台、これは正月3日間のパーク・アンド・ライド、小学校の臨時駐車場を含めてでございますけども、同じく平成16年6月議会におきまして、1月から3月までの車でおいでになる分ですけど、バスが9,000台、それから乗用車が22万7,000台というふうにお答えになっておりまして、この点につきまして、来年の1月の9日までと、土曜、日曜日、祭日を3月まで計算しますと32日になります。この土曜、日曜、祭日に来られるのが6割、その中の6割として計算しますと、1台3人乗ってくるとして、1日当たり4,256台になります。それから、7割が車で来られますと4,965台。バスはまた別ですね。

それからもう一つは、1月から3月まで国立博物館の影響としまして、従来の来訪客にプラスして一月10万人増えるとして、そのようにずうっと計算しますと、1日550台来られるということになります。従来、6月の時点では、さっきも何回も出てますけども、駐車場の回転数ですね、これが大体平均して、国博が開館してから2台という状況でございます。そういったもろもろから判断しますと、さっきおっしゃいましたような4,800台ではとても足りないような状況になるというふうに私は判断しますけれども、いかがでございますか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 正月3日以降の週末、つまり1月から3月までの週末あるいは祭日につきましては、先ほど一部申し上げましたが、周辺の駐車場で2,900台を確保できる予定です。

それから、パーク・アンド・ライド方式で看護学校跡地につきましては、3月末まではこの方式をやりたいと。

それからいま一つは、関屋高架橋下、いわゆる国道3号線の都府楼駅周辺のところの高架下に、1つの駐車場用地がございます。これは夏にプールの臨時駐車場で使っているんですけども、この部分をこの3月までパーク・アンド・ライドで約70台確保したいと思っています。

これを合わせますと、約3,200台は週末確保できるという計算を持っております。しかしながら、不老議員さんがご指摘のように、そういうトータル的な数字を出しますと、どうしても受け皿としては少ないというのが見えておりますが、これも国と国立博物館と県ともずうっと協議をしているんですけども、機会あるごとに公共交通機関を使ってほしいというのを徹底して呼びかけていきたいというのを、それぞれ立場で、関係機関で、民間団体も含めましてそういう運動をやっていくというふうに考えておりますので、それは徹底していきたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 今、部長がおっしゃいましたように、上部機関ですね、県とか、あるいは国にいろんなことをお願いする場合に、やはり市としてもいろんなものを想定して、数字的にきちっと出して、その数字を示しながら、ぜひともこういう状況だからこの解決に向けてお願いしますというふうなことをやっていかないとですね、ただ漠然とということはないと思

ますけども、非常にインパクトとしては弱いと思います。

それから、さっきも出てますけど、文化庁の史跡地ですかね、指定されているところが、教育長の話では、これは国宝と同じじゃないかというふうにおっしゃっておりますけども、もちろん大宰府政庁の跡そのものに車で踏みにじったり、あるいはそういうことをされると、これはやっぱり国宝として非常にこれはだれが見てもできる話じゃございません。ただ、そういう史跡地の周辺に、乱開発されたら困るからということで、広範囲にそこを史跡地として指定をして保存をするというふうな感覚で、かなり今、幅広く用地を購入しているわけですね。この駐車場、今ざっと言いましたように、この駐車場を民間につくってくださいとか、あるいは大宰府市でつくるということは、とても財政的に大宰府市ではできないでしょうし、民間にお願いしても、それは3,000坪の田んぼがあって、それを駐車場にしてですね、そしてやれるかといいますと、これはもう特異性で、1月から3月までは、確かに駐車場は満杯になるかもしれませんが、あとは全部あくわけですね。農地をそういうふうに変えますとですね、これは固定資産税は雑種地ですから、随分高くなります。そういったリスクを民間に負わせるということは、とてもできる話ではございません。

ですから、これはやはりどうしても国に負担してもらおうというか、そういうことを考えてやる必要があると思うんです。だから、さっき史跡地の指定をされたところが、史跡地だからできないというふうにおっしゃっていますけども、もちろん次はそういうふうで購入された土地が相当に生きてくるわけですね。その中で、やはりここは乱開発されたらまずいけども、せめて駐車場にするというぐらいのことはですね、ぼくはここに議論の余地があるんじゃないかというふうに思っております。

それから、ついでに言っておきますけども、大宰府政庁跡、あるいは水城跡、それから観世音寺周辺ですけども、これは大きな駐車場じゃなくて、ある程度100台か200台ぐらいとまれるような駐車場をぜひつくれば、将来的に、「まほろば」のと言いますか、まるごと博物館構想で回遊型のそういうものができると思います。そういった駐車場をある程度そういうところにまず最初にこういう緩和を含めまして100台か200台ぐらいの駐車場を史跡地で国が確保されている中でつくって、そこに駐車場をつくれば、将来的にはお客さんもそこに回遊で来ますでしょうし、そうすれば店も当然できてきます。何にもないのに、店を先につくって、だれもつくる者はございません。

それから、場所的にもう一つ、やはり大々的に考えなければいけないのは、筑紫野・古賀線のバイパスの内山地区のあちらの方に大々的なやっぱり駐車場をですね、1,000台、2,000台が入るような駐車場を将来的には考えるべきだと思います。

それで、さっきからアクセスの駐車場のサインの問題とかいろいろ出ていますけども、大宰府で駐車場がここにありますよというふうな外部の人に言えるのは、私は天満宮の駐車場だけではないかなと思うんですね。10台や20台の駐車場をですね、ここにこの駐車場がありますと地図に書けるとは思いますか。そういうことは私はできないと思います。そういうこと

を考えておりますので、この件についてはいかがでございましょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 不老議員さんのご提案といいますが、まさに分散型の駐車場と、いわゆるパーク・アンド・ライド方式の導入だろうと思います。先ほど申しましたけども、平成10年3月につくりましたこの基本計画原案の中には、確かに分散型駐車場、きちっと場所まで指定をいたしております。1つは、先ほどご提案されましたように内山地区、いま一つは水城地区、それからいま一つはJR太宰府駅構想の中で、ここでパーク・アンド・ライド用の用地を確保して、「まほろば号」で輸送するというふうな構想もございまして。

こういった形で、やはり市の中心部に大型駐車場というのは、現時点でも、将来的にもかなり難しい問題がございまして、今後こういうふうな分散型の駐車場について、きちっと検討していきたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） ぜひともよろしくお願いをします。

それからもう一つ、御笠川の拡幅工事が現在あっているんですけども、冬場はそんなにあの幅の河川が必要ではないと思いますね。河川敷に臨時の駐車場をすることということがよくあるんですけども、あそこの部分を駐車場にというふうなことも、今後はやっぱり検討する必要があるんじゃないかなというふうに考えておりますけども、いかがでございましょうか。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 河川のこと、この駐車場、太宰府天満宮の駐車場から、横町の方から道路を持ってくるという構想があるわけですけども、そのときに河川あたりに道路を通すことができるかと。そういうことは、非公式ですけども、県の方と協議をした経過はございますけども、今のところの回答では、それはできませんというような回答でございまして。まだまちづくり全体からのそういう計画、それから河川、詰めた話ではございませんけども、非公式的にはそういう部分では、今のところできないということは聞いております。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） ちょっと私の質問が悪うございましたんですけども、私が申し上げたのは、落合橋からあそこの下川原橋までが、今まで27mのところを55mに拡幅しているんですけども、冬場にあれだけの広さの水量はとて考えられません。夏、大水が出たときにはその幅は十分必要ではございましょうけども、冬場はその必要がないから、あそこの部分を必要な分だけ水を通して、少し低くはなりますけども、冬場の駐車場として活用できないかということをお願いしておるところでございまして。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） そういう意図も含んで今回回答したつもりでございまして、親水性、そういう河川の幅の中の親水性、そういうものを考慮していただきたいというようなお話はいたしました。駐車場とそういう部分でのお話はいたしていないのが実情でございまして。そうい

う意見もあったということはお伝えしたいというふうに思っておりますけども、今のそういう計画から見ると、そういう部分は今ないのではないかというふうに思っておるところでございます。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） よろしくご配慮のほどお願いいたします。

最後に、今までやりとりをいたしました内容を含めまして、市長さんの方から何かご意見がありましたらお願いします。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 今回の一般質問、不老議員以下、国博開館後の駐車場問題が一番大きな課題でございます。いろいろ部長からも答弁いたしましたけれども、我々といたしましては、できるだけ駐車場の、自動車で来られた方に迷惑をかけないような措置、何も駐車場だけが問題ではございませんで、迂回の問題、アクセスの問題等の検討、それから公共交通機関の利用を積極的に利用していただくと。と同時に、生活道路の確保もこれは大きな問題でございまして、国博、天満宮周辺に車が全部来てあの道を全部ふさぐようなことになったら、とんでもない話でございます。そういう意味でも、渋滞解消の一つの方法論としては十分そこも考えていかないといけないと思っております。

何といたしましても、国博のキャパシティーは限界があるわけでございまして、これ以上の人が来る、特に車で来る人に対する制限については、パーク・アンド・ライド方式等を含めまして、国、県また当局者と十分検討して、今後の長期計画をつくってまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。これで私の質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員の一般質問は終わりました。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は明日12月15日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後5時31分

~~~~~